

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政
府援助琉球政府・財政問題(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43569

沖繩
財政調查報告書

条約課長
法規課長

即
橋

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

沖縄・財政調査報告書

46. 1. 20
米北一

沖縄・北方対策特別 日本政府財政調
査団1983 別添・沖縄財政調査報告

書を送付越した上で、ご参考までに
供覧いたします。本調査報告書は、

琉球政府及び市町村における財務会計制度の
財政運営上の諸問題：税制改革、資産の処

理等に関し、復帰に際してのとりべき必要措置及び
復帰後の財政の見通し等につき検討したもので、
種々参考になる点多しと認められます。

事務連絡

昭和45年1月14日

各省担当官 殿

沖縄対策庁調整部

参事官 花園圭三

大蔵省、自治省、及び沖縄・北方対策庁から

なる財政調査団（団長 自治省財政局財

政課長 森岡 徹、調査期間 昭和45年

9月28日～10月10日）の 沖縄財政調査

報告書が、まとまりましたので、お送りいた

します。

1/18 入付

(投書)

沖繩財政調査報告書

昭和45年12月

日本政府財政調査団

目 次

はしがき	1
概 説	3
オノ章 琉球政府の財政	8
オノ節 予算審議及び予算科目	8
オニ節 財政状況	17
1 財政収支	17
2 繰越事業費	26
3 政府債務負担行為	36
4 援助金の受入未済	42
オニ節 主な歳出及び歳入(税を除く。)	48
1 人件費	48
2 普通建設事業費	58
3 政府支出金	57
4 借入金	60
5 手数料及び諸収入	64

オ 4 節 税 制	67
1 政府税	67
2 市町村税	81
3 税制の一体化	92
オ 5 節 資 産	119
オ 6 節 財政投融资	129
オ 7 節 特別会計	139
オ 8 節 政府関係機関	193
オ 9 節 類似県との財政構造の比較	219
オ 2 章 那覇市及び玉城村の財政	261
オ 1 節 那覇市の財政状況	261
オ 2 節 那覇市の特別会計	275
オ 3 節 玉城村の財政状況	286
オ 4 節 類似団体との財政構造の比較	293

は し が き

1972年に予定される沖縄の施政権の返還に備え、大蔵省、自治省及び沖縄・北方対策庁からなる財政調査団は、9月28日から10月7日までの10日間、琉球政府、那覇市、玉城村について財政調査を行なった。

調査の目的は、琉球政府及び市町村の財政の実態を把握することにより、沖縄が本土に復帰するに際して日本政府がとるべき措置及び復帰後における日本政府の財政上の施策に資するためである。

調査対象市町村として那覇市及び玉城村を選定したのは、前者は、政府所在地としてその財政規模が他の市町村に比して格段に大きいからであり、後者は、人口及び産業構造による市町村類型からみて、沖縄における平均的な町村であるからである。

調査の方法は、あらかじめ調査対象団体に送付した様式にしたがって作成された資料を基礎として、事項により全頁で又は各班別に意見交換を行なった。

なお、琉球政府については、各年度の決算を国政分、県政分、市町村政分に分類して分析を行なった。

この調査は、琉球政府及び市町村について、財務会計制度の一体化、財政運営上の諸問題、各種特別会計の処理、税制の改革、資産の処理等に関し、沖縄の復帰に際してどのような措置を講ずる必要があるかという観点から調査し、あわせて、復帰後における財政の見通しについても検討を加えたのであるが、報告書においては、これらに関する意見は、調査項目の全部については言及していない、今後における諸般の施策は、本報告書を参考として関係省庁で具体化されるべきものである。

財政調査団々員の名簿

団長	自治省財務局財政課長	森岡 欣
	沖縄、北方対策調整部参事官	花岡 圭三
	大蔵省主計局法規課課長補佐	森田 一
	主計局主計官補佐	永田 豊
	主税局総務課課長補佐	金親 良吉
	主計局法規課調査主任	鈴木 三也
	自治省財務局交付税課兼財政課課長補佐	土田 栄作
	財務局指導課課長補佐	田上 光夫
	税務局市町村税課課長補佐	丸山 高満
	財務局指導課調査係長	湯田 克治

概 説

琉球政府

琉球政府の1970年度決算見込は336百万円の黒字であるが、翌年度へ繰越した政府債務負担行為が2,623百万円ある。このうち、大部分は援助事業にかかる自己財源負担分である。また、1969年度及び1970年度において歳入欠陥を埋めるため、5,256百万円(14,600千ドル)の赤字借入を行なっている。

最近における琉球政府の財政は、歳出面においては、人件費等の義務的経費の増大や本土との格差是正のための投資的経費の増大が著しい反面、歳入面においては、次の表に示すように税制改正の影響もあって、租税収入が伸び悩み、相対的に一般財源が不足している。

さらに、本土と比較した場合、琉球政府については、本土府県では国庫負担の対象とされているが、琉球政府としては、自己財源で支弁しなければならないものも、沖縄の特殊事情として特に多額の財政負担をしているものがあり、これが琉球政府の財政構造を悪化させている一つの原因ともなっている。

このようなことから、財政運営はいきおい借入金に依存し、政府債務負担行為が累増している状況で、財政構造は硬直化の傾向を強めている。

(単位百万円・%)

区 分	1966年度		1967年度		1968年度		1969年度		1970年度		1971年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
租税及び印紙収入	17,131	71.7	21,115	61.2	25,335	61.9	26,278	55.1	30,199	52.7	35,236	62.7
雑収入等	1,827	7.6	2,088	6.1	2,365	5.8	1,072	2.2	1,248	2.2	1,370	1.9
前年度剰余金没入	270	1.1	489	1.4	1,845	4.5	165	0.4	49	0.1	36	0.1
借入金	-	-	1,260	3.6	-	-	5,364	11.2	5,292	9.2	6,300	8.7
日政援助金	2,120	8.9	6,192	17.9	7,879	19.3	9,686	20.3	14,893	26.0	24,574	34.0
米政援助金	2,553	10.7	3,386	9.8	3,477	8.5	5,159	10.8	5,626	9.8	4,765	6.6
合 計	23,906	100.0	34,530	100.0	40,901	100.0	47,727	100.0	57,307	100.0	72,281	100.0

注) 租税及び印紙収入、雑収入等及び前年度剰余金没入の「琉政自己財源」について、1966年度から1971年度への伸び率は190%であって歳入規模の伸び率302.4%、歳出規模の伸び率308%に比べ大幅に下回っている。

また、その歳入規模に対する構成比率は1966年度

においては80.4%であり、1971年度にいたっては50.7%と激減している。

このような事態を琉球政府のみで改善することは困難な面もあるが、例えば、所得税の減税に見合って県民税を創設する等税制の一体化を進めるほか、租税の徴収率の向上その他歳入の確保についてはお一層の努力を払うとともに、人件費の合理化その他経費の節減に充分の配慮を加える必要がある。

借入金残高及び政府債務負担行為の累増によって表わされる一般財源の不足の問題のほか、琉球政府の財政運営上目につくのは繰越事業費の増大である。これは主として日琉両政府間の会計年度にずれがあること、予算成立の遅延が慢性化していること、予算の執行に際して米民政府との調整が必要であること等に原因があると考えられるが、最近とみに急増している。1969年度における繰越額の歳出決算額に占める割合を、昭和43年度における本土のそれと比較すれば、次のとおりである。

(単位: 百万円)

区 分	繰越額 (A)	歳出決算額 (B)	(A) / (B) %	
琉球政府一般会計	2,295	47,678	15.3	
本土 {	国の一般会計	73,534	5,937,081	1.2
	府県の普通会計	115,897	4,166,596	2.8

1970年度においては、繰越額は2,196百万円(歳出規模に対する割合は16.2%)と増加しており、しかも琉球政府においては、年度中途において繰越予定の援助事業の自己財源負担分を予算から削減し、債務負担行為にふりかえる操作を行なっているのも実質的な繰越額は相当な額にのぼっているものと思われる。

本土復帰を2年後に控えて日政援助事業が増大することは当然のことであるが、繰越事業の過半を日政援助による事業が占めている。(1970年度繰越額2,196百万円のうち、4,608百万円が日政援助金であり、琉政の自己負担分を加えると事業費はさらに増加する)のは問題である。事業の実施計画、財源措置等について工夫をこらし、事業の早期完成に努力する必要がある。

2. 市町村

市町村の1969年度決算収支は総体的に整調である。市町村によって差異があるが、一般的に市町村の財政規模は小さく、歳入は固めに見積られている。

起債制度からくる制約があるにしても、産業基盤、経済基盤等の立ち遅れをとりもたすため、公共施設の整備計画などをはじめとする市町村振興計画を樹立し、行政水準の向上を図るよう、積極的、計画的な財政運営に努める必要がある。

また、本土復帰後は琉球政府と市町村との間で事務の再配分が行われることとなるので、統制の一体化をも進めながら市町村が担当すべき事務は逐次市町村へ移管する措置を講ずるよう配慮すべきである。

オノ章 琉球政府の財政

オノ節 予算審議及び予算科目

1 会計年度

琉球政府の会計年度はアメリカの会計年度と同じく、7月1日から翌年6月30日までとなっており、翌年の西暦年号でその予算の年度としている。したがって現在、執行中の予算は1977年度予算である。

2 予算編成権

予算案については、行政府は参考案を立法院に送付するのみで、予算の内容の決定権は、立法院の専属的な権限である。このことから本土と異なり予算審議に長期間を費やし、また参考案に対する立法院修正がしばしば行なわれる。立法院での予算審議は、予算決算委員会に付託されることになっているが、現実には連合委員会といわれる各委員会連合で審議されるので実質的には議員32人の全員で審議が行なわれる結果となっている。

3 立法院の会期

立法院は毎年2月1日に召集され、会期は150日が常例

とされている。したがって、会期は6月末に終るべきであるが、近年はこの会期が2箇月近く延長され、8月までかかるのが通例となっている。臨時会は原則としてない。

4 予算参考案の作成

当初予算の作成は、概算要求の提出期限が前年の11月30日であり、予算課長、予算部長、企画局長の査定を経て、企画局長を内示、同一順序で復活の調整をし、主席の補佐機内である局長会議（行政組織法オノ5条）に諮り、主席、副主席への説明、与党調整を行ない、4月末に立法院に送付する。なお、行政府のうち教育庁、琉球大学及び裁判所の予算参考案については、行政主席が調整権を有しており、行政主席は予算参考案に対するこれらの機内の意見を求めその意見を付けて立法院に送付するものとされている。また、立法院の予算については、議会運営委員会に諮ったうえ、立法院に送付するものとされている。

5 予算審議の実態

近年当初予算の審議が常に遅れ、1964年度以降毎年度当初は暫定予算となっている。すなわち、当初予算の成立

は、1968年度は7月31日、1969年度は7月20日、1970年度は8月15日、1971年度はさらにおくれで8月31日となった。このように、当初予算の立法院可決が遅れることについては次のような理由が考えられる。

- (1) 法的には立法院に予算作成権があるため、行政府の作成した予算参考案の内容がもう一度立法院で検討されること。また、例えば、販賣のベース・アップなど行政府と立法院の最終的な意見の調整の終わっていない問題が議会に持ち込まれ、この調整に日時を要すること。
- (2) 財源不足による予算締成難のため、議会の要望が充分予算参考案に反映し得ない場合があること。
- (3) 翌年度の当初予算に先立ち、当該年度の補正予算が提案され、この審議のため当初予算審議の日程の相当部分が費消される場合が多いこと。
- (4) 行政府の予算参考案作成が遅れていること。(例えば、1971年度の立法院提出は5月20日であった。)

6. 審議遅延の結果

このように本予算の成立が常に遅れる結果、すべての予

算の執行は遅れ、特に年度当初の2箇月は、事業費予算の執行が不可能という状態を招き、繰越事業を累増させる大きな原因となっている。

7. 予算科目

琉球政府の予算科目の内容及び本土との対比は別表に掲げるとおりである。この表から明らかのように、予算科目は本土と対比した場合、国の科目に近く、また、予算書の形式も国の予算書とほぼ類似した形式のものとなっている。これは、現在、琉球政府は国政、県政、市町村政の三つの行政を行なっているが、財政法、会計法その他財務会計制度が国のそれに準じているためである。このことから、本土復帰後の沖縄県の予算について、現在の本土の地方財務会計制度をそのまま適用することの適否が一応問題となるが、この点については財務会計制度が、本来、予算技術的なものであること、琉球政府と本土各県の予算科目にはさしたる相違がなく、また必要があれば予算科目において、その細目を設けて運用できることから本土復帰後においては本土の地方団体に適用されている予算科目をそのまま沖縄県に適用して差し支えないものと思われる。

別表 予算科目に関する調

琉球政府の歳出 予算科目	A	Aに相当する日本政府 歳出予算項目	Aに相当する本土の地 方歳出予算の節
011 職員俸給	02	職員基本給	2 給 料
012 職員俸給	01	議員歳費	1 報 酬
013 非常勤職員給与	05	非常勤職員手当	1 報 酬・7 賃 金
021 期末手当	03	職員諸手当	3 職 員 手 当
022 起退勤務手当	04	起退勤務手当	
022 管理職手当			
023 管外勤務手当			
024 へき地勤務手当			
024 通勤手当			
025 特殊勤務手当	03	職員諸手当	
026 宿日直手当			
027 医師及歯科医師手当			
028 初任給調整手当			
028 奨励制通学教育手当			
028 産業教育手当			
扶養手当			
029 委員手当	05	委員手当	1 報 酬
029 司法修習生手当	06	司法修習生手当	
031 公務災害補償費	05	公務災害補償費	5 災 害 補 償 費
032 政府公務員失業 者退職手当	05	政府職員等失業 者退職手当	03 職 員 手 当

琉球政府の歳出 予算科目	A	Aに相当する日本政府 歳出予算項目	Aに相当する本土の地 方歳出予算の節
033 退職給与金	05	退職手当	
034 恩給給付金	21 21	文官等恩給費 旧軍人遺族等恩給費	6 恩給及び遺族年金
041 議員調査通信費	08 12	議員通信交通費 議員調査研究費	8 報 償 費 9 旅 費 10 交 際 費 19 預金補助金及び付金
042 議員旅費	08	議員旅費	9 旅 費
043 議会雑費	08	議会雑費	10 交 際 費
051 管内旅費	08	管内旅費	9 旅 費
052 管外旅費	08	外国旅費	
053 委員等旅費	08	委員等旅費	
054 特殊旅費	08	特殊旅費	
055 旅行手当	09	〇〇旅費	9 旅 費
061 片用消耗品費	09	片 費	11 需 用 費
062 事業用消耗品費			
063 油脂及燃料費			
064 原材料費	16	原材料費	16 原 材 料 費
070 食糧費	9	庁 費	11 需 用 費
081 庁用備品費			
082 事業用備品費			
			18 備 品 購 入 費

琉球政府の歳出 予算科目	A	Aに相当する日本政府 歳出予算項目	Aに相当する本土の地 方歳出予算の節	
083 宣紙及重画購入費	A	15 被服購入費 09 庁 費	15 工事請負費	
084 補助機器等購入費			16 備品購入費	
090 被服費			11 需用費	
101 印刷製本費				
102 光熱及水料				
103 通信費				
104 燃料及積料			12 役務費	
105 保険料				
107 役務費			09 庁 費	14 役用料及び賃借料
108 ○○利子				4 共済費 12 役務費
110 修繕費	A	※ 支払利子 09 庁 費	12 役務費	
121 施設費			23 (償還金)利子 (及び割引料)	
122 不動産購入費			11 需用費	
123 船舶建造費			15 工事請負費	
123 測量設計費			16 原材料費	
			17 公有財産購入費	
			18 備品購入費	
			13 委託料	
			16 ○○補助金	
			16 ○○負担金	
	16 ○○交付金			

琉球政府の歳出 予算科目	A	Aに相当する日本政府 歳出予算項目	Aに相当する本土の地 方歳出予算の節
130 補助金・負担金 及交付金等	A	16 ○○補給金 16 ○○助成金 16 ○○奨励金 16 ○○援助金	19 負担金・補助 及び交付金
136 日米琉協同事務 局費分担金			16 ○○分担金
141 交際費			17 交際費
142 雑費			09 庁 費
143 管外渉外費	A	17 交際費	10 交際費
150 ○○会計繰入金			22 ○○会計へ繰入
161 ○○貸付金	A	23 ○○貸付金	11 需用費
162 ○○出資金			24 ○○出資金
170 ○○委託費	A	14 ○○委託費	11 需用費
181 賠償償還及払戻金			12 賠償償還及払戻金
182 ○○補償金	A	20 ○○補償金(償)	28 繰出金
183 行旅病人及び死 亡人等取扱弁償金			19 委託料
184 訴訟費	A	(項) 訟務費	22 補償(補填)及び 賠償金
185 ○○実費弁償金			23 償還金(利子及 割引料)
186 ○○補てん金	A	18 ○○弁償金 18 ○○補填金	19 負担金補助及び交付金
			9 旅 費
	A	18 ○○補填金	22 (補償)補填 (及賠償金)

琉球政府の歳出予算科目	A	Aに相当する日本政府歳出予算項目	Aに相当する本土の地方歳出予算の節
191 諸謝金	06	諸謝金	8 報償費
192 褒賞金	08	〇〇褒賞金	
193 〇〇賞与金	06	被収容者作業賞与金 収容者治療賞与金 取戻補償賞与金	
194 裁判及訴訟附帯費	06	諸謝金	8 報償費
195 患者給与金	08	旅費	
196 諸給付金	06	患者給与金 特別給付金 駐留軍離散者就労促進手当	11 需用費
197 取戻適応訓練手当	06	取戻適応特別給付金	
198 取戻適応訓練費	09	庁費	11 需用費
201 収容者治療費	14	〇〇委託費	
202 収容者諸費	09	庁費	19 負担金、補助及び交付金
203 取戻厚生費	-	-	
204 応急救助費	-	-	23 償還金(利子及び割引料)
205 被災者救済金	-	-	
211 借入金償還費	*	債務償還費	

(注) 日本政府歳出予算項目欄の*印は特別会計の歳出予算項目である。

(16)

オス節 財政状況

1 財政収支

(1) 琉球政府の最近における財政収支は、1966年度までは米民政府の意向もあって公共事業費等の財源としての借入金(本土におけるような国債発行制度はない)も行なわず、自己財源と日米両政府援助金の範囲内で堅実な財政運営が行なわれ、形式的にも実質的にも黒字という状態が続いていたものと見受けられる。しかし、1966年度まで収支均衡を保っていた財政は、次の表にみられるように1967年度以降はその規模が急激に膨張する一方、長期借入金、政府債券預担行為等が行なわれ、収支状況も急速に悪化したことがうかがえる。

(単位 百万円)

区 分	1966年 度決算	1967年 度決算	1968年 度決算	1969年 度決算	1970年度 決算見込	1971年 度予算
歳入総額(A)	23,906	34,530	40,901	42,727	52,207	72,281
歳出総額(B)	23,417	32,685	40,732	47,679	56,337	72,281
形式収支(A)-(B)(C)	489	1,845	169	48	368	-
繰越事業費(D)	2,644	3,178	2,498	2,255	9,186	-

(17)

区 分	1966年 度決算	1967年 度決算	1968年 度決算	1969年 度決算	1970年度 決算見込	1971年 度予算
(D)に係る未収入の日米援助金(E)	1,852	1,481	1,826	4,524	7948	-
繰替え支出と未収入の(F)	153	348	641	1,428	1,216	-
翌年度へ繰越すべき財源 ^{(D)-(E)-(F)} (G)	1,699	1,351	1,185	3,096	6,732	-
実額収支(C)-(G)(H)	490	494	138	1,293	336	-
単年度収支(I)	353	4	356	1,431	1,627	-
翌年度へ繰越した政府 債務負担(J)	-	194	2,337	1,314	2,623	-
公共事業費等財源借入(K)	-	1,260	-	1,800	3,600(3,780)	-
財政特別措置法による 一般財源借入(L)	-	-	-	3,564	1,692(2,520)	-
長期借入金計(K)+(L)(M)	-	1,260	-	5,364	5,292(6,300)	-

(注) 1. 横立金及び繰上償還は該当がない。

2. 1971年度予算欄の長期借入金は借入予定額である。

この表について説明を加えると

1. 琉球政府の歳出規模は1969年度決算においては1966年度の2.04倍となっており、これは本土における国の一般会計決算額の昭和40→43年度の1.59倍、地

方の一般会計決算額(純計)の1.54倍と比べ大幅な増加となっている。また、1969年度から1970年度にかけては19.4%の増、1971年度予算は1970年度決算見込に対して26.9%増と、本土における国、地方の財政規模の増をかなり上回る増加傾向をたどっている。

	国 一般会計決算	地 方 一般会計決算	琉 球 政 府
1966年度(昭和40年度)	37,230	43,651	23,417
1969年度(昭和43年度)	58,370	67,276	47,678
1970年度(昭和44年度)	67,375	66,397	56,939
1971年度(昭和45年度)	79,497	78,977	72,281
	159.2%	154.1%	203.1%
	115.8%	118.5%	119.4%
	118.0%	118.9%	128.9%

718-311以下は
当初予算

718-311以下は
地財計画

1. 収支状況をみると、1966年度は形式収支489百万円、実額収支450百万円の黒字であって、翌年度へ繰越した債務負担も借入金もなく経過しているが、1967年度に入ると一転して公共事業費等財源としての借入1,260百万円を行ない、なお翌年度へ繰越すべき財源として1,351百万円をかかえている。1968年度以降は翌年度へ繰越した政府債務負担行為が急激に増大し、後年度

における一般財源の充当を大きく制約し、1969、70年度には公共事業費等財源としての借入金のほか、69年度3,584百万円、70年度1,492百万円の赤字借入を行なうにいたっている。1971年度においても財源難から赤字借入2,520百万円を含め、6,300百万円にのぼる借入金を予定しており、財政収支の状況は悪化の一途をたどっているものと考えられる。

このような財政悪化の原因としては、財政需要の面では、本土復帰に備えて各行政分野において、本土との格差是正のために財政力を伴わないまま多大の事業執行がすすめられてきたこと、行政水準向上のための大幅な販買定数の増、経済成長に伴う人件費単価の高騰等により給与費負担が急増したこと等があげられ、収入面では、プライス法改正問題、油脂納付金及び教員給与援助の打ち切り等米政援助金の収入欠陥があったこと、所得税減税を中心とした税制改正による収減が大きかったこと等があげられよう。このほか徴税面において、年々税の徴収率が低下していること、税外収入の料率について本土よりかなり低いものも見受け

られることなど歳入確保の面においても若干問題があると考えられる。

また、財政運営の面からみると、琉球政府としては不可避的な面も多々あるが、日政援助事業についてはその急激な膨張から、また米政援助事業については精算方式をとっていること等から事業繰越が非常に多くなり、その結果、単独事業を含めて年度中途における債務負担行為により一般財源負担分を翌年度へ繰り延べる等の操作が行はれることなどが財政不健全化へなお一層の拍車をかけているものと考えられる。

(2) 年度を遡って赤字発生の状況を詳述すると

ア (1967年度)

1967年度の歳出規模は対前年度40%と異常な拡大をきたしたが、これは日政援助事業の急増、人件費の大幅な増加、市町村交付税率の大幅な改定等が主な増加原因となっている。とくに人件費増については、歳出増加額9,268百万円のうち約3,600百万円を占め、前年度の約40%増となっているが、これは販買定数約

20%増のほか、前年12月に遡りして実施した大幅な給与改定に基因している。また、市町村交付税率は、教育税制度の差止等に伴い政府六税の100分の14から一律に100分の22.6まで引き上げられている。このような歳出増に対し、歳入面では日政援助金の大幅な増(約40億円)、税収入の好調な伸び(約40億円)等があったが、当初予定して予算計上したプライス法改正に伴う米政援助の増1,440百万円(400万ドル)が実現しなかったために歳入欠陥を生ずるということもあって、その埋め合せ等のため、公共事業費等財源として1,260百万円(350万ドル)の借入を初めて行なうこととなった。また、この年には政府債務負担も崖かではあるが(194百万円)初めて起している。

イ (1968年度)

1968年度においても、プライス法改正予定増分2,280百万円(6,335万ドル)が実現しなかったが、この年度は1969年度分の税収入のうち約700百万円(約2,000万ドル)を繰り上げて収入したほか、財源捻出のための政府債務負担行為による自己財源負担分の

翌年度繰延べ(政府債務負担2,337百万円のうち約1,800百万円)、給与改定措置の翌年度繰延べ等により財政収支のつじつまを合わせることとなった。

ウ (1969年度)

1969年度は主導公選の行なわれた年である。この年度においては歳出面では前年度債務負担行為の歳出化を含め、自己財源による投資的経費の増が著るしく、また、給与改定措置は、前年度改定分とあわせ2年度分を年度内に支給するという措置をとったため、自己財源を充当すべき財政支出が急激に膨張した。一方、歳入面においては、約40億円(1,200万ドル)におよぶ所得税減税の実施、1968年度へ繰上げた税収分の歳入欠陥、経済成長の鈍化等により租税収入が当初見込より大幅に減収したことのほか米民政府からの油脂納付金及び国有財産利用収入1,584百万円(4,400万ドル)が打切られたため、自己財源は前年度に比しむしろ減収となり、公共事業費等財源としての借入1,800百万円(5,000万ドル)のほか、財政特別措置法により一般財源補てんのため3,584百万円(9,900万ドル)の赤字借入を行

なうこととなった。さらに、日政援助、米政援助による事業の繰越額が急増し（1968年度2,498百万円、1969年度2,295百万円）、その結果、翌年度へ繰越すべき財源を考慮した収支戻は上記の赤字借入を行なつてもなお1,293百万円の赤字となり、この年度において、財政収支は著るしく悪化したものと考えられる。

エ（1970年度）

1970年度においては、経済成長の回復に伴い税収入の増が見込まれたが、前年度に引き続き2,572百万円（2,150千ドル）におよぶ所得税減税が行われ、また前年度債務負担行為の歳出化、繰越事業の消化等による歳出増加が多く、このため公共事業費等財源の借入3,600百万円（10,000千ドル）のほか、特別措置法による赤字借入1,692百万円（4,700千ドル）（前年度に定めた特別措置法の借入限度5,631百万円（15,641千ドル）の残りのうち）を行なつて表面上財政収支のつじつまを合せることとなった。そのうえ、この年度の給与改定は立法院の審議が遅れ、その措置は翌年度へ持越され、また、政府債務負担による翌年度への繰延べも2,623百万円と今

までの最高額となっている。（ただし、この中には、財源不足による措置以外のものも含まれている。）

オ（1971年度）

1971年度においては引き続き経済成長が見込まれ、順調な税収入の増が期待されているが、前年度給与改定の支払、繰越事業の実施等を含め財政需要も増嵩している。したがって、一般財源の不足を補う意味において新規に計上された日政援助の「行政運営費援助」（20億円）もあつたが、他面、米政援助の教職員給与援助2,180百万円（6,000千ドル）が打ち切られたため、どうもその支出を賄うまでにはならず、公共事業費等財源としての借入3,780百万円（10,500千ドル）のほか、教職員給与削減分に見合う赤字借入2,180百万円（6,000千ドル）を行なうこととしている。なお、この年度には取崩の新陳代謝の促進のため、勸奨返取の返取相当財源として360百万円（1,000千ドル）の借入を予定しているので借入金合計は合計6,300百万円（17,500千ドル）となる。

2. 繰越事業費

(1) 琉球政府の事業繰越の方法としては、財政法に基づく継続費途次繰越、繰越明許費繰越及び事故繰越の三種類があり、表面的には本土における制度と何ら変りはない。しかし、毎年度財源難から繰越事業費に見合う財源を賅うだけの歳計剰余金を採留することができないので、未収入特定財源である日米両国政府からの援助金を除く自己財源負担分は翌年度の一般財源から充当することが通例となっている。また、繰り越された事業費は翌年度予算には再計上されず、予算決定後増加額として現計予算額に加算されて決算処理が行なわれている点も本土の制度と全く同じである。

なお、最近における繰越事業費の規模は、

ア 米政援助事業については、援助金が精算方式であるため、資金繰りの困難な時期は実施が遅れがちとなること。

イ 日政援助事業については、事業量の急激な膨張により事業計画の立案、準備が遅れがちとなり、そのうえ日米両政府の会計年度にずれがあること。

ウ 財源難等の理由から予算案の作成及び立法院における予算審議が遅れ、毎年年度当初は暫定予算となることが通例となっているため、事業執行が遅れがちとなること。

エ 日米両国政府からの援助金交付の遅延と、琉球政府の予算補正に際しての一般財源の涸渇とが相まって、援助事業費を政務債務負担行為にすることにより、自己財源負担分を補正減して翌年度予算に計上し、援助金はそのまま事故繰越とするという操作が容易にできること。(注1)

等が原因となって年々急激な増加を示し、繰越事業費の大半を日米両政府の援助金相当額が占めるという特異な現象を示している。(注2)

(注1)

予算補正に際しての政府債務負担行為と事業繰越の関係を1970年度の学校建設事業費を例として説明すると次のとおりである。

	当初予算 (百万円)	補正増△減 (百万円)	計 (百万円)	
(ア) 1970年度政府債務 負担行為限度額	51	1,662	1,713	補正で政府債務は大幅 に増加する一方予算 ではGRI自己財源 分を大幅に削減する
(イ) 1970年度歳出予算 計上額	2,433	△ 400	2,033 (イ)	
府上財源内訳				USAとGOTとは当 初のまま予算に計上 されている。
USA	612	0	612	
GOT	1,260	0	1,260	
GRI	551	△ 400	151	
(ウ) 1970年度執行額	-	-	500 (ウ)	補正後予算の極く 一部を年度内に執 行する。
		(USA 240 GOT 160 GRI 100)		
(エ) 1971年度へ繰越 (明許及び事故繰越)	-	(イ)-(ウ) 1,533	1,533	補正後予算の大部分 を翌年度へ繰越す。 財源は殆んどがUSA とGOTである。
		(USA 322 GOT 1,100 GRI 51)		
(オ) 1971年度歳出予算 計上額 (GRI 400)	400	-	400	補正したGRI自己 財源分は翌年度の予 算に計上する。
		(実際計上額は424)		

(28)

(注2)

歳出規模と繰越事業費との比較

(単位 百万円)

年度別	歳 出		翌年度への 繰越事業費 (C)	(C)/(A)	(C)/(B)	繰越事業費の うち日米援助金 相当額 (b)	(D)/(C)
	歳出総額 (A)	左のうち 事業費 (B)					
1971年度(予)	22,280	22,469	-	-	-	-	-
1970 (現)	56,938	27,362	9,196	16.2	33.6	7,948	86.4
1969 (決)	47,678	21,132	7,295	15.3	34.5	4,524	62.0
1968 (決)	40,732	-	2,498	6.1	-	1,825	70.1

(B)欄の事業費とは、歳出総額から人件費、物件費及び維持補修費を除いたものである。

(2) 1969年度及び1970年度の繰越事業費について主な事業とその財源内訳を示すと次の表のとおりである。

(単位 百万円)

事業名等	1969年度					1970年度				
	繰越額	左の財源内訳				繰越額	左の財源内訳			
		米政 援助金	日政 援助金	借入金	一般 財源		米政 援助金	日政 援助金	借入金	一般 財源
1 継続費並次繰越	324	-	271	-	53	504	-	504	-	-
新那覇病院建設	265	-	212	-	53	464	-	464	-	-
琉大施設整備	59	-	59	-	-	40	-	40	-	-

(29)

事業名等	1969年度					1970年度				
	繰越額	左の財源内訳				繰越額	右の財源内訳			
		米政 補助金	日政 補助金	借入金	一般 財源		米政 補助金	日政 補助金	借入金	一般 財源
2繰越明許費繰越	5,173	2,071	1,257	357	1,462	4,223	2,370	711	818	124
このまゝ生産奨励補助	109	-	-	-	109	-	-	-	-	-
土地改良特会繰入	123	-	-	-	123	181	-	121	60	-
農業施設	164	-	17	-	147	155	-	41	114	-
農山漁村電気導入	113	-	-	-	113	113	-	9	103	1
飛行場整備	800	435	360	-	5	432	70	360	-	2
道路工事	1,308	478	59	160	411	1,315	1,023	-	290	2
市町村土木助成	33	-	-	-	33	73	-	-	72	1
港湾工事	157	-	137	48	12	12	-	-	12	-
下水道事業	433	430	-	13	-	556	539	-	14	3
水道事業	145	-	-	63	82	78	-	-	77	1
公営住宅建設	257	115	138	-	-	-	-	-	-	-
学校建設	764	203	390	-	171	585	372	10	13	-
都市計画事業	84	-	-	83	3	134	48	13	21	2
その他	(67件) 646	236	156	-	254	(24件) 779	318	307	42	112
3事故繰越	1,635	229	439	123	844	3,658	360	3,109	112	77
産業投資特会繰入	464	180	270	-	14	382	202	180	-	-

(60)

事業名等	1969年度					1970年度				
	繰越額	左の財源内訳				繰越額	右の財源内訳			
		米政 補助金	日政 補助金	借入金	一般 財源		米政 補助金	日政 補助金	借入金	一般 財源
糖業対策	180	-	-	-	180	-	-	-	-	-
都市計画事業	218	-	90	123	5	33	-	-	27	6
道路工事	89	24	-	-	65	145	-	143	6	-
港湾工事	11	-	-	-	11	911	-	905	6	-
浪港施設	-	-	-	-	-	153	-	153	-	-
公営住宅建設	4	-	-	-	4	332	144	188	-	-
社会保険特会繰入	228	-	-	-	228	-	-	-	-	-
学校建設	36	18	4	-	14	1,128	17	1,090	38	-
学校教育補助	122	-	-	-	122	-	-	-	-	-
その他	(26件) 283	7	75	1	201	(27件) 570	14	450	35	21
(注) 4前年度再繰越	(5件) 163	144	-	-	19	(4件) 811	610	84	-	117
道路工事	144	144	-	-	-	429	332	-	-	97
飛行場整備	-	-	-	-	-	349	265	84	-	-
その他	(2件) 15	-	-	-	19	(6件) 33	13	-	-	20
合計	2,285	2,470	1,967	480	2,378	2,154	3,340	4,608	730	318

計 4,437百万円は前記(注2)の1969年度(D)欄の額
4,524百万円と87百万円の誤差がある。---(調査原
業不適合)

(61)

(注) 前年度再繰越は、前年度より明許繰越された事業
について、さらに翌年度へ事故繰越されたものであ
る。

上記繰越事業費の表について特記すべきものについて
説明を加えると次のとおりである。

ア 継続費並次繰越のうち、新那覇病院建設については
当初計画では1969年度から1971年度までの3箇年
計画とし、総事業費は1,863百万円(国政援助1,490
百万円、琉政負担373百万円)であるが、初年度の
1969年度は予算額266百万円全額を翌年度へ繰り越
し(土地移転補償に手回ったためである。)、1970
年度末においては繰越額を含め執行済額は580百万円
(国政援助527百万円、琉政負担53百万円)となっ
ている。これは1970年度までの計画額1,044百万円
に対し55.5%の進捗率であり、また1971年度の残事
業は全体計画の68.9%、1,283百万円(国政援助913百
万円、琉政負担370百万円)となっている。

イ 明許及び事故繰越のうち特に繰越額が多額なものに
ついて 当該年度予算計上額に対する繰越額の割合を

(ウ)

みると次のとおりであつて、全般的にかなりの高率を
示している。

(単位百万円)

事業名	1969年度			1970年度		
	(A)予算額	(B)繰越額	(B)/(A)	(A)予算額	(B)繰越額	(B)/(A)
飛行場整備	565	(明) 800 (事)	82.9	501	(明) 430 (事)	86.2
道路工事	3,250	(明) 1,308 (事) 89	43.0	2,743	(明) 1,315 (事) 149	54.4
下水道事業	509	(明) 433 (事)	85.1	559	(明) 556 (事)	99.5
公営住宅建設	321	(明) 253 (事) 4	80.7	387	(明) 332 (事)	85.8
学校建設	2,251	(明) 764 (事) 36	35.5	2,024	(明) 395 (事) 1,128	25.2
産業投資資金繰入	734	(明) 464 (事)	63.2	1,664	(明) 382 (事)	23.0
港湾工事	-	-	-	1,184	(明) 12 (事) 911	78.0

ウ 飛行場整備は、1969.70両年度で那覇空港を拡充
整備するための事業費であるが、マスタープランにつ

(ウ)

日米両国の意見調整に日時を要したため事業の実施が
1年ずれたものである。オ一期工事（埋立）は日米
両政府援助金で1970年度に繰り越されて実施されて
いるが、オ二期工事（施設）は1971年度に繰り越さ
れ、米政援助が打ち切られたため工事着手の目途がつか
ないままとなっている。

エ 道路工事、下水道事業及び公営住宅建設については
ほぼ同じ規模の金額が2箇年続けて繰り越されており
予算計上と執行とのずれが甚しく今後充分な検討を要
すると思われる。なお、両年度とも繰越額のうち過半
を米政援助金が占めている。（1969年度繰越額208
百万円のうち米政援助金1247百万円（60%）、1970
年度繰越額2352百万円のうち米政援助金1706百万
円（72%）。

オ 1970年度の学校建設で日政援助金を財源とする事
故繰越が多額であるのは、予算計上の特別教室分を実
施に際して普通教室に切り替えたため、配分に手回取
ったものであるが、自己財源負担分については補正予
算で修正減し、新たに政府債務負担行為により1971

年度予算に歳出化額として424百万円を計上して1970
年度の一般財源を捻出する方を講じている。（前出
ハのイ（注）参照）

カ 産業投資特会繰入の繰越理由としては、1969年度
は制度が創設された年であり、本土政府からの交付時
期が遅れたこと、1970年度は琉政産投会計よりの運
用先に対する配分額の決定に日時を要したことがあげ
られている。

キ 1970年度港湾工事の事故繰越は、那覇新港建設工
事費に関するものであって、工事計画に誤算があつて
その変更の日時を要したことが繰越理由とされている。

ク 1969年度繰越額のうちさとうきび生産奨励補助
108百万円、土地改良特会繰入123百万円、粟山漁村
電気導入113百万円、市町村土木助成33百万円、糖
業対策180百万円、社会保険特会繰入228百万円、学
校教育補助122百万円等の一般財源のみを巨額に繰越
している項目については、個々の繰越調書にはそれを
この理由が記入されているが、琉球政府の説明によれ
ば、何れも1969年度における一般財源の潤溜から翌

年度へ繰り越さざるを得なかったものとされている。

ケ 財源内訳のうち米政援助金と日政援助金の額は、それぞれその年度の援助金受入未済額となるものであるが、一般財源による繰替え支出があるので、必ずしも合致しない。繰替え支出については、別添「援助金の受入未済」の項で説明を加えることとする。

3 政府債務負担行為

琉球政府の政府債務負担行為は 制度的には財政法に定めるところによっており、日本政府の国庫債務負担行為と全く同じ性格のものである。

しかし、琉球政府は建設事業等で工期が長期にわたるため、次年度以降に債務がおよぶもの等、本来の債務負担行為のほか、「繰越事業費」の項で説明したように、年度中途における一般財源捻出の手段としてこの制度を利用してゐる。（「繰越事業費」(1) - エ及び(注)参照）。

1969年度及び1970年度の政府債務負担行為の主なものは次のとおりである。

(単位 百万円)

事 項	1969年度 債務負担行為 限度額	債務負担行為 期間	歳出予算計上額		1970年度の財源内訳		
			1969年度	1970年度	日政 援助金	借入金	一般 財源
道路工事費	1,548	2年	1,318	230	-	-	230
市町村土木事業助成	153	"	46	107	-	-	107
都市計画事業費	411	"	321	90	-	-	90
教育施設整備費	136	"	-	136	-	-	136
裁判所庁舎等建設費	373	"	220	153	-	-	153
麓山源村電気導入費	173	"	97	76	-	-	76
警察庁舎等建設費	210	"	70	140	70	-	70
その他(14件)	499	"	117	382	-	87	295
合 計	3,503	"	2,189	1,314	70	87	1,157

事 項	1970年度 債務負担行為 限度額	債務負担行為 期間	歳出予算計上額		1971年度の財源内訳		
			1970年度	1971年度	日政 援助金	借入金	一般 財源
厚生園(老人ホーム)建設費	105	2年	67	38	-	-	38
環境衛生費	119	"	56	63	-	-	63
新那覇病院建設費	165	"	-	165	17	144	4
林道整備費	117	"	47	70	-	70	-

事 項	1970年度 債務負担行為 限 額	債務 負担行為 期 間	歳出予算計上額		1971年度の財源内訳		
			1970年度	1971年度	国政 補助金	借入金	一般 財源
漁港施設費	427	2年	281	146	-	146	-
農業施設費	158	"	4	154	4	-	154
道路工事費	1,412	"	1,041	371	-	371	-
港湾工事費	618	"	477	141	-	141	-
市町村土木事業助成	159	"	-	159	-	159	-
都市計画事業費	119	"	-	119	-	119	-
水道事業費	126	"	-	126	-	126	-
公営住宅建設費	450	"	333	117	-	117	2
社会体育振興費	103	"	34	69	-	-	69
学校建設費	1,713	"	1,289	424	-	424	-
警察庁舎等建設費	63	"	31	32	-	-	32
その他(25件)	685	"	256	429	7	155	267
合 計	6,539	"	3,916	2,623	24	1,970	629

(1) 道路工事費は、日米両政府援助事業が大部分を占め、また、事業繰越の非常に多額な事項であるが、債務負担行為においても両年度とも次年度予算計上額が全額流政

財源負担分であることから、援助金相当部分は当該年度予算に含まれていることとなり、しかも事業繰越の状況から見ると、その大部分が次年度へ繰り越されていることとなっている。

(2) 市町村土木事業助成、学校建設等の市町村、教育区が事業主体のものについて、流政は年度末直ぐに限り債務負担行為を起し、援助金相当分は繰越し、自己財源負担分は翌年度予算に計上するという当該年度の一般財源捻出方法の一策として利用しているが、対応する市町村については明許繰越及び事故繰越の制度がないため、自己負担財源分を歳計剰余金として繰り越すという形になっている。

(3) 1970年度においては、政府債務負担行為の件数、金額とも急増しており、特に新那覇病院建設費、市町村土木事業助成、都市計画事業費、水道事業費等当該年度の歳出総額はなく、全額次年度予算に計上しているものが見受けられる。これらは事業の内容、促進度等から勘案して単に一般財源不足のためにとられた措置なのか、種々

問題があるものと思われる。

(4) 1970年度の債務負担行為について、翌年度歳出予算

計上額は2,623百万円であって、このうち琉政財源負担分は2,399百万円(財源内訳の借入金及び一般財源の合計額)であるが、この中には

ア 本来の債務負担行為として、当初から複数年度にわたって歳出化を図るべきもの

イ 年度中途において財源難から事業を翌年度へ繰越し、自己財源分は予算から削減して債務負担行為とするもの

とが含まれているが、特にイについてはさらに援助事業等で事業の計画等が遂行当該年度中に事業の着手又は完成がとうてい無理と判断されたため債務負担行為の措置をとり自己財源負担分を削減したもの(イ-a)と、財源難のために事業着手が困難となって債務負担行為としたもの(イ-b)とが見受けられるが、全体について以上の判別を行なうことは今回の調査からは困難である。

(5) なお、1970年度の当初予算における政府債務負担行

為と補正後におけるそれとを比較すると次のとおりである。

(単位 百万円)

区 分	債務負担行為限度額	歳出予算計上額		1970年度の財源内訳			
		1970年度	1971年度	日政援助金	米政援助金	借入金	一般財源
当初予算額	3,695	2,640	1,052	1,620	144	817	62
補正後予算額	6,539	3,916	2,623	2,771	144	259	142
差引増加額	2,844	1,273	1,571	1,151	0	42	80

ア 1971年度の歳出予算計上額の財源は前掲の表のとおりほとんど全額が借入金及び一般財源の琉政自己財源である。

イ 補正により限度額は2,844百万円と大幅に増加したが、1970年度の歳出予算計上額は1,273百万円増のうち1,151百万円が日政援助金で占めている。しかし、その額のほとんどが1971年度に繰り越されたとみて差支えない。

ウ 1971年度歳出予算計上額の差引増加額1,571百万円が前記(4)イに該当するものとの見方もあろうが、これ

をさらに(イ-a)、(イ-b)に分析することは困難である

4. 援助金の受入未済

曰、米政府からの援助金の受入未済額については、「繰越事業費」の項で述べたように、日米両政府援助金の交付時期の遅れ、琉球政府の事業計画の遅れ、財政事情等からみ合って琉球政府の繰越事業費が非常に多額となり、しかもその財源の大部分を日米両政府援助金が占めているという状況から、繰越事業費と同様に、1969年度から1970年度にかけて急激な増加を示している。

両年度の援助金受入未済の状況は次の表のとおりである。

(単位 百万円)

事業名等	1969年度		1970年度	
	援助金 受入未済額	繰越事業費の 25 援助金相当額	援助金 受入未済額	繰越事業費の 25 援助金相当額
1. 米政援助金				
(1) 当該年度受入未済分	2,798	2,326	3,259	2,730
道路橋梁	852	703	1,378	1,023
飛行場整備	436	435	101	70
下水道工事	430	430	539	539

(42)

(単位 百万円)

事業名等	1969年度		1970年度	
	援助金 受入未済額	繰越事業費の 25 援助金相当額	援助金 受入未済額	繰越事業費の 25 援助金相当額
公営住宅	115	115	144	144
産役特会繰入	180	180	202	202
学校建設	407	221	467	372
その他	(10件) 378	(7件) 242	(11件) 428	(8件) 380
(2) 前年度より繰越されたものの受入未済分	223	144	766	610
道路橋梁	218	144	465	382
飛行場整備	-	-	246	265
その他	(2件) 5	(1件) -	(3件) 55	(2件) 13
米政援助金計	3,021	2,470	4,025	3,340
2. 日政援助金				
(1) 当該年度受入未済分	2,952	1,967	4,788	4,524
道路整備	68	59	162	143
港湾漁港整備	289	147	1,260	1,059
飛行場整備	360	360	360	360

(43)

(単位 百万円)

事業名等	1969年度		1970年度	
	援助金 受入未済額	繰越事業費の 25 援助金相当額	援助金 受入未済額	繰越事業費の 25 援助金相当額
邦蹄病院整備	212	212	547	463
公営住宅建設	80	138	129	133
学校建設	509	394	1,025	1,100
疏大施設整備	84	59	96	40
産投資金繰入	270	270	-	180
その他	(26件) 1,080	(19件) 328	(44件) 1,405	(31件) 991
(2) 前年度より繰越された ものの受入未済分	-	-	251	84
飛行場整備	-	-	180	84
その他	-	-	(3件) 71	-
日政援助金計	2,932	1,967	5,239	4,608
合計	5,953	4,437	9,264	7,948

(1) 援助金の受入未済は、事業繰越が行なわれたために援助金の交付が翌年度になるものと、事業は実施されたが

(44)

援助金交付の手続きが遅れたために受入が翌年度にずれこむものとのことおりのある。

援助金の交付手続きに要する期間は、米政援助にあっては、精算方式であるため事業の完了後資金請求を民政府へ提出してからおおむね30~40日を要するのが通例となっている。また、日政援助については、概算交付が行なわれているが、事業計画の事前協議から承認にいたるまでの全ての手続きが民政府を経由するため、承認を得るまでに2~3箇月を要している。したがって、日政援助事業の実施については、民政府の審査をさらに一段と簡略化するか、または撤廃することが強く望まれている。

(2) 上記の表について、援助金受入未済の金額が繰越事業費のうちの援助金相当額より上回っているのは、当該年度において事業は進捗したが、援助金の交付が遅れているため一般財源により繰替え支出がなされたためである。すなわち、事業費は繰り越されていないが援助金の受入は翌年度へ持ち越されたものがあるからである。

(3) 米政援助金の受入未済のうち道路橋梁事業についてみ

(45)

ると、1969年度において前年度より繰り越されたものを含め受入未済が1,070百万円あるが、対応繰越事業費は847百万円であって差引き223百万円の繰替え支出を行なったこととなっている。これが1970年度になると受入未済1,243百万円、繰越事業費1,355百万円、差引き繰替え支出488百万円といずれも大幅に増加している。このような傾向は一般財源の乏しい琉球政府としても好ましい現象とはいえず、事業計画、予算計上方法等について検討を加える必要があるものと考えられる。

また、産投特会繰入（琉球土地住宅公社への融資財源）については、毎年予算計上の翌年度年末と年度末に援助金交付が行なわれており、民政府も改める意志はない模様であるので、予算計上方法について一考を要するものと考えられる。

(4) 日政援助金の受入未済のうち、1970年度の産投特会繰入についてみると、援助金受入未済額がないにもかかわらず援助金相当額180百万円が事業繰越されている。これは援助金の交付は年度内に受けながら、その配分に

手回取り、事業繰越をせざるを得なかったもので、財源を付けて繰り越す制度となっていないため、当該年度の繰替え支出の財源にくわれてしまった形となっている。このような形は個々の事業ごとにみればかなりの件数があり、プラス、マイナス相殺されて合計で受入未済額が繰越事業費を上回る額がいわゆる繰替え支出された額となっている。

(5) なお、繰替え支出とは、当該年度事業に対する援助金は未収であるが、事業は進捗し、年度内に支払の必要が生じたものについて立て替え支出をしたものをいい、その整理の仕方は次に示すとおりである。

事 項	予 算 額	支出負担 行済額	支出済額	翌年度 繰越額	資金交付 済 額	資金交付済額と 支出済額との差	資金未 交付額
		(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)-(B)	
	↑ 援助金予算額		↑ 歳出決算額	↑ 繰越事業費	↑ 援助金受入額	↑ (B) > (C) の場合繰替支出 (B) < (C) の場合は使込み	↑ 援助金受入未済額

(6) 繰替え支出の財源はもろもろの大部分が一般財源であるが、日政援助については、年度末において援助金の一部を不足分の繰替え支出の財源に充てているものがある。

これは、現在日琉両政府の会計年度がずれており、琉政の年度末である6月末の時点では本土政府としては年度中途であるため、常に琉政の年度末の処理ということになり、容易に行なわれているわけであるが、本土復帰により会計年度が本土と同様になると、このような処理は当然でなくなるので充分注意する必要がある。

才3節 主な歳出及び歳入(税を除く。)

1. 人件費

(1) 給与制度

琉球政府の給料表の種類は 行(一)、行(二)、税務、公安(一)、公安(二)、教育(一)、教育(二)、医療、技労及び研究並びに大学となっている。また、主席、副主席、局長は、特別職として別の給料表が適用される。給料表の構造は、行(一)

を例にとれば、5等級制で、1等級は部長、2等級は課長、3等級は係長及び1級事務長、4等級は2級事務長、5等級は3級事務長となっている。昇給期間は下位の等級昇給は6箇月、上位へいくと順次昇給期間が長く12~15箇月となる。

このような給料表を適用している結果、初任給が本土より高い反面、上位等級号俸の昇給期間と昇給間差額の関係で勤続年数の長い層の昇給が比較的不利になっている。なお、本年4月1日現在で琉球政府と本土の初任給を比較すると琉球政府の高校卒は26,676円(24ドル10セント)、大学卒は32,332円(103ドル70セント)であり、これに対して本土国家公務員の大学卒は上級甲31,500円、上級乙29,980円。(ほかに初任給調整手当 文科系1,000円、理科系2,500円)、高校卒は23,140円であり、琉球政府の方が高くなっている。しかし、給与決定時期(琉球政府は12月、本土は5月)の相違、付加給制度の相違等があるため、琉球政府取組の給与と本土との比較をすることにはかなり技術的な問題があるものと考えられるので、別途実施された「琉球政府公務員給与実態調査」の結果にまつこととし

たい。

(2) 給与改定の方法

ア 琉球政府の給与改定については、人事委員会が毎年11月1日現在で官民格差の調査を行ない、その結果の報告と給与改善のための立法の一部改正意見を提出することとなっている。

一方、取組組合は、ベースアップの要求を掲げて行政府と交渉を行ない、行政府は人事委員会の勧告を受け、組合との交渉を行なったうえ給与改定のための予算参考案を作成し、立法院に送付することとしている。

立法院においては、この参考案に基づき、かつ、組合の要求を聞いて給与改定に関する立法及び予算の作成を行なう。

このような手順を経る結果、人事委員会勧告を上回る行政府の給与改定案が作成され、立法院はさらにこれに上積みするという傾向がこれまであったが、1970年度分の給与改定については、野党多数の立法院は、行政府の案に対し、ボーナス10%と15ドルの上積み

の削減及び12月実施を1月実施に改める旨の修正を行なった。

イ 給与改定による給与改善の内容は、近年きわめて大型となり、取組1人当り本俸単価の上昇が著しい。すなわち、琉球政府資料によれば、1969年7月の本俸単価は、1960年7月の2.22倍となっており、また、期末手当（琉球政府には勤劬手当制度がないので、これに相当する分を含む）は、1960年度は年間わずか1.5月分にすぎなかったが、1970年度には本土を追い抜き、年率4.75月分に達するという高率のアップを続けている。

給与改定の実施時期は、1963年度以前は会計年度の始まりである7月1日が原則であったが、その後は逐次実施時期が早まり、1966年度以降は12月実施となっている。（ただし、1970年度は1月実施）

ウ 本俸以外の付加給制度は本土より少ないが、その主要なものは、次のとおりである。制度の特徴としては、年次有給休暇の買上げ及び勤しう退職の特別な優遇がめだっており、退職手当原資が多額に必要となるた

め高年令者についても退職させないで引き続き雇用する
場合すらあるといわれ、財政構造悪化の一因となっ
ている。

(ア) 通勤手当 本年4月1日から創設、限度額
2,232円(6ドル20セント)
自家用車使用者 720円(2ドル)
自転車使用者 576円(1ドル60セント)

(イ) 扶養手当 明年4月1日から実施
配偶者 540円(1ドル50セント)
1子 360円(1ドル)
その他の扶養家族 180円(50セント)

(ウ) 管理取手当 部長級で18%

(エ) 給料の調整額 離島勤務の取買、医師などに対し
調整数(2.5%)から最高は調整数
10(25%)まで10段階に区分して支
給

(オ) 期末手当 年間4.75月分

(カ) 退職手当 普通退職 1年以上10年以下、1
年につき1月分

11年以上30年以下、1
年につき11月分

勤しより退職は普通退職の3倍

(キ) 年休買上げ 退職時と最高年休の80日まで買上げ

(3) 人件費の増加

給与水準の急激な上昇、期末手当支給率の増加、諸手
当の創設等、給与制度面での給与費の増加があるほか、
公立学校における標準法の実施等により、琉球政府の取
買数は急激に増加している。すなわち1963年に9,900
人にすぎなかった琉球政府取買は、翌64年には12,000人
となり、66年14,200人、最近の70年9月1日では16,000
人となっている。このように給与水準の上昇に加え、取
買定数の増に伴って近年人件費は著しく増加し続けて
いる。

(4) 給与改定の予算計上方法

1963年度までの基本給の改定は、7月実施とされた
ため、年度途中で給与改定の問題は期末手当等に限ら
れ、財政負担面でさしたる問題は生じなかった。しかし、

1963年度以降、給与改定は過去に遡って実施すべきものとされたため、これ以降、琉球政府は、給与改定財源の捻出に非常に苦しむこととなった。すなわち、1966年度までは、年度内における自然増収等で給与改定をまかなって財政収支のバランスがとれていたが、1967年度においては、税の自然増収を給与改定財源に引き充てたもののプライス法改定による米政援助増の見込減により、給与改定と同じ時期に借入をして、財源を捻出することが必要となった。また、1968年度以降においては、財源難により給与改定分を翌年度予算で支払うような措置が講ぜられることになった。すなわち1968年度においては給与改定分を翌年度支払とし、1969年度においては、68、69両年度分の給与改定を実施し、1970年度においては、給与改定分を翌年度支払とされた。しかし、このようにその年度に発生した給与の支払義務を翌年度に繰越すことは、赤字の一部につき支払繰延べを行なっていることに似ており、その結果、これをまとめて2年分支払った1969年度において多額の赤字が発生し、給与改定をその年度に支払わなかった1968、1970年度は表面

上の赤字が少なくなるというように単年度の決算収支状態に決定的な影響を与えている。

2 普通建設事業費

琉球政府の普通建設事業費の推移は、次の表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	1969年度		1970年度		1971年度		対前年度比	
	決算額	構成比	決算額	構成比	予算額	構成比		
補助事業	衛生関係	896,963	8.0	908,474	10.8	2954,865	12.7	325.5
	農林水産関係	120,598	10.0	672,301	8.0	1,765,740	7.6	262.6
	土木関係	3,047,556	99.0	4,301,560	51.2	14,112,686	55.9	303.2
	教育関係	141,766	22.8	1,583,936	18.9	4,451,154	19.0	281.0
	その他	637,327	10.2	931,613	11.1	1,112,073	4.8	119.4
小計	6,220,108	100.0	8,397,884	100.0	23,328,518	100.0	277.8	
単独事業	衛生関係	11,670	0.7	37,330	4.2	317,9	5.8	211.6
	農林水産関係	386,082	30.6	2,969,97	33.7	3,166,31	23.2	106.6
	土木関係	2,910,87	23.1	2,270,08	25.7	4,014,44	28.4	176.8
	教育関係	427,713	33.9	1,464,13	16.8	3,874,68	28.4	261.1
	その他	144,452	11.5	1,71,870	19.5	1,81,839	13.3	105.8
小計	1,261,004	100.0	8,816,38	100.0	13,66,380	100.0	155.0	
合 計	衛生関係	508,633	6.8	945,804	10.2	3,035,863	12.3	321.0
	農林水産関係	1,006,680	13.5	969,298	10.4	2,082,371	8.4	214.8
	土木関係	3,338,603	44.6	4,528,568	48.8	13,844,130	54.4	296.9
	教育関係	1,845,377	24.7	1,732,398	18.7	4,838,622	19.6	279.3
	その他	781,779	10.5	1,103,503	11.9	1,292,712	5.2	117.8
合 計	7,481,112	100.0	9,258,522	100.0	24,894,870	100.0	266.1	

1970年度における普通建設事業費総額の対前年度伸び率は、24.0%であつて、昭和44年度都道府県決算における普通建設事業費の対前年度伸び率12.4%に比して相当に大きい。1971年度の子算額は前年度決算見込額に対して約2.7倍に上つてゐるが、これは事業量の増加もあるが、前年度の政府債務負担行為の繰出化2,623百万円が含まれてゐること、1969、70両年度においては、決算額にほぼ見込額が繰越され、69年度2,295百万円、70年度2,196百万円あるいは政府債務負担行為(69年度1,984百万円、70年度2,623百万円)にふりかえられたものが相当額にのぼることとも考慮しなくてはならない。

補助、単独別にみると、補助事業の割合がきつめて高く比重は増す一方であるが、最近の日本政府援助金の拡大を考えると当然の結果である。補助事業費の内訳では土木関係の割合が圧倒的に高く、ほぼ5割を占めてゐるが、その内容は道路、港湾、住宅、都市計画、飛行場整備、水の水の各般にわたつてゐるうえ、いずれも事業費が大きく、本土との格差是正のため積極的に社会資本の充実が進められてゐることがかかわれる。教育関係は琉球大学施設整備

備費、その他学校建設費がその主体である。農林水産関係は、農業施設や林道、漁港などの整備、衛生関係では、新那覇病院やハンセン氏病療養所の建設費などが大きい。

単独事業費について、その伸びが不安定であるのは、白米援助事業の対応費の増加に応じて、単独事業の財源が圧縮されるためと思われる。なお、事業費の大きい高校や大学の整備費、市町村土木事業助成費等については、一部借入金か財源とされている。

単独事業を部門別にみてその占める割合が高いのは、農業施設整備費、開拓移住地整備費、漁港施設等の農林水産関係で、総額のほぼ3割を占めており、特殊な事業としては西表青年訓練センター設置費、模範農場費などがある。土木関係はこれに次いで25%前後を占めてゐるが、そのほとんどは市町村土木事業助成費(道路、橋りょうが主体)である。

政府支出金

琉球政府が自己財源のみにより市町村及び各種団体等に対して補助金として交付してゐるいわゆる政府支出金は、

1971年度予算においては、公共事業費を含めて151件、2251百万円におよんでいる。その主な内容は次のとおりである。

(1) 根拠法令をもって市町村及び教育委員会に対して補助しているものは、市町村土木事業費補助301百万円、水道事業費補助185百万円、教育行政補助148百万円、失業対策事業費補助223百万円等で合計18件、1099百万円である。

(2) 根拠法令をもって各種団体等へ補助しているものは、合資糖原料価格対策補助122百万円、観光資源調査開発補助38百万円、離島航路補助27百万円、学校給食費補助31百万円等で合計25件、306百万円である。

(3) 予算補助をもって市町村に対して補助しているものは、さとうきび生産奨励補助117百万円、漁港施設補助53百万円、中間苗圃施設補助18百万円、畜産提供施設補助12百万円等で合計22件、275百万円である。

(4) 予算補助をもって各種団体等へ補助しているものは、

沖縄公務員厚生会補助100百万円、沖縄経済開発研究助補助200百万円、沖縄燕友会補助15百万円、購入肥料補助40百万円、産業開発青年訓練補助23百万円、魚船損害保険補助14百万円、災害資金融資利子補給11百万円、観光奨励補助12百万円、飛行場管理補助14百万円等で合計86件、371百万円である。

上記のうち、(1)、(2)、(3)については、教育、民生、産業、経済、土木等の重要施策に関するものが大部分を占めているが、(4)の各種団体等に対する予算補助は、件数、金額が示すように多岐にわたる。補助対象団体も各界にわたる複雑多岐である。(4)のうち特異なものをおげると次のとおりである。

宮古労共済会館建設補助	2,500 ^{千円}	沖縄戦没者慰霊奉賛会補助	5,522 ^{千円}
琉球公務員連盟	540	沖縄外地引揚會協会	3888
沖縄母子会	540	寄生虫予防協会	540
沖縄盲人会	220	沖縄公家衛生協会	2288
沖縄傷疾軍人会	2200	沖縄市町村軍用地地区会	
沖縄遺族連合会	2720	連合会補助	547

諸和院幼新入身傷害未補	沖繩海外協会 補助	810
横倉連盟補助	沖繩移住家族会	782
沖繩原爆被爆者協議会補助	企業団体等	1,764
らい予防協会	中小企業団体中央会	1,453
献血推進協議会	水道協会	720
林業団体	沖縄人権協会	360
沖縄畜産会	保護司連盟	708
水産協会	琉球防犯協会連合会	1,080

なお、(1)~(4)に掲げた「政府支出金」は、いわゆる琉政単独分であるが、この中には日政援助事業にかかる、いわゆるつきだし単独分が含まれているので、これを加えると琉政自己財源による単独政府支出金はさらに増加することとなる。

4. 借入金

琉球政府においては、借入金(財政法オケ条オノ項)は、公共事業費、出資金、貸付金の財源として、議決金額の範囲内ですることかできるか、1966年度までは米国政府の方針もあって借入れをしなかった。しかし、先に「財政収

支」の項を述べた事情に基づき、67、68、70年度には相当多額の借入れをすることになったが、その明細は下の表のとおりである。なお、71年度においても借入が予定されている。

このうち公共事業費等財源借入は財政法を根拠にしたものであるが、赤字借入は、1969年度における財政処理の特別措置に関する立法によるもので、議決された限度額5,631百万円(15,641千ドル)のうち3,584百万円(9,900千ドル)を69年度で借入れ、残りのうち1,692百万円(4,700千ドル)を69年度から繰越事業費の財源として、70年度において借入れている。なお、70年度の公共事業費等財源借入

会計年度	借入額	内訳	借入年月日
1967	公共分 1,260	1,260	67.6.30
1969	(公共分) 1,800	1,260	68.8.3
		540	69.5.26
(赤字分)	3,584	1,800	69.6.26
		1,080	69.6.30
合計	5,564	684	69.7.28
		900	70.3.10
1970	公共分 3,600	468	70.4.28
		936	70.5.20
(赤字分)	1,692	720	70.6.26
		576	70.6.29
合計	5,292	900	70.1.27
		432	70.5.1
1971	(公共分) 3,780	360	70.7.28
		2,520	
合計	6,300		

(注) 67年度の財政法オケ条による借入1,260百万円は、年度途中における補正予算によるものである。本土の昭和40年度公債発行の例にしたがえばむしろ赤字借入に分類される。

3,600百万円(1,000万ドル)は、70年度公共事業費の政費負担分の87%にあたり、しかもこれを当初予算に計上していることからみて公共事業費等の財源における借入金の恒常化と一般財源不足の深刻さをうかがうことができる。

67年度から70年度までの借入金は、いずれも琉球政府資金運用部からの借入れで、利率6.5%、半年賦であり、67年度分が7年償還(うち3年据置)、70年度公共分のうち9億円が11年償還(うち1年据置)のほかは、すべて10年償還(うち1年据置)となっている。

これらの借入金の償還計画は、別表のとおりであるが、72年度がピークで約22億円であり、71年度以降の償還額の累計は約150億円にのぼっている。このほか71年においても、先に述べたようにすでに63億円の借入を予定しており、このまま推移すれば後年度の公債費は著しく累増することになるので、71年度の財政運営に際しては慎重な配慮をする必要がある。

なお、71年度借入金の借入先は、資金運用部から4,140百万円のほか、初めて市中銀行から2,160百万円の借入を予定している。

別表 年度別償還状況

(単位:千円)

年度	償還予定額	資金運用部	市中銀行等の 他の金融機関	その他	合計
1969	元金	0			
	利子	149,479			149,479
	計	149,479	0	0	149,479
1970	元金	455,040			455,040
	利子	419,582			419,582
	計	874,622	0	0	874,622
1971	元金	1,011,168			1,011,168
	利子	729,266			729,266
	計	1,780,434	0	0	1,780,434
1972	元金	1,498,744			1,498,744
	利子	656,572			656,572
	計	2,155,316	0	0	2,155,316
1973	元金	1,498,600			1,498,600
	利子	559,156			559,156
	計	2,057,756	0	0	2,057,756
1974	元金	1,183,600			1,183,600
	利子	466,866			466,866
	計	1,580,466	0	0	1,580,466
1975	元金	1,183,600			1,183,600
	利子	389,932			389,932
	計	1,573,532	0	0	1,573,532
1976	元金	1,183,600			1,183,600
	利子	312,998			312,998
	計	1,496,598	0	0	1,496,598
1977	元金	1,183,600			1,183,600
	利子	236,063			236,063
	計	1,419,663	0	0	1,419,663
1978	元金	1,183,600			1,183,600
	利子	159,247			159,247
	計	1,342,847	0	0	1,342,847

5. 手数料及び諸収入

(1) 手数料

琉球政府の手数料の金額は、ドルで定められているため、本土の手数料とは端数部分が一致しないが、本土と比較するとほぼ金額が一致しているグループ、本土より手数料の金額が高いグループ、低いグループ及び全く手数料を徴収していないグループの4グループに分かれる。

本土と手数料の額がほぼ一致しているグループについては、本土法令をそのまま適用して差し支えないが、その他のグループについては手数料を徴収する行政サービスの内容について、琉球政府と本土との差違の有無などについて今後さらに調査のうえ、復帰時における措置を定める必要があろう。

(2) 諸収入

琉球政府の一般会計に属する雑収入は本土に比しかなり少ない。すなわち、一般会計の1970年度の雑収入は935百万円で、そのうち最大のものは検察庁(罰金等)の432百万円であり、次いで文教局(授業料等)245百万円、琉球大学66百万円の順となっている。また、

産収入は271百万円で、うち最大のものは通商局(港湾収入等)135百万円、次いで総務局(土地賃貸料等)62百万円となっている。しかし、このように一般会計の諸収入が少ない理由については、料率の決め方に問題があるものがある。例えば、高等学校の授業料は月360日(1ドル)で、かつ、11箇月分のみ徴収しているが、これは本土各県の高技授業料の水準(最高1,000円(4団体)最低600円(2団体)、中間800円(20団体)12箇月分徴収)の40%に過ぎない。物価をはじめ、各種料金等の体系における本土と沖縄の差はあるにせよ、今後、諸収入の確保面における琉球政府の努力が望まれる。

第 4 節 税 制

1 政府税

(1) 概 況

ア 歳入に占める税収の地位

琉球政府の1972年度一般会計予算における歳入総額は722億円であって、このうち租税及び印紙収入は352億円で歳入全体の49%を占めている。その割合の推移をみると次のとおりであつて、逐年低下してきている。すなわち、1966年度当時71.7%あつた租税及び印紙収入のウエイトは、1967年度は約10%も減つて61.2%となり、それが1969年度には55.1%と50%台に低下し、1971年度予算においては48.7%と50%を割つている。

第1表 租税及び印紙収入等の割合の推移 (単位:億円、%)

区 分	1966 年度	1967	1968	1969	1970 (決算見込)	1971 (予算)	1966→ 1971 伸び率
一般会計歳入 A	23,906	34,530	40,901	47,727	57,307	72,281	%
租税印紙収入 B	17,136	21,115	25,335	26,278	30,019	35,236	205.6
割合 (B/A)	71.7	61.2	61.9	55.1	52.7	48.7	
日政援助金 C	2,120	6,192	7,879	9,686	14,893	24,574	1159.1
割合 (C/A)	8.9	17.9	19.3	20.3	26.0	34.0	

このように租税及び印紙収入のウエイトが20%も低下したのは、住民負担軽減のための年々の所得税の大幅減税による収減(第2表参照)や日本政府による積極的な財政援助の拡大による補助金の大幅な増加に伴う歳入構成の変化に起因するものと思われる。このことは、この間における租税収入の実質的な伸び(税制改正前の収税の伸び)が年平均約123%と順調な伸びを示していることからもうかがえよう。(第6表参照)。

第2表 税制改正による増減収額の推移

(単位 百万円)

年度	所得税	法人税	その他	差引
1967	△ 2,700	—	1,539(石油税の創設等)	△ 1,161
1968	△ 1,908	—	432(物産税の増税等)	△ 1,476
1969	△ 4,032	△ 126	1,713(石油税の増税等)	△ 2,445
1970	△ 2,574	—	77(とん税の創設等)	△ 2,497
1971 (予算)	△ 802	—	621(石油税の増税等)	△ 181

(注) △印は減収額を示す。

1 直間比率等

次に租税及び印紙収入の税目別構成比をみると第3表のとおりである。これによると収税の最も多いのが所得税で25.3%、次いで物産税18.9%、石油税12.7%の順で、法人税は12.6%と4番目の収税となっている。また租税及び印紙収入税額に占める直接税の割合は41.7%、間接税の割合は58.3%で、いわゆる直間比率は間接税の方が高く、本土の直間比率(国税のみ65:35、地方税込み70:30)と比較すると、かなり特異な形となっており、沖縄経済の特殊事情を物語っている。なお政府税には本土の国税に当たる租税のほか府県税に当たる租税(自動車税、遊興飲食税、鉦区税、娯楽税のうち娯楽施設利用税相当分、所得税及び法人税のうち府県民税相当分、石油税のうち軽油引取税相当分)が含まれている。他面所得税、法人税、酒税、たばこ消費税、葉たばこ輸入税及び酒類消費税の6税収入の一定額(現行率30.98%)が市町村交付税財源に組み入れられている。

第3表 税目別税収入の構成比（1971年度予算）

(単位：百万円、%)

税目	金額	構成比	税目	金額	構成比	税目	金額	構成比
所得税			酒	2,507	6.5	とん税	28	0.1
源泉	6,215	17.6	酒類消費税	1,257	3.6	特別とん税	35	0.1
申告	2,684	7.6	煙草消費税	1,573	4.5	鉱石税	2	0.0
小計	8,899	25.3	茶煙草輸入税	305	0.9	石油ガス税	60	0.2
法人税	4,450	12.6	通行税	117	0.3	印紙収入	1,289	3.7
自動車税			娯楽税	237	0.7	間接税等計	20,546	58.3
現金収入	239	0.7	遊興飲食税	507	1.4	合計	35,235	100.0
印紙収入	1,099	3.1	物田税	6,650	18.9			
小計	1,338	3.8	嗜好飲料税	747	2.1			
直接税計	14,689	41.7	砂糖消費税	724	2.1			
			石油税	4,463	12.7			

(70)

シ 租税負担の現状

(ア) 沖縄における県民所得に対する租税負担率は第4表のとおりであつて、1971年度における負担率は12.7%（政府税 11.4%、地方税 1.3%）となつている。これに対し本土における租税負担率は18.8%（国税 12.8%、地方税 6.0%）であるが、人口及び県民所得水準が沖縄と類似すると認められる島根、鳥取、徳島、佐賀及び宮崎の各県における国税、地方税を通じた租税負担率は大まかな推計ではあるが42年度で、12%～15%と見込まれている。

地方税についてみると、沖縄の地方税負担率は本土のそれよりも低く、また、上記の類似県における負担率（42年度 4%～5%）に比べても低い。これは政府税収入のうち本土の府県税に相当する租税が含まれていることにもよるが、仮りにこれを地方税に置き替えても負担率はなお低い。

(71)

第4表 租税負担率

(単位 %)

年度	沖 縄			本 土				
	政府税	地方税	計	1人当たり 国民所得	国 税	地方税	計	1人当たり 国民所得
1967	12.4	1.4	13.8	441 178	12.1	5.8	17.9	441 306
1968	12.6	1.4	14.1	208	12.3	6.0	18.3	356
1969	11.4	1.5	12.9	235	12.6	6.2	18.8	416
1970 (見込)	11.3	1.3	12.6	271	12.7	6.0	18.7	486
1971 (見込)	11.4	1.3	12.7	310	12.8	6.0	18.8	555

(1) 次に県民所得中の個人所得に対する所得税の負担率をみると、1968年度当時4%程度であったものが、1969年度においては所得税の大幅減税により3.3%と0.7%低下している。これを同年度における本土の個人所得に対する所得税の負担率4.2%と比較すると若干低い水準にある。沖縄の現行所得税の課税最低限が本土のそれよりも低く、税率が本土よりも高くなっているのに負担率が低くなっているのは所得水準の差に基因するものと思われる。

(22)

(2) 税収見積り

ア 沖縄における税収予算の見積りは主税局が担当し、その事務は1970年度までは税務部(本土の国税庁に当たる執行機関)及び税関部がそれぞれ税目ごとに分担していたが、その精度を高めるため、1971年度予算から税制度全般を企画立案する税制室に移管された。

税収の見積り方法は、個々の税目ごとに最近までの課税実績を基礎とし、これにいわゆる経験率とよばれる過去の平均伸び率等を勘案して見込むいわゆる積上げ方式によっている。この場合、積上げ方式によって見積られた税収については別途GNPに対する税収弾性値を用いて求めた税収見込額とのマクロチェックが行なわれているが、その作業が遅れる関係からか税収に密接な関連をもつ経済見通しにおける諸指標、例えば雇用者所得や法人所得、通関輸入の動向等は税収見積りの際活用されていない。今後その活用方法を研究し、税収予測の精度の向上に資する必要がある。

イ 当初予算額と決算額の比較

租税及び印紙収入の当初予算額と決算額を比較する

(23)

と次のとおりである。

第5表 税収の当初予算額と決算額の比較
(単位 百万円)

年 度	当 初 予 算 額 A	補 正 予 算		決 算 額 B	決 算 過 不 足 額 C	割 合 C/A
		補正による 増 減	予 算 額			
1966	15,559	641	16,200	16,524	965	6.2%
1967	18,414	2,801	21,215	20,444	2,030	11.0
1968	26,101	—	—	25,334	△ 767	△ 2.9
1969	31,424	△ 5,380	26,064	26,278	△ 5,146	△ 16.4
1970	30,652	△ 472	30,180	30,062	△ 590	△ 1.9
1971	35,235	—	—	—	—	—

(注) △印は不足額を示す。

税収の当初予算額に対する決算の過不足額の割合は、上記の表に示されているように 1.9%～16.4%と年度によって大きな差がある。それがその年度内の予想を上回る経済活動の変動によって生じたものか、あるいは見積方法の技術的欠陥や見積態度によるものかは数量的に分析することは困難であるが、おおまかに傾向をみれば、1967年度頃まではやや固めに見積ら

、それ以降は行政水準の引上げに伴う財政需要の急増に対処するためなどもあって若干多めに見積られてきたといえると思われる。

ウ 税収の状況

政府税の収入状況は次のとおりである。税収決算ベースでの税収の動きをみると、1967年度まではベトナム特需等による経済の好況を反映して順調に伸びてきたが、1968年度（1969年度からの税収繰上げ計上約4億円がある）以降は若干鈍化している。これは毎年度の所得税の大幅減税も影響しているが、特

に1969年度はベトナム特需の減少、米国のドル防衛の強化などによる基地収入の落ち込みが大きく影響している。

租税収入の実質的な伸びをみる場合には、税別改正による増減収等の要素を調整したうえで検討することが必要である。こうした考察にはかなりの推計が入り込んで正確な算定はなかなか困難であるが、仮りに大まかな調整を加えると、その伸びは第6表のとおりである。

第6表 税収入等の伸び率比較

区 分	1966年度	1967	1968	1969	1970	
沖 縄	国民総生産	117.1%	120.0	118.1	113.3	116.0
	税収決算額	123.1	123.2	120.0	103.7	114.0
	同上の税制改正調整後	123.1	130.0	127.0	113.4	123.9
	税収弾性値	1.35	1.50	1.49	1.00	1.49
本 土 (国 税)	国民総生産	110.6%	116.7	117.4	117.9	118.8
	税収決算額	103.4	111.7	120.2	120.3	122.3
	同上の税制改正調整後	108.9	120.9	125.6	123.4	126.2
	税収弾性値	0.84	1.25	1.47	1.31	1.39

(3) 税務行政の執行状況

ア 課税関係

直接税事務の執行の状況をみると、沖縄における特殊な事情を考慮すれば、それなりに困難な税務執行の責任を果しているものと認められる。しかしながらその執行についてはなお次のような問題がある。

すなわち、所得税及び法人税については本土と同様申告納税制度を採用しているが、青色申告制度が導入されていないため（本年度の税制改正により1972年1月から導入）、納税者に記帳習熟者が少なく適正な自主申告を多くは望めない。したがって所得税については納税者の全員に対して確定申告のための納税相談を行ない、また法人税については悉皆調査をすることを建前として調査を行なっている。このような方法による納税者の把握は事務効率の低下を招き、ひいては税務調査の深度を決くさせることにもなるので、今回の青色申告制度の導入の機会に納税意識の高揚を図り、記帳指導の充実等申告納税制度の基盤の確立を図る必要がある。またこれと併行して局署を一体とした管理

指導体制を充実して真に調査なり指導なりを必要とする納税者を的確に振り分ける等事務処理の重点化と効率化を図る必要がある。

(注) 申告所得税の課税状況及び調査状況は次のとおりである。

(ア) 確定申告に対する更正決定の割合

区 分	1967年度		1968		1969	
	人員	総所得	人員	総所得	人員	総所得
確定申告 A	17,828人	10,000,592円	19,172人	13,041,822円	17,283人	14,913,311円
更正決定者 B	2,364人	1,362,167円	2,758人	1,802,359円	1,604人	1,281,500円
割合 B/A	13.3%	13.6%	14.4%	13.8%	9.3%	8.6%
1人当り増差所得	576円		654円		796円	
1人当り増差税額	94円		107円		120円	

(イ) 営業所得者の調査状況

年度	要処理 件数	調 査 件 数					調査総 計
		事 前 調 査			事後調査	計	
		実額調査	概況調査	小計			
1967年度	10,884	1,746	6,473	8,219	231	8,450	77.6%
1968	12,135	1,886	6,140	8,035	112	8,147	67.8
1969	11,151	1,889	5,905	7,794	129	7,923	71.0

(98)

イ 徴収関係

税目別徴収率は次のとおりであって、本年度分の徴収率をみてもかなり低く、その割合は年々低下している。これを税目別にみると申告所得税、遊興飲食税及び徴収困難な自動車税の徴収率が最も悪い。なお、自動車税についてはその納税を容易に確保するため従来の賦課方式を卓検の際に印紙で納付させる印紙徴収に切り替え、1970年10月1日から実施している。

第7表 税目別徴収率

(単位 %)

税 目	1968年度		1969		1970		
	本年度分	滞納繰越分	本年度分	滞納繰越分	本年度分	滞納繰越分	
所得税	源泉分	99.3	46.8	98.7	41.8	97.7	33.0
	申告分	81.0	47.2	75.4	39.4	68.5	42.1
法人税	94.9	69.2	93.7	64.9	93.9	55.8	
自動車税	81.6	24.8	81.7	25.5	80.0	19.7	
酒 税	99.4	43.8	99.6	44.1	99.8	37.9	
酒類消費税 (輸入税)	99.9	1.4	99.9	52.1	100.0	4.5	
煙草消費税	98.8	11.8	99.9	19.5	100.0	12.3	
葉煙草消費税 (輸入税)	100.0	-	100.0	-	100.0	-	

(99)

税目	1968年度		1969		1970	
	本年度分	滞納繰越分	本年度分	滞納繰越分	本年度分	滞納繰越分
通行税	99.7	9.4	99.3	80.1	99.9	83.5
娯楽税	92.8	25.2	90.6	47.2	84.3	44.2
遊興飲食税	77.9	33.8	72.5	33.6	76.3	36.6
物品税(輸入税)	100.0	-	99.9	-	100.0	-
嗜好飲料税	92.1	33.8	99.2	38.7	97.1	19.8
砂糖消費税(輸入税)	100.0	-	100.0	-	100.0	-
石油税	100.0	-	100.0	-	100.0	-
合計	96.4	42.1	95.6	39.2	95.2	37.2

徴収事務の執行の現状をみると執行上の問題点として、徴収部門は他の部門に比して経験年数の浅い(2〜3年)若年層が多く、人員配置の面においてかなりの問題があるほか、納期限からかなりの期間を経過した後滞納整理に着手しているのが現状である。今後はできる限り納税者の納税意識が鮮明なうちに着手できるように事務処理態勢を整備する必要がある。また、新規発生滞納を防止するため、滞納金の実態を分析

し、それに即応した整理方式を検討すべきであろう。

2 市町村税

(1) 概況

沖縄の市町村税は、普通税として市町村民税、固定資産税、事業税、不動産取得税及び軽自動車税があり、目的税として水利地益税及び共同施設税がある。なお法定外普通税の制度があるが、現在課税しているのは旧屋部村(名護市)の土石採取税(税収約700千円)のみである。

沖縄の9市46町村の税収入は第1表のとおり、1970年度決算見込で総額3,576百万円である。そのうち市町村民税1,015百万円、固定資産税1,220百万円、事業税1,223百万円であり、この三税で全収入の96.7%を占めている。

第2表 超過課税の状況 (1970年度)

(単位 千円)

税目	市町村数	税額	備考
市町村民税個人均等割	5	219	
、所得割	1	35,215	那覇市
、法人均等割	1	134	石垣市
、法人税割	7	53,327	
固定資産税	8	132,060	
計	(延数 22)	222,955	超過課税団体 20市町村

このような市町村税制の下での市町村税の負担率かどの程度になっているかを、いわゆる類似5県と比較すると第3表のとおりであり、県民所得に占める市町村税の割合は、沖縄は1.4%であるが、類似5県平均は2.3%である。また人口1人当たりの市町村税負担額は、沖縄は2990円であるが、類似5県の平均は5,882円であり、沖縄の市町村税の負担率は本土のそれに比し相対的に低位にあることがうかがえる。

第3表 市町村税の負担率

(1968年度)

区分	単位	沖縄	類似5県平均	島根	徳島	高知	佐賀	宮崎
人口(A)	千人	965	901	823	807	850	891	1,136
県民所得(B)	10億円	202	235	204	235	240	233	261
市町村税(C)	百万円	2,885	5,310	5,148	4,838	5,177	4,950	6,437
負担率 $\frac{C}{B}$	%	1.4	2.3	2.5	2.0	2.2	2.1	2.5
人口1人当り額 $\frac{C}{A}$	円	2,990	5,882	6,255	5,995	6,091	5,555	5,666

なお、税目別の納税義務者等の状況は第4表のとおりである。

第4表 納税義務者等

(1970年度)

税 目	納税義務者	地積(法定価格)台数	
個人の市町村民税均等割	230,876人	/	
所得割	173,968人		
法人の市町村民税均等割	2,342人		
固定資産税 土地	144,797人	98.93 ^{ha}	
家屋	151,564人	1.362 ^{ha}	
償却資産	13,239人	38.463 ^{万円}	
計	309,600人	—	
個人の事業税 第1種	10,241人	/	
2種	82人		
3種	2,886人		
法人の事業税 特別法人	35		
その他	1,793		
不動産取得税	5,393 ^件	/	
	5,771 ^件		
	11,164 ^件		
軽自動車税 = 輪	/	640 ^台	
= 輪		139	
四輪 { 乗用		12,158	
		貨物用	5,668
		小計	17,826
計		18,605	
= 輪の小型自動車		105	
台 計	18,710		

(86)

(2) 税務行政の執行状況

ア 課税関係

沖縄の市町村においては課税の適正化について、かなりの努力が払われているが、なお、次のような問題がある。

(ア) 市町村民税の賦課徴収については納税義務者の把握及び所得調査のために毎年戸順調査が行なわれている。給与所得者についても特別徴収制度がなく、申告納付制度となっているが、申告状況が非常に悪い実情にあるので、市町村の適正課税のための努力が過重なものとなっている。そのため所得税の源泉徴収者については源泉徴収票の写を雇主から提出させ又は税務署から写取を行なう等により適正把握に努めているところが多い。

また、市町村のなかには税務署等との連絡について十分でない市町村や住民税と事業税が同一市町村税でありながら申告を全く別々に行なわせている市町村があるなど、その課税方法について改善の余地がかなり多いと考えられる。

(87)

また、琉球政府の市町村の税務行政に対する指導も必ずしも十分ゆきとどいていないといえる。したがって、今後琉球政府においては、市町村の税務職員の資質の向上も含めて市町村の税務執行管理に対する指導の充実について十分配慮することが必要である。

(1) 固定資産税については、土地は毎年一回実地に調査を行ない、毎年評価を行なうこととされているが、沖縄の特殊事情、特に土地所有関係の未整理のため困難が多い。その結果那覇市などでは地積図の整備を先行させなければならぬため評価については、いわゆる遠観方式による評価を行なわざるをえない状況にある。家屋については、評価基準を定め、地区別に順調調査を行なって評価をしておき、また償却資産については、申告率が低いという問題があるが、資産構成比率の高い業種を重点的に調査し把握に努めている。

今後は、基礎資料の不足、低い申告率等の問題を改善して固定資産の評価の適正と均衡を保持するよ

う適正評価のための努力を払う必要がある。

イ 徴収関係

沖縄の市町村税の徴収率は第5表のとおりである。

第5表 市町村税の徴収率

(単位%)

区 分	1967年度			1968			1969		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
市町村民税	92.0	32.1	85.5	90.9	29.3	84.1	88.2	57.4	84.1
固定資産税	88.5	31.3	80.0	88.6	34.5	79.7	87.1	31.9	82.9
事業税	91.3	40.9	85.3	88.0	40.2	82.8	86.8	68.8	84.2
不動産取得税	81.9	35.3	70.9	71.8	32.3	63.4	77.9	56.7	69.9
その他	100.0	48.6	81.9	100.0	8.8	70.6	100.0	-	92.3
計	90.1	34.5	82.8	88.3	34.6	81.1	87.1	51.8	81.5

1969年度においては、市町村税全体では現年課税分87.1%、滞納繰越分51.8%、合計81.5%であり、昭和43年度の本土市町村の徴収率が現年課税分98.2%、滞納繰越分40.6%、合計96.3%であるのに比較すれば、沖縄の市町村税の徴収率の低さがき

わだつている。このように徴収率が低いことについては、次のような原因に基く面が多いと思われる。

第一は金庫制度や指定金融機関制度等が設けられていないことである。このため、那覇市などでは銀行に市職員を派遣し、週に3回収納の窓口を開設しなければならないというような状況となっている。その結果、納税者にとっては不便であり、課税当局にとっては手間と人員を要することとなつて、しかも徴収状況は不良となつていていると思われる。

第二に、給与所得者にかかる市町村民税率についても特別徴収制度がなく申告納付となつていて、この申告納付率がきわめて低いとため臨戸徴収によらざるをえなくなつていてという実情が問題である。

その結果、第6表にみられるように税務職員のうち相当部分の職員を徴税関係に投入せざるを得なくなり、それがひいては課税関係にも影響をおよぼしているものと考えられる。第7表のとおり徴税費が割高となつていてのは、税源に乏しいということ以外に、これらの制度面のしわ寄せが表われているものと思われる。

特別徴収制度、金庫制度等の創設については、現在立法院において継続審議中であるが、今後、その早急な実現を図るとともに、申告率の向上のための納税思想の普及徹底についても努力し、徴収率の向上と徴税費の節減に一段と努力する必要がある。

第6表 税務機構及び人員

(1970年10月現在)

那覇市	財政部	{	市民税課(29人)	{	法人係(6人)
					個人係(22人)
			資産税課(35人)	{	土地係(9人)
				家屋係(16人)	
				償却資産係(9人)	
			納税課(80人)	{	庶務係(12人)
					納税第1係(23人)
					納税第2係(11人)
					各支所納税係(33人)

第7表 市町村の徴税費 (1970年度)

区 分	金 額 等
税 収 見 込 額 (A)	3,576 百万円
徴 税 費 (B)	562 百万円
徴税費の割合 $\frac{B}{A}$	15.7%

3 税制の一体化 (主要問題点とその取扱い)

(1) 国税関係

ア 一般的事項

沖縄の現行税制は、政府税と市町村税とに大別され、その税制は、元来、本土税制を基礎として組み立てられているが、政府税制についてみると、沖縄は国と果が一緒になつていたり、沖縄経済の特殊事情からして、本土の国税体系とはかなりの相違が生じている。

本土と沖縄との国税体系上の主要な相違点は次のとおりである。

(ア) 沖縄の政府税には、本土の相続税法、有価証券取引税法等の税目がない (相続税法は 1970年度の税

制改正の際立法院に勧告されたが、成立にいたらず、継続審議となっている。)

(イ) 沖縄には、たばこ専売制度がなく専売益金相当部分をたばこ消費税及び葉たばこ輸入税として徴収している。なお、市町村税としてのたばこ消費税制度は創設されておらず、政府で徴収したたばこ消費税及び葉たばこ輸入税の一定額 (交付税率30.98%) が市町村交付税の財源に組み入れられて市町村に交付されている。

(ロ) 沖縄の政府税の中には、本土の府県税に当たる税目 (自動車税、鉱区税、遊興飲食税、それ以外の税目のなかに含まれている県民税、娯楽施設利用税及び軽油引取税相当分) が含まれている。

(エ) 沖縄の物品税、砂糖消費税及び石油税は輸入品のみ課税し、酒税についても内国消費税は低税率であるなど、間接税諸税は島内産業保護政策や観光政策的色彩が強い。

したがって、沖縄が本土に復帰する際には、沖縄の政府税を国税と地方税とに分離し、また、輸入品

にのみ課税されている物産税、砂糖消費税等を関税と内国消費税の本来の姿に戻す必要がある。ただ税制の改正については、その時々、の負担の状況や産業経済におよぼす影響等種々の角度からの検討がなされる必要があることはいうまでもない。したがって沖縄税制と本土税制との一体化を検討するにあたっては、以下に述べる負担調整の問題や復帰後の沖縄の産業経済のあり方との関連を考慮すべきであろう。

イ 所得税の問題

(ア) 現行の琉球政府の所得税制は、基本的には本土の所得税制に準じた制度がとられており、しかも負担の水準は次の課税最低限の比較をみてもわかるように沖縄の方がやや重い状況にあるので、所得税だけをとりあげてみれば、復帰の際、本土税制をそのまま沖縄に適用することとしてもとくに問題はないといえる。

しかし、本土では地方税である住民税として、府県民税と市町村民税が課されるが、現行の沖縄の地方税は市町村民税だけである。しかも沖縄の市町村

民税の所得控除や税率等は本土のそれに比較して相当の開きがあり、税率については本土の負担の2分の1ないし3分の1となっている。したがって今後沖縄の所得税を検討するにあたっては、所得税だけでなく、沖縄の所得税と市町村民税をあわせた負担と本土の所得税、県民税、市町村民税を含めた所得課税全体の総合負担とを比較しながら検討を進める必要がある(第2表、第3表参照)。復帰時の昭和47年までにはまだ1〜2回の税制改正の機会があり、この間に本土、沖縄ともに税制改正を行なうことが予想されるが、今後の税制改正に際しては、上記のように沖縄には現在県民税がないこと及び市町村民税の負担が本土よりもかなり低い水準にあることを考慮し復帰時点において所得課税全体の総合負担における一体化が確保されるよう配慮を加えつつ検討を行なうことが必要であろう。

第1表 所得税の課税最低限の比較（給与所得者の場合）
（単位：千円、%）

区 分	独身者	夫婦	夫婦子1人	夫婦子3人
沖 縄 (A)	317	534	659	907
本 土 (B)	342	577	729	1,029
割 合 (A/B)	92.7	92.7	90.4	88.2

(注) いずれも1971年度(45年度)改正平年分による。

第2表 所得税の主要控除額の比較

項 目	沖縄所得税	本土所得税
基礎控除	169.2 ^{千円}	180 ^{千円}
配偶者控除	169.2	180
扶養控除	97.2	120
給 与	定 額	100
	20%	792.0
所 得	15%	972.0
	10%	-
控 除	5%	1,980.0
	2.5%	-
	(最高限度額)	(333.0)

(注) いずれも1971年度(45年度)改正平年分である。
(96)

第3表 税率の比較

沖縄所得税	本土所得税
28.8万円以下 10%	30万円以下 10%
57.6 " 14	60 " 12
97.2 " 18	90 " 14
	120 " 16
147.6 " 22	150 " 18
198 " 26	200 " 21
248.4 " 30	250 " 24
298.8 " 34	300 " 27
	350 " 30
396 " 38	400 " 34
468 " 42	500 " 38
684 " 46	600 " 42
972 " 50	800 " 46
1,980 " 55	1,000 " 50
2,988 " 60	2,000 " 55
4,500 " 65	4,000 " 60
6,480 " 70	6,000 " 65
6,480 万円超 75	8,000 " 70
	8,000 " 75

(注) 本土所得税の税率は45年度改正平年分である。

(97)

(イ) 沖縄の所得税の課税の計算期間は毎年々月/日から翌年3月31日までの年度となっている(外人についてはク月/日から翌年6月30日)。したがって本土所得税(計算期間暦年)の適用に当たっては経過的な調整措置を講ずる必要がある。

⇒ 法人税の問題

(ア) 法人税の負担については、次の表のように県民税込みで比較した場合、普通法人の年所得300万円超の部分並びに協同組合等については本土税制の方が1%程度負担がなくなる場合が生ずる。しかしながら、沖縄では配当に対する軽減税率が設けられていないので、これを考慮すれば、特に問題はないといえよう。

第4表 本土と沖縄の法人税率の比較

法人・資本金・所得区分	沖縄法人税	本 土	
		法人税	県民税込み
協同組合等	23%	(23%) 19	(24.3%) 20.1
普通法人			
a 資本金7200万円以下			
(a) 288万円以下の所得	30	(28) 22	(29.6) 23.3
(b) 288万円～300万円	37	(28) 22	(29.6) 23.3
(c) 300万円超の所得	37	(36.75) 26	(38.8) 27.5
b 資本金7200万円～1億円			
(a) 300万円以下の所得	37	(28) 22	(29.6) 23.3
(b) 300万円超の所得	37	(36.75) 26	(38.8) 27.5
c 資本金1億円超	37	(36.75) 26	(38.8) 27.5

(注) 本土の税率の下段は、配当軽減税率である。

(イ) そのほか、本土では認められていない重要物産の製造等所得に対する免税や船舶建造準備金制度等の適用期限をどうするかの問題がある。

(注) a 重要物産の製造等所得に対する免税

適用期限 1972年6月30日、適用対象セ

ト会社/社 減収額 86百万円
(99)

6 船舶建造準備金

適用期限 1973年6月30日 適用対象 3社

減収額 9百万円

エ 間接税の問題

(ア) 沖縄の間接税制が本土の間接税制と基本的に相違する点は、a 本土のように関税に相当する税と内国消費税とに区分されていないこと、b 輸入物品に対する課税(物品税、砂糖消費税、石油税、酒類消費税、葉たばこ輸入税)を主とし、沖縄産品については酒類、たばこ、嗜好飲料(酒税、たばこ消費税、輸入品にも課税)、嗜好飲料税(輸入品にも課税)以外は課税されないこと、c たばこの製造が民営でたばこ消費税制度をとっていること、d 沖縄の間接税負担が種々の産業政策等の観点から本土のそれとかなり異なっていることである。これは沖縄の特殊な経済的環境のもとにおいて形成されてきたものであることを考えると、間接税の一体化については、種々困難な問題があるものと考えられる。

(イ) 具体的に問題となっている主なものは次のとおりである。

a 観光政策等の観点から講じられた外国製の宝石、貴金属、ウイスキー等の低率課税及び皮製品、さんご製品等の島内産品の非課税

b 島内産業振興のために措置された輸出貨パイ罐に対する原料用砂糖の免税及び本土における沖縄産パイ罐に対する優遇措置

c 島産ビールに対する課税の特例(島産ビールの軽課及び輸入ビールの重課)

以上の問題は単に税制の問題にとどまらず、各種の産業政策にも密接な関連を有する問題であることはいうまでもない。

(ウ) 間接税は課税物品の価格を通じて生産、流通、消費にも大きな影響を及ぼすこととなるので、できれば復帰までの間に本土税制との一体化を行なうことが望ましい。このような観点からすれば原則的には復帰と同時に本土税法を適用すべきであろう。しかしながら、現実の問題として復帰までの間に完全な

一体化までもつていくことはかなり困難であると考えられるので、若干の経過措置は必要とされるものと思われるが、上記のような間接税の性格から考えると、それは内容的にもまた期間的にもかなり限定せざるを得ないものと思われる。

オ 外国人課税の特例の問題

沖縄においては外国人に対し沖縄税法をオーバーホールする 民政府布令により課税がなされており、その結果、外国人に対し特権的な租税上の恩典が与えられている。このような特権的な課税は、租税負担の公平の観点及び本土の外国人課税とのバランスを考慮すれば、早期に廃止されることが望ましい。

(注) 現行布令による恩典の内容

沖縄国籍を持たないすべての個人について次のような恩典がある。

(ア) 沖縄源泉所得にのみ課税

(イ) 基礎控除等の特例額の適用 (例えば基礎控除額は $216,411 = 600$ ドル) 及び特例税率表の適用 (いわゆる $2/3$ 課税を認めている。)

(102)

(ウ) 米軍人、米国政府機関に雇用されている米国人の沖縄源泉所得の非課税

(エ) 外国人所有の自動車に対する自動車税の税率軽減

(例えば自家用乗用車の場合、普通の課税年額 $43,200$ 円 = 120 ドルに対し $24,000$ 円 = 66 ドル)

なお、この布令による軽減額は 1 年度予算ベースで約 3 億円である。

カ その他の問題

以上のほか、沖縄の税制は本土税制にみならず若干の遅れを伴いながら改正されてきているが、なお次のような問題がある。

(ア) 相続税についてはこれを創設する法案が立法院に勧告されたが現在継続審議となっている。

(イ) 国税通則法の立法化も琉球政府によって考えられているが、具体的作業は始まっていない。

(ウ) その他の各税についても、復帰の際の本土税法の実施時期等について、それぞれ考慮すべき問題がある。

(103)

第5表 沖縄の租税体系と本土の地方税体系一覧

(1971年、昭和45年)

(2) 地方税関係

ア 一般的事項

沖縄の地方税については国と県が一体となっていること等の理由によつて本土の地方税体系とかなりの相違がある。

本土と沖縄の地方税体系の主要な相違点は次のとおりである。

(イ) 道府県民税(個人分及び法人分)、電気ガス税、たばこ消費税、都市計画税、自動車取得税、軽油引取税等本土の地方税の税目で設定されていないものがある。

(ロ) 沖縄の政府税の中に本土の道府県税の税目である自動車税、遊興飲食税、娯楽税(施設利用分)及び鉦区税が含まれている。

(ハ) 沖縄の市町村税の中に本土の道府県税の税目である事業税及び不動産取得税が含まれている。

この関係を一覧表で比較すれば第5表のとおりである。

沖 縄		本 土	
政 府 税	市 町 村 税	道 府 県 税	市 町 村 税
(国税相当)	(道府県税相当)		
所得税	所得税 法人税 (道府県民税分)	道府県民税	市町村民税
法人税	自動車税	事業税	固定資産税
酒 税	遊興飲食税	不動産取得税	軽自動車税
酒類消費税	娯楽税 (施設利用分)	道府県たばこ消費税	市町村たばこ消費税
煙草消費税	鉦区税	娯楽施設利用税	電気ガス税
葉たばこ輸入税	石油税 (軽油引取税分)	料理飲食等消費税	鉦産税
通行税		自動車税	木材引取税
娯楽税		鉦区税	入湯税
物産税		狩猟免許税	都市計画税
嗜好飲料税		固定資産税(特例分)	水利地益税
砂糖消費税		自動車取得税	共同施設税
石油税		軽油引取税	宅地開発税
とん税		入猟税	国民健康保険税
特別とん税		水利地益税	
登録税			
印紙税			

(注) 本土の欄の○印は、沖縄にない税目である。

(105~106)

(104)

このように沖縄税制と本土税制とは税体系においてもかなりの差異があるので、沖縄の本土復帰に備えて、琉球政府においても税制一体化のための準備を進めてきている。しかし県民税創設についてはまだその具体的な措置はとられておらず、また、市町村民税については1971年度から1973年度までの間に本土税制との一体化の方向で段階的に税制を整備する案が1971年度市町村税法改正案として審議されたが成立にいたらず現在立法院において審議中である。なお本年10月税制審議会に対し「本土復帰準備のための税制改正について」追加諮問がなされ、県民税、その他の県税及び市町村税についての審議が行なわれている。また、機構改革を行ない、県民税創設等税制一体化の準備のための人員配置を行なうなどの措置がとられている。

したがって今後、税制一体化を円滑に進めるため、さらに努力を払うことが期待されるが、特に以下の事項について十分に留意しつつ、検討を加えることが必要であると思われる。

イ 県民税及び市町村民税

(ア) 個人

α 県民税の創設については、政府所得税及び市町村民税と県民税とをあわせた所得課税の総合負担について配慮を加えつつ検討を進めるべきであり、今後所得税の改正に際してはこの点を十分考慮しておく必要がある。現在、すでに第6表のとおり沖繩の所得税の各種控除のなかには本土の道府県民税に比しその金額の高いものがある。

したがって、今後、各年度の所得税の改正に際しては、本土における個人の道府県民税の改正の動向と沖繩における県民税の創設を考慮に入れるからその検討を行なうべきである。

第6表 沖繩の所得税と本土の県民税の主要控除額の比較

(沖繩1971年度、本土昭和45年度)

区 分	沖繩所得税 千円	本土県民税 千円
基礎控除	169.2	130
配偶者控除	169.2	110
扶養控除	97.2	80

(108)

	沖繩所得税 千円	本土県民税 千円
給与所得控除		
定 額	97.2	100
20%	792.0	800
15%	972.0	1,000
10%	—	—
5%	1,980.0	2,000
2.5%	—	3,000
(最高限度額)	(373.0)	(365)

β 市町村民税については、沖繩の市町村民税の控除は本土の市町村民税よりもやや低いが、他方、税率は本土よりもかなり低く、かつ税率の段階区分が第7表のとおり、相当相違している。したがって、現在審議中の段階的改正案を早急に実現し、本土との差異を解消するよう努めることが必要である。

(109)

第7表 沖縄と本土の市町村民税の主要控除額及び税率の比較

(a) 控除 (1971年昭和45年)

区分	沖 縄	本 土
基礎控除	126.0 ^{千円}	130 ^{千円}
配偶者控除	104.4	110
扶養控除	50.4	80
給与所得控除		
定 額	63.0	100
20%	657.0	800
15%	732.6	1,000
7.5%	912.6	-
5%	-	2,000
2.5%	-	3,000
(最高限度額)	(219.6)	(365)

(10)

(b) 税率

沖 縄		本 土					
所得段階	税率	所得段階	税率	所得段階	税率	所得段階	税率
44以下	0.9%	150以下	2%	150超	7	20,000超	12
44超	1.2	150超	3	2500超	8	30,000超	13
360 "	1.5	400超	4	4,000超	9	50,000超	14
720 "	2.0	700超	5	6,000超	10		
		1,000超	6	10,000超	11		

(1) 法人

沖縄の政府税の法人税の税率と本土の法人税、県民税及び市町村民税を加えた税率との間には、すでに述べたとおり、大きな差異はみられないので、特に問題はないと思われる。

ウ 事業税

個人の事業税については、第8表のとおりその税率がほぼ本土のそれと一致しているので、税負担上は特に問題はないが、県税移管の準備を進めることが必要である。

(11)

第8表 個人事業税の税率等の本土及び沖縄の比較

区 分	本 土	沖 縄
税 率		
第 1 種	5%	5%
第 2 種	4	3
第 3 種	5	5
助産婦等	3	5
諸控除		
事業主控除	32万円	17.3万円(480ドル)
専従者控除(青色)	完全給与	制度なし
白色	15万円	10.8万円(300ドル)

法人の事業税については、第9表のとおり、特別法人の税率において本土税制と相違があるので、これを本土税制に近づけるとともに、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険事業を行なう法人に対しても所得課税をしているので、本土税制と同様にこれを収入金額課税に変更するための準備を進めることが必要である。

第9表 法人事業税の本土・沖縄の税率等の比較

区 分	本 土	沖 縄
特 別 法 人	所得年150万円以下 6%	所得年144万円(4000ドル)以下 3%
	〃年150万円超 8%	〃年144万円超 5%
そ の 他 の 法 人	所得年150万円以下 6%	所得年144万円(4000ドル)以下 6%
	〃年150～300万円 9%	〃年144万円(4000ドル) ～288万円(8,000ドル) 9%
	〃年300万円超 12%	〃年288万円(8,000ドル)超 12%
電気ガス供給業 火保、損保事業法人	収入金額の 1.5%	その他の法人と同じ

エ 不動産取得税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税
自動車税、固定資産税及び軽自動車税

これらの税目については、第10表から第15表のとおり、その税率、控除、免税点等において本土税制と相違があるので、これを本土税制に近づけるよう努力することが必要である。

なお、不動産取得税については県税移管の準備を進

めること。料理飲食等消費税については、政府税の増
 徴税からの分離を行なう準備を進めること。固定資産
 税については評価の適正化を図るための所要の措置を
 講ずること。軽自動車税については、原動機付自転車
 を課税対象とするよう検討を進めることに、それぞれ
 努力することが必要である。

第10表 不動産取得税の税率等の本土・沖縄の比較

区 分	本 土	沖 縄
税 率	価格の3%	価格の1.5%
住宅控除	1戸につき150万円	72万円(2000ドル)
住宅用土地の減額	1戸につき150万円 (又は床面積の2倍の地価)	72万円(2000ドル) (又は書きの定めなし)
免税点 土地	5万円	3万円(80ドル)
家屋(建築)	15万円	9万円(250ドル)
(その他)	8万円	47万円(130ドル)

(114)

第11表 料理飲食等消費税の税率等の本土・沖縄の比較

区 分	本 土	沖 縄
税 率	10%	10% (旅館 5%)
基礎控除	800円	なし
免税点		
旅館宿泊	1600円	1080円(3ドル)
飲食	800円	360円(1ドル)
飲食店	800円	360円(1ドル)
チケット制食堂	400円	180円(5セント)

第12表 娯楽施設利用税の税率の本土・沖縄の比較

税 率	本 土	沖 縄
利用料金	ゴルフ場等 30% その他 10%	10%
定額課税	ゴルフ場 1人/日 600円	ゴルフ場 1人/日 108円(30セント) ~360円(1ドル) ゴルフ練習場 18円(5セント) ~36円(10セント)

(115)

第13表 自動車税税率の本土・沖縄の比較

区分	本土	沖縄	
普通自動車	乗用車 軸距 3048mm以下 54,000円 " 3048mm超 70,000 " 3048mm以下 22,500 " 3048mm超 45,000	" " 43,200円 72,144 14,688 21,600	
	トラック 4トン超 5トン以下 15,000円 5トン超	1トン以下 7,344円 1トン超 3トン以下 9,072 3 " 5 10,800 5トン超 14,256	
	バス 観光貸切用 45,000円 その他 14,000	定員40人以下 12,096円 " 40人超60人以下 15,120 " 60人超 16,416 けん引車付のもの 12,528	
	小型自動車	四輪車 自家用 総排気量 1.2以下 18,000円 " 1.2超1.5以下 21,000 " 1.5超 24,000 営業用 " 1.2以下 6,000 " 1.2超1.5以下 7,000 " 1.5超 8,000 乗用車以外のもの 同上	" 18,144円 19,872 21,600 5,616 6,912 7,776 5,616
		三輪車	3,800円 2,592円

第14表 固定資産税の税率等の本土・沖縄の比較

区分	本土	沖縄
税率標準	1.4%	0.8%
制限	2.1%	1.6%
免税点		
土地	8万円	
家屋	5万円	94円
償却資産	30万円	

第15表 軽自動車税の税率の本土・沖縄の比較

区分	本土	沖縄	
軽自動車等	二輪	1,500円 1,188円	
	三輪	2,000 1,584	
	四輪以上	乗用	4,500 3,600
		貨物	2,500 1,980
三輪の小型自動車	2,500	1,980	
原動機付自転車	課税	課税せず	

木 たばこ消費税、自動車取得税、狩猟免許税、軽油引取税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、入湯税、入猟税

これらの本土税制において法定税目とされているが、沖縄税制において設けられていない税目については、その創設のための所要の準備をそれぞれ進めることが必要である。

カ 市町村税収の見通し

本土並みの税制が採用された場合、市町村税については全体としては税収の増加が見込まれるが、市町村別にみれば若干の変動をまづることが予想される。那覇市のような都市についてみても、事業税は減収となるが、税収総額においては、ほぼ現状程度の収入を確保することは可能であろう。

第5節 資 産

1969年6月末現在における琉球政府有財産は次のとおりであつて、その行政財産、普通財産の区分は別表第1のとおりである。

区 分	数量 単位	数 量	価 格		
土 地	坪	3,682,150.47	4,976,241 ^円		
立 木	m ³	301.30	1,501		
建 物	建坪	107,444.11	10,844,542		
	延坪	158,406.01			
工 作 物			2,274,986		
機器	機械類	箇	743	672,390	
器具	車両類	台	512	214,571	
船 舶	汽 船	隻	11	944,59	338,099
	雑 船	隻	19	133,500	
政府出資等				8,584,448	
計				28,039,278	

政府有財産の台帳価格は、政府有財産法施行規則第19条の規定により5年ごとに改定することとされており、最近

においては1969年6月30日の現況において「政府有財産台帳の価格改定に関する評価要領」により価格の改定が実施された。

2 1970年6月末現在における政府立高等学校の敷地の所有権別面積は次の表のとおりであつて、総面積838,094.23坪のうち借地面積は(旧国県有地を除く。)は221,074.28坪で、全体の26.4%となつてゐる。地価の高騰を考慮すれば借用校地については早急に購入する必要があると認められるが琉球政府の財政状況からみて困難であると思はれる。財政基盤を確立するうえにおいて今後問題となる。

区 分	面 積
政府有地	189,721.68 ^坪
旧国県有地	427,298.27
市町村有地	102,625.34
教育区有地	48,620.00
後援会有地	43,754.69
私有地	26,074.25
計	838,094.23

(120)

3 財産の無償貸付状況は次の表のとおりであるが、これは移住地開発法第36条による一時貸付等法令によるものがほとんどであつて運用上特に問題はない。

区 分	数量 単位	数 量	価 格
土 地	坪	2,381,802.62	66,164 ^円
建 物	建坪	395.66	29,364
	延坪	457.89	
工 作 物			49,760
機 械 類	箇	1	1,426
計	件	429	146,714

4 琉球政府においては、琉球政府有財産のうち、本土復帰後において国が使用することが予想されるものとして次のように集計されている。しかし、これは琉球政府において、国政事務が80%以上を占めると分析された事務にかかる財産をすべて計上したものであり、個々の内容について検討がなされた結果によるものではない。

行政財産は、復帰と同時に国又は県に分割して使用されることとなるので、その区分については、琉球政府におい

(121)

ても充分検討しておく必要がある。

区 分	数 量	投資総額	資 金 内 訳			評価額
			琉 政	日 政	米 政	
土 地	296,593.29 ^坪	736,719 ^{千円}	736,719 ^{千円}	0 ^{千円}	0 ^{千円}	1,554,551 ^{千円}
建 物	47,832.37	3,463,930	2,316,484	279,034	868,412	3,558,331
工 作 物		769,374	533,100	182,042	54,232	709,226
機 械 器 具	308台	635,225	543,734	81,184	10,307	453,218
船 舶	3隻	7,214	7,214	0	0	6,459
計		5,612,462	4,137,251	542,260	932,951	6,281,785

(注) 起債によって取得した財産はない。

5 1969年度末における琉球政府の出資金は次のとおりである。

法 人 名	金 額	備 考
琉 球 銀 行	900 ^{千円}	各群島政府廃止の際八重山群島政府の分
日本電信電話公社	148	割引電信電話債券
農林漁業中央金庫	3,950,000	
琉球電信電話公社	420,000	全額現物出資
大 象 金 融 公 庫	1,724,960	

(22)

法 人 名	金 額	備 考
沖縄放送協会	765,912 ^{千円}	うち現物出資 693,912
沖縄観光開発事業団	43,200	
沖縄信用保証協会	57,600	
琉球土地住宅公社	511,200	
沖縄下水道公社	785,290	うち現物出資 644,890
琉球育英会	25,239	
計	8,584,449	

(注) このほか特別会計(産業開発資金、農漁業資金、糖業資金、漁船建造資金、パイナップル産業資金、運搬船建造資金、住宅建造資金)への繰入金が1970年度末で3,148,103千円。(琉政1,353,211千円、日政1,794,892千円)ある。

なお琉政の一般会計による貸付金はない。

6 市町村非細分土地の数量並びに1961年度から1969年度までの収入合計及び70年度、71年度の収入見込は別表第2のとおりであつて、71年度における該当市町村数は55市町村のうち37市町村にのぼり、その面積は、

(23)

4019.420坪、これにかかる収入額は214,999千円となっている。年度の違いはあるが、69年度の市町村歳入決算額にとめる70年度の収入額の割合が一番大きいのは、伊江村の16.2%であり、また最高額は那覇市の70.772%である。

市町村非細分土地の登記について（1955年米国民政府布令第146号）によれば、市町村非細分土地とは「土地台帳に未記載の、かつ、何らかの方法で識別又は表示されていない土地で、市町村が現に管理運営しているものをいう」とされているが端的にいえば基地の測量面積から申告面積及び旧国県有地の面積を控除したものであるといえよう。

この面積は51年の調査時期における不申告分、過少申告分あるいは畦畔、部落有地、排水路、公共用地等であるといわれているが、その使用料は52年から支払いが始まり、市町村は一般的には53年度から受け入れている。なお、市町村は供託の期日から6ヶ月を経過したのちでなければ当該資金を使用することができないこととされている。

市町村非細分土地にかかる収入については、これを積み立てている市町村もあれば、全部使用しているものもあり

(124)

また当該土地が一団地内にあることが明らかであるため、関係の部落、自治会にそのまま交付しているところもある。いずれにしても復帰後この資金の供託が廃止されるならば、市町村の財政にかなりの影響を与えることとなろう。

7 旧国県有財産について琉球政府は精度の高い資料を保有していない。できるだけ早い時期に米側から資料の提供を受けて関係の機関が実態を把握する必要がある。

別表第1 (1) 琉球政府有行政財産

区分	数量 単位	数 量	価 格
土 地	坪	3 558, 164.56	4 302, 297 ^円
立 木	m ³	301.30	501
建 物	建坪	105, 094.95	10, 735, 283
	延坪	155, 492.03	
工 作 物			2, 242, 464
機器	機械類	箇	742
器具	車両類	台	511
船 舶	汽 船	隻	11
	雑 船	隻	944.59
			338, 099
		19	133, 500
政府出資等			-
計			18, 638, 535

(125)

(2) 琉球政府有普通財産

区分	数量 単位	数量	価 格
土地	坪	123,985.91	673.944 ^{4円}
立木	m ³	-	-
建物	建坪	2,349.19	109,259
	延坪	2,913.98	
工作物			32,522
機器 機具	機械類	箇	481
	車両類	台	89
船	汽船	隻	1
	雑船	隻	1
政府出資等			8,584,448
計			9,400,743

(126)

別表第2 市町村非細分土地の数量並びに1961年度から1969年度
までの収入合計及び70年度、71年度の収入見込

単位：数量(坪)金額(円)

市町村名	年度 1961年度 1969年度 金額計	1970年度		1971年度		備考
		数量	金額	数量	金額	
国頭村	9,743	28,028	1,386	28,028	1,386	
東村	67	1,246	13	1,216	13	
上本部村	14,215	25,313	1,326	25,313	1,326	
本部町	1,791	13,028	186	13,028	186	
名護市	42,417	580,885	6,391	580,885	6,391	
(旧羽地村)	728	7,378	129	7,378	129	
(旧名護町)	15,756	167,041	2,373	167,041	2,373	
(旧屋部村)						
(旧久志村)	25,933	406,466	3,890	406,466	3,890	
恩納村	27,448	213,316	3,827	213,316	3,827	
宜野座村	23,528	366,276	3,559	366,276	3,559	
金武村	37,079	309,348	3,767	309,003	3,755	
伊江村	18,742	528,656	27,119	333,438	16,425	
石川市	12,586	52,255	617	52,255	617	
美里村	29,147	119,223	3,776	119,223	3,776	
与那城村	2,293	2,799	183	2,799	183	
勝連村	17,867	38,463	2,754	38,463	2,754	
具志川市	40,727	100,802	5,729	114,514	5,875	
川市	80,112	328,148	12,632	328,148	12,632	
読谷村	18,837	576,219	27,270	576,219	27,270	
嘉手納村	75,928	202,550	11,747	202,550	11,747	

(127)

市町村名	年度	1969年度		1970年度		1971年度		備考
	1961年度	金額計	数量	金額	数量	金額	金額	
北谷村	385	165,456	12,765	165,456	12,765			
北中城村	45,898	86,048	7,095	86,048	7,095			
中城村	2,989	4,156	418	4,156	418			
宜野湾市	81,489	150,569	12,967	150,569	12,967			
西原村	743	1,343	131	1,343	131			
浦添市	31,736	49,778	4,731	49,778	4,731			
豊見城村	972	3,002	166	3,002	166			
東風平村	990	8,386	180	8,386	180			
具志頭村	7,805	55,786	1,264	55,786	1,264			
糸満町	3,577	15,153	615	15,126	625			
玉城村	5,722	32,671	893	32,671	893			
知念村	630	4,590	99	4,590	99			
佐敷村	1,714	5,952	285	5,952	285			
与那原町	3,988	2,269	678	2,269	678			
大里村	208	672	34	672	34			
南風原村	742	1,503	161	1,503	161			
仲里村	23	-	-	-	-			
具志川村	37	-	-	-	-			
渡嘉敷村	20	408	3	408	3			
平良市	0	14	0	14	0			
上野原	61	821	9	821	9			
那覇市	398,776	125,566	70,772	125,566	70,772			
合 計	1,465,262 (2,070,177)	4,700,698	225,549 (626,527)	4,019,420	214,999 (597,222)			

第6節 財政投融资

1. 概況

沖縄においては、本土の財投機関に相当するものとして、かなり早い時期から農林漁業中央金庫（1952年）、大衆金融公庫（1955年）等が設立されて、主に一般会計資金を資金源として業務を行なってきたが、1966年に本土にならって資金運用部が設立され、従来銀行預金になっていた特別会計余裕金等と統合して運用するようになった。続いて1968年に琉政の財源難のため本土資金運用部資金、簡保資金を導入するに伴い、その資金管理及び財投各機関に対する運用を行なうこと等を目的として産業投資特別会計が設立された。かくして、一般会計財源と異なり利払及び償還の必要な資金運用部資金等を中心として総合的計画的に運用していくという意味で、本土の財投類似の制度ができあがり、1969年度より本土の財投計画にならって、財政投融资資金計画が策定され、予算審議参考資料として立法院に提出されることとなった。

その後1970年に新たな財投原資と供給するため本土産米穀資金特別会計が設けられた。1971年度にお

ける運用対象機関は次のとおりである。

特別会計	公社公庫等
産業開発資金融通特別会計	大衆金融公庫
農林漁業資金	琉球土地住宅公社
中小企業近代化資金	琉球電信電話公社
運搬船建造資金	沖縄下水道公社
郵政事業特別会計	沖縄放送協会
住宅建設資金融通特別会計	沖縄観光開発事業団
土地改良事業特別会計	農林漁業中央金庫

市町村

一般会計

2. 原 資

財政投融資の原資は次のとおりである。

(単位 千円)

分	1969年度 (実績)	1970年度 (見込み)	1971年度 (計画)
一般会計出資	170,000	-	205,031
産投会計出資	1,351,800	1,556,000	810,000
内 国政援助金	630,000	800,000	400,000
琉 球 資 金	541,980	735,840	410,000

(100)

区 分	1969年度 (実績)	1970年度 (見込み)	1971年度 (計画)
米 政 資 金	179,820	20,160	-
産投会計融資	2,800,000	5,408,000	3,234,000
内 本土運用部	2,800,000	5,300,000	6,000,000
本土簡保	-		1,000,000
その他	-	108,000	234,000
運用部資金	8,741,945	8,518,195	7,648,992
本土産米穀資金	-	-	4,022,687
小 計	13,063,745	15,482,195	19,920,710
自己資金等	9,118,145	11,142,235	10,641,056
再 計	22,181,890	26,624,430	30,561,766

(注) 見込みには繰越額を含む。

1971年度についてみると、自己資金は別として、資金区分により次のように分類される。

1) 国政援助金による産投及び産投融資と主な資金源と

している機関

産業開発資金、住宅建設資金、農林漁業中央金庫、琉球電信電話公社、土地改良事業(ただし本土産米穀資金)

(101)

(2) 琉政資金による産投出資及び運用部資金のみと資金源としている機関

運搬船建造資金、郵政事業、琉球土地住宅公社、
沖縄下水道公社、沖縄観光開発事業団、沖縄放送協
会、市町村、一般会計

(3) 日政援助金、琉政資金等が資金源となっているもの

大衆金融公庫、農林漁業資金、中小企業近代化資金、
日政援助金、本土運用部資金等がどの機関を担当する
かは法令上の制限(後述)は別として、明確な基準は
ない。しかし本土運用部資金、簡保資金の運用に際し
ては備還の確実性が重要な基準となるようである。

以下個別の資金源について説明を加えれば、次のとおり
である。

(1) 一般会計出資

1969年度は日政援助金による農林中金向出資、

1971年度は中小企業近代化資金向出資(日政、琉
政半額ずつ)である。なお上記の表以外に米政資金に
よる統合下水道施設の下水道公社に対する現物出資(一
般会計経由)がある。

(2) 産投会計出資

各財投機関の運営費及び赤字逆ざや分の補てん等を
目的として行なわれているものである。

日政援助金は琉政一般会計を経由して産投会計に繰
入れられる。1971年度は日政、琉政とも産投出資
が減少していることが注目されるが、日政援助金の場
合は対象機関のうち産業開発資金に対する出資が創業
期を過ぎて急速に減少したことが原因であるが、琉政
資金の場合は琉政の財源難が主な原因である。この結
果琉政出資対象機関の中には、かなりの資金難に陥つ
ているものもある。

(1) 産投会計融資

「沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球
政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法」(以
下「特別措置法」という。)に基づき、沖縄が復帰す
るまでの間における経済援助の一環として日本政府が
貸金運用部資金及び簡保資金を産投会計に融資(1971
年度の場合年利6.5% 貸付期間10年内据置1年)
し、産投会計より各機関に対し運用あるものである。
目的は、農林漁業、鉱工業、中小企業等の産業振興開

発と、住宅建設の促進であり、貸付対象は特別措置法
 施行令により次の機関に限定されている。

旧造船建造資金、産業開発資金、住宅建設資金、郵
 政事業、農林中金、大塚公庫、電々公社

なお、本土資金と資金源とある融資のほかは、運用
 による利益金等を財源とする融資がわが国であるが存
 在する。

(4) 本土産米穀資金

「沖縄における産業の振興開発等に資するため琉
 球政府に対する米穀の売却に關する特別措置に關
 する法律」に基づき本土食糧会計が琉球政府に売却し
 た米代金の支払と無利子3年据置17年賦とあること
 により生じた資金と本土産米穀資金特会にプールし、
 農林関係を中心とした産業の振興開発等を目的として
 運用あるものである。運用対象は政令(本土の)で定
 められているが、1971年度から運用開始される対象
 は、農林漁業資金と土地改良事業である。

(5) 資金運用部資金

社会保険特別会計の余裕金、積立金及び郵便貯金を
 主要財源とするもので、運用対象は本土と同様資金運用

(10)

部資金法により法定されている。

(ただし法定内容は若干異なる。)

運用部資金融資対象のうち、郵政事業、一般会計、
 放送協会、観光事業団に対するものは大部分赤字貸付
 であり運営費に充当されている。

赤字貸付は琉球の財源難のため今後とも増加ある見
 込みである。

(6) 自己資金等

貸付回収金、事業収入等

3. 原簿別にみた出資金及び貸付金残高

残高で財投原簿の内訳をみると次のとおりである。

(1970年度末 単位百万円)

区 分	出資金	貸付金	区 分	出資金	貸付金
産業投資特別 会 計	8,235	6,541	一般会計	6,028	
日 政	2,505	6,541	日 政	1,980	
琉 政	5,551		琉 政	1,848	
米 政	179		米 政	3,000	
資金運用部資金		22,200	合 計	15,063	28,741

(10)

一般会計出資のうち、日政、琉政は農林中企に対するものが大部分で、米政は下水道公社に対する現物出資である。各財投機関とその出資残高について資金源別に分類すると、

- ① 大部分又は全部を日政援助金によっているもの。
産業開発資金、住宅建設資金。
- ② 大部分又は全部を琉政資金又は米政資金によっているもの。
農林漁業資金、運搬船建造資金、土地住宅公社、電々公社、下水道公社、観光事業団

4. 運用対象機関

対象機関については、それぞれ「特別会計」及び「政府関係機関」の項で説明することとあるが、各機関の業務内容等を本土の財投機関、本土県の諸制度のそれと比較してみると、おおむね次のような関係にあると思われる。

沖 經	本 土
中小企業近代化資金	県の中小企業近代化資金及び高後化資金
放送協会	N H K
住宅建設資金	住宅金融公庫
郵政事業	本土の郵政事業持会及び郵便貯金持会
電々公社	電々公社及び国際電々(株)
大衆公庫	貸付対象は中小企業金融公庫、国民金融公庫、巨摩金融公庫、環境衛生金融公庫に相当するが貸付利率が低い。
産業開発資金	貸付対象は日本開発銀行、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫に相当するが貸付条件はやや異なる。
農林漁業資金	農林漁業助成金は農林漁業金融公庫に相当すると思われるが、資金源が本土では運

用部資金中心であるのに対し、沖縄では出資金中心となっている。本土産米穀資金勘定は本土に対応するものはみられない。

運搬船運送資金 船舶公団の目的において近いが、業務内容は異なる。

土地住宅公社 業務内容はどちらかといえば住宅公団に近いが、住宅供給公社とも類似する。

下水道公社 本土のいわゆる流域下水道(株)に当たる。

土地改良事業 渠管及び団体営の土地改良事業に相当するが、方法において若干異なる。

観光事業団 対応するものはみられないが、しいていえば地方の公社に当たる。

第7節 特別会計

1. 資金運用部特別会計及び資金運用部債金

1) 目的
本土の制度と同様、郵便貯金、各特別会計の積立金及び余裕金を統合して、効率的に運用することを目的として1967年度に設立された。

従来琉球政府の国庫金はすべて市中銀行預金となっていたが、それの引き上げで創設された。

2) 業務内容

ア. 預託金

(イ) 預託義務
本土と同様、特別会計の積立金は運用部預託が義務づけられ、特別会計の余裕金も運用部以外に対する運用が禁止されているが、社会保険特別会計の医療保険勘定の余裕金は、医療費貸付を目的とする法人への貸付けができることとなっていること。(ただし70年度末残高なし)、及び失業保険特会と労災保険特会の積立金、余裕金は労働金庫へ預金できることとなっている点(若干残高あり)が異なる。

4) 預託期間及び預託利子

預託期間の区切及び預託利子は本土とはほぼ同様であるが、預託期間1箇月以上、3箇月未満について本土では年利2%を付しているのに対し、沖縄では3箇月未満のものは利子を付していない点、預託期間7年以上のものに付する特別利子が本土では年利0.5%であるのに対し沖縄では0.3%である点及び所有者不明土地管理、土地改良事業、市町村交付税の三特会の預託金には利子を付しないとされている点の三点において異なる。

5) 預託金の現状

1970年度末預託金残高及び内訳は次のとおりである。

(単位：百万円)

預 託 主	残 高	構 成 比
郵 便 貯 金	3,654	15.8%
社会保険特別会計	9,820	42.5
医療保険勘定	6,493	28.1
失業保険勘定	1,258	7.8
労災保険勘定	742	3.2

440

預 託 金	残 高	構 成 率
厚生年金勘定	787	3.4%
その他特別会計	2,644	
共 済 組 合	6,414	27.8
日本政府援助金	570	
合 計	23,102	100.0

a 上記のうち日本政府援助金570百万円のうち、300百万円は資金運用部の創業援助、270百万円は台風災害復旧と目的として農林中金、大衆公庫に融資されたものである。

b 共済組合の資金は、従来社会保険特別会計の公務員退職年金勘定として全額運用部に預託していたが、最近公務員共済組合及び公立学校職員共済組合が設立され退職年金勘定の資産が共済組合に承継されたことに伴い、共済組合の資金運用部預託義務が責任準備金の10分の3にとどまることとなつたため過剰預託が生じている。これについては毎年残高の5%以内を返済することとされているが復帰時においても若干の過剰預託が残る見込みである。

441

c. 本土運用部は郵便貯金が2分の1以上、次いで厚生年金、国民年金が大きなものであるが、琉球の運用部においては社会保険の短期結付を担当する諸勘定の累積利益がかなり大きな比重を占めている。しかしこれら諸勘定の余裕金は、本土復帰時までには諸保険施設、職業訓練所の建設及び医療保険における料率引下げ、現物給付の開始に伴う増加支出の財源に充てる等により処分する考えがあるため今後の資金源とはなれない。

イ. 運用

(1) 運用先

資金運用部の運用先は資金運用部資金法第6条において次のように定められている。

- 政府 市町村 教育区に対する貸付及びその債券の保有
 - 特殊法人（予算について立法院の議決若しくは承認を要する法人又は、政府の全額出資による法人）に対する貸付及びその債券の保有
 - 農林中金に対する貸付及びその債券の保有
- 1970年度末の運用残高は次のとおりである。

(100)

(単位 百万円)

名 称	金 額	備 成 比
農林漁業資金融通特会	551	2.5%
運搬船置造 "	322	1.4
郵政事業特会	309	1.4
社会保険 "	67	0.3
大 塚 公 庫	1,397	6.3
土 地 住 宅 公 社	2,616	11.8
下 水 道 公 社	202	0.9
観 光 事 業 団	438	2.0
放 送 協 会	600	2.7
電 々 公 社	1,111	5.0
農 林 中 金	113	0.5
市 町 村	3,373	15.2
一 般 会 計	11,101	50.0
合 計	22,200	100.0

(1) 運用条件

年利 6.5% 貸付期限 5年以内 ~ 30年以内 (う

(100)

ち据置 3年以内)

対応する本土の機関に対する条件と必ずしも同じではないが、法定されているものではないのであまり問題は無い。

ロ) 特別会計の損益状況

資金運用部特別会計法第4条及び第8条の規定により損失ができた場合は一般会計から予算の定めるところにより必要な金額を繰り入れて補てんするものとされているが本土特会には一般会計繰入れの規定はない。設立当初若干の欠損を生じたが1970年度以降は黒字の見込みであり、復帰時点では若干の利益金を生じているものと思われる。

2 産業投資特別会計

イ) 目的

産業の開発振興及び生活環境の整備拡充を図るために政府の財政資金をもつて投資を行なうために設置された。その実体は、1969年度より本土運用部資金、簡保資金を導入するに際し、一応資金をプールして各財投機関に配分するためにつくられたトンネル特会であり

(44)

るが、同時に従来から行なわれていた琉政一般会計の各財投機関に対する出資(原資は日政、米政、琉政)と承継して財投制度を整備した。

ロ) 業務内容

業務は規則で定める政府の特別会計及び立法により設立された法人で政府が出資しているものに対する貸付及び出資(各融通特会に対する繰入れも含む)である。

ア) 貸付

貸付は年利6.5% (電灯会社のみ2%)、貸付期間6年以内～25年以内、うち据置期1年以内～3年以内で行なわれ、その原資は本土資金運用部資金及び本土簡保資金であり年利6.5%、貸付期間20年(1970年度)、うち据置期間1年で借入れている。

(注) 琉政の運用部資金はこの特会を經由せず直接各機関に貸付けられている。

イ) 出資

出資は各資金融通特会に対する繰入とその他の機関に対する出資とがあり、最近は主に各機関の利子逆さや、事務費等の補てんに充てられており各機関

(45)

における貸付元本となっているものは少ない。資金源は日政援助金、米政援助金、琉政自己資金であるがいずれも琉政一般会計経由で産投特会に繰入れられている。

最近の投資規模及び資金源は次のとおりである。

(単位:百万円)

区 分	1969年度	1970年度	1971年度
貸 付	2,800	1,556	2,234
内 運用部	2,800	800	6,000
内 簡保		736	1,000
その他		20	234
出 資	1,352	5,408	810
内 日 政	630	5,300	400
内 琉 政	542		
内 米 政	180		
合 計	4,152	6,964	8,044

(注) 69年、70年は決算、71年は予算。

原資内訳は回収金等があるため運用と必ずしも一致しない。

(146)

1971年度は貸付金が増加する一方出資金が減少している。これは一つには琉政の財政難によるもので、特に琉球政府の出資対象である放送協会観光事業団は事務費を借入金で賄っている状態である。他方日政援助の対象である産業開発資金融通特会などは創業期が過ぎたため日政出資が減少している。

産投会計資金(日政援助金及び日政融資金)は、1971年度の琉財政投融資計画15,888百万円のうち8,044百万円を占めており、また運用部資金の不定もあって、今後ますますその重畳性を増すものと思われる。

(3) 財務状況

ア 損益状況

現在のところ良好である。

イ 資産及び負債

1970年度末の資産負債は次のとおりである。

(147)

貸借対照表

(単位百万円 1970年度末)

貸付金	6,541	借入金	6,469
出資金	5,087	内運用部	5,939
繰入金	3,148	内簡保	530
現金	117	資本金	8,344
		利益等	80
計	14,893	計	14,893

(注) 産投出資(繰入金を含む)のうち57億円は特別会計設立時に承継したものである。

貸付金残高内訳 (単位百万円 1970年度末)

産業育成資金	1,962	農林中金	406
農林救済資金	274	電々公社	180
住宅建設資金	2,978	放送協会	36
郵政事業	50	観光事業団	72
大衆公庫	583	合計	6,541

3. 市町村交付税及び特別とん譲与税配布金特別会計

(1) 目的

市町村交付税及び特別とん譲与税の配布に関する経理

(148)

を明確にするために設けられた。

(2) 業務内容

ア 市町村交付税

市町村交付税法は、本土の地方交付税法と基本的に類似しており、額の配布方法(例えば「基準財政需要額、基準財政収入額等の算定」等も同様である。

市町村交付税は、所得税、法人税、酒税、煙草消費税、葉たばこ輸入税及び酒類消費税のそれぞれの30.98%に相当する金額の合計額である。

交付税率は1966年における14%から急激に上昇しており、これに伴い交付税額も急激に伸びている。

(最近3箇年の伸び率は対前年比30%以上)

交付税のうち普通交付税は100分の90、特別交付税は100分の10である。

交付税の交付は5回にわけて行われ、うち1回は特別交付税である。

イ 特別とん譲与税

特別とん譲与税法は本土の特別とん譲与税法と配分方法に若干の差があるほかは基本的に同じである。

1970年1月1日に創設された。

(149)

(3) 特別会計法の相違点

ア 特別とん譲与税は一度一般会計歳入となるが、本土では直接交付税特会に入れている。

イ 国債整理基金特会への繰入（本土法オノタ条）の規定がない。

上記の相違点はあるものの復帰時点においては格級の問題はなく、精算方法（法オタ条）年度途中に復帰する場合の繰入金、一時借入金（法オノタ条）支出残額の繰越（注オノタ条）について経過措置を講ずればよいと思われる。

4 社会保険特別会計

イ 目的

医療保険事業、厚生年金保険事業、国民年金事業を営むため設けられた。従来はこれ以外に公務員退職年金、失業保険、労災保険の業務も合わせ行っていたが、最近の制度改正により分離したため、現在では本土の厚生保険特会、国民年金特会、船員保険特会の労災失業を除いた部分、共済組合の短期給付部門に相当する業務を行なっている。

(2) 医療保険

ア 業務内容

(1) 対象

被保険者は政府公務員、地方公務員、5人以上の事業所の被用者等（すべて政府管掌）である。本土の政府管掌健保、健保組合、共済組合、船員保険の対象者のなかに単雇用員も入っている。

(2) 給付

給付項目では本土と比較して育児手当金、傷病手当金、出産手当金がない。

給付水準では療養費について本人家族とも7割給付（本土では本人10割、家族5割）となっているほか若干の相違がある。

給付方法は本土と異なり現金払戻清算となっているが、現物給付となる見込みである。

(3) 保険料率

1,000分の32であるが、繰越剰余金が累積しているため1,000分の30に引下げを行なう見込みである。（本土1,000分の70）

(工) 国庫負担

事務費の全額及び予算の範囲内で給付費の一部を国庫が負担する。現在収益状況がよいため後者の給付費補助は行われていない。

4. 特別会計法の主要相違点及び調整

(ア) 医療保険勘定の余裕金を規則で定める医療費償付を目的とする法人へ貸付けることができる(法14条4項)こととなっているが、規則が未制定のため貸付は行っていない。

(イ) 上記のほか、本土特会は雇員健康保険と健康保険の勘定に分れていること、琉球の医療勘定の歳出項目として施設費支出が認められていないこと、借入金限度規定が異なること等の差がある。また現在この勘定の対象となっている船員及び共済に相当する部分は本土復帰後これを船員及び共済に引き継がれることとなるのでこれらの点について技術的調整の必要がある。

(ウ) 支出未済額繰越(法19条 余裕金の繰替使用(法15条)についての経過措置が必要である。

ウ 財務状況

収益状況が非常によい繰越剰余金の累積が1970年度末で約6.8億円(約1900万ドル)にのぼっている。このため給付の引上げ、料率の引下げを行ってきたが今後さらに現物給付の実施、保健施設の建設を行っていく予定であるが、それでも残る剰余財産とどう処分するか問題である。

(ロ) 厚生年金

ア 業務内容

(イ) 対象

被保険者は5人以上の事業所被用者(船員を含む)である。

(ロ) 給付

沖縄の厚生年金実施が遅れて開始されたため、高令者特例により被保険者期間の短縮がある以外ほぼ同じである。(ただし厚生年金基金はない。)

(ハ) 保険料率

1,000分の55。(本土は1,000分の64)

(ニ) 国庫負担

事務費(本土と同じ)及び給付費の100分の20(本土と同じ)を国庫が負担する。

4. 特別会計法の調整

養老準備金の船員相当部分の分割等について経過措置を要する。

(4) 国民年金及び福祉年金

ア 業務内容

イ 給付

老令年金に所得比例制が導入されていないこと、国民年金基金がないこと、制度が本土に遅れて飛足したため資格期間の短縮があること以外は本土とほぼ同じである。

ロ 保険料

35才未満 250円(69セント)、35才以上(83セント)となっており、44年改正前の本土の水準である。

イ 特別会計法の調整

経過措置で足りる。

5. 政府立病院特別会計

ウ) 目的

本土国立病院特会と同様に、政府立病院の円滑な運営

(55)

と経理の適正を図るため、1963年に設けられた。

(2) 業務内容

一般病院5箇所、精神病院1箇所、及び一般病院の附属診療所33箇所がこの特別会計で経理されている。

(一般病院)

那覇病院	附属診療所	9
中部病院	"	4
名護病院	"	10
宮古病院	"	4
八重山病院	"	6

(精神病院)

琉球精神病院

以上のほか日政援助により新那覇病院を建設中である。

(琉大附属病院となる予定)

当初各南米医が病院施設を利用するいわゆる解放式

(Open system)病院として飛足したが、南米医施設

の充実に伴い利用が減少してきたため、今後外系診療制

度を拡張し、復帰までに閉鎖式となる予定である。

なお、それ以外に今後精神病床拡張の予定がある。

(3) 財務状況

(55)

ア 損 益

外系収益が少ないこと、施設が整備されておらず、小規模病院が多いこと等により毎年多額の赤字を計上し、一般会計よりの補てんを受けている。

特に本土の公営企業病院では収入が少なくとも人件費の2倍程度あるのに反して本特会では人件費も賸らない状態である。

(注) 1969年度損益計算書における一般会計繰入れ

合 計	720 百万円
内一般経費	429
施設整備費	291

なお、損益計算は通常の企業会計方式ではなく、例えば施設整備費は損金支出となり、減価償却を行っていない。

イ 資産負債

(ア) 未収金 133 百万円 (うち 36 百万円 (100,000千円) は、特会発足時一般会計から引継) のうち半額以上はすでに時効が完成している。

(イ) 病院の底地は宮古が旧国有地であり、地は旧県有

地と政府有地である。

(ウ) 特別会計法の比較

ア 本土特会法には、病院勘定と療養所勘定 (本土法20条) があるが沖縄では一本である。

イ その他本土特会法にあって、琉政特会法にないものは次のとおりである。

借入金 (本土法第8条の二)、一時借入金 (本土法第9条)、国債整理基金特会への繰入 (本土法第10条) 看護婦養成経費の一般会計よりの繰入 (本土法第17条第1項)

後述のとおり県の公営企業特会になる可能性が高いが、一部国立病院特会に承継する場合でも経過措置で足りると思われる。

ウ 稲作振興及び米穀の管理に関する特別会計

(1) 目 的

「稲作振興法」による島産米穀の価格支持及び「米穀の管理及び価格安定に関する立法」による米穀の管理及び価格の安定に関する経理を明確にするため設けられた。

(2) 業 務 内 容

現在沖縄における米穀消費量は86,300トン(71年度見込)で、その供給は、島産米10,000トン、内地よりの輸入33,000トン、外米輸入(加州米)42,000トンとなっている。本土のような配給統制、流通規制は行われていないが、輸入米穀については「米穀の管理及び価格安定に関する立法」に基づき輸入数量及び消費者価格の最高販売価格を設定し、価格安定を図っており、また、島産米穀は「稲作振興法」に基づき、農家から農協が高く買上げ農協がこれを消費者米価により販売したことにより生ずる損失を輸入米から課徴金を徴収した資金で政府が補てんして生産振興を図っている。

以上のほか、同じく「米穀の管理及び価格安定に関する立法」により政府は食糧確保のため業者に2箇月分の消費量と備蓄米として保有することを命じその経費も同様に課徴金を賙っている。

本特会は上記の課徴金等を歳入とし、価格差補助金及び備蓄米補助金等を歳出している。一般会計より繰入を行なう規定(特会法オホ条)はあるが現実には行なわれていない。

(注) 消費者米価 / 1トン当たり 沖縄 93,600円

(58)

(260ドル) 内地 151,200円(420ドル)

(以下、トンはすべて白米換算である。)

農協による島産米買入価格

126,000円(350ドル)

農協に対する売買差損補てん補助金(全琉球平均)

53,726円(149ドル24セント)

輸入外米に対する課徴金

{ 本土米1トン当たり 2,275円(6ドル35セント)
加州米1トン当たり 4,108円(11ドル41セント)

なお、本土食糧管理特別会計法を沖縄に適用する場合どのような措置が必要とされるかについては、沖縄における食糧管理制度をどのように運営していくか、充分にたまっていないため、今後なお検討を要する。

③ 財務状況

課徴金は以下の方式により決定されるが、若干の剰余金が出ることも多く累積して1970年度末では約170百万円(約48万ドル)の利益金の残高を生じている。

歳出予算総額 - 課徴金以外の収入 = 必要な課徴金収入

$$1\text{トン当たり課徴金額} = \frac{\text{必要な課徴金収入}}{\text{米穀輸入数量}}$$

(59)

上記の資産残高の復帰時における処理、未払、未収の処理については、若干の経過措置が必要となるであろう。

7. 土地改良事業特別会計

(1) 目的

土地改良法による土地改良事業に関する経理を明確にするため設けられた。

(2) 業務内容

土地改良事業勘定と特定土地改良工事勘定とがある。

ア. 土地改良事業勘定

(ア) 政府営一般土地改良事業として

a. 受益面積 10町歩以上 (改良は20町歩以上)

b. 埋立干拓事業 10町歩以上

等の経営を行なっている。なおかんがい排水事業と

例にとればその負担率は政府 80%、受益者 20%

(本土一般会計では国 60%、県 20%、受益者 20%)

である。

従来行なわれてきた事業の規模は本土の基準でい

えば国体営及び県営のものに当たる。

(イ) 国体営事業に対する補助金の交付

(66)

イ. 特定土地改良工事勘定

政府営一般土地改良事業の事業費を全額本土産米穀資金特会よりの繰入によって行ない、事業の完成を促進する。

本土特会の特定土地改良工事として行なう国営土地改良事業と一般会計で行なう国営土地改良事業とでは補助率に差がある (特会 58%) ほか、借入は地元負担相当分のみについて行なわれるものに対し、琉政特会は勘定の相違による事業の補助率に差がなく、借入も事業費全額について行なっている点に特徴がある。

本土産米穀資金よりの借入条件 無利息 18年以内 (うち据置3年以内)

受益者及び政府一般会計の償還条件、年利 3%、18年以内 (うち据置3年以内)

ロ. 郵政事業特別会計

(1) 目的

本土と同様であるが、簡易生命保険業務、郵政振替業務を行なっており、また、本土の郵便貯金特会に相当する特会がないためそれを合わせて行なっているのが特

(67)

色である。

(2) 業務内容

業務内容は次のとおりである。

ア. 郵便、郵便為替及び郵便貯金事業

イ. 電々公社、放送協会から委託された業務

ウ. 日本政府から委託を受けた年金及び恩給の支給に關する事務等

エ. 印紙の売上げに關する事務、政府金の受入払込に關する事務

オ. 以上の付帯業務

(3) 特別会計法の主要相違点及び調整

ア. 企業会計方式であること等基本的な点の相違はない

イ. 政府債務負担行為支出年限の特例（オ16条）があること、原価計算（本土法オ6条）、作業資産（本土法オ12条以下）、一時借入金等（本土法オ17条）、予備費（本土法オ26条）、歳出予算繰越（本土法オ28条）等の規定が沖繩法にないこと、差はあるが本土法と復帰時に適用しても問題はない。

ウ. 郵貯特会への承継も問題はない。

(4) 財務状況

ア. 損益状況

67年度以降次のような理由により赤字を生じている。

イ. 外国へ主として本土からくる郵便の取扱いが多いため、料金収入なく、役務を提供しているものが多いこと、これによる年間赤字額推定 90百万円。

ロ. 料金が15年間据置かれていること。

ハガキ 5円40銭（45セント）、封筒 10円80銭（3セント）

ハ. 高齢者の返取（勸奨）特別手当の支給を行なっていること。470百万円（71年度22名、72年度50名予定）

以上の結果、1970年度末で約2億円の欠損がある。今後復帰まで料金引上げは困難と思われる。

イ. 資産負債

以上の赤字の結果、運営費の赤字借入は1970年度末で1億8千万円、その他郵便局舎建築のための借入が1億8千万円、合計で3億6千万円となっている。郵政庁の推計では現在の状況のままでは復帰時において約18億円の負債が生じる見込みである。

9. 自動車損害賠償保障事業特別会計

① 目的

自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償保障事業のみを行っており、再保険事業は行っていない。

② 業務内容

ア. 保費給付

① 死亡	180万円 (5,000ドル)	(内地 500万円)
傷害	"	(" 50万円)
後遺傷害	"	(" 500万円)
物損	"	(—)

② 1車政当たりの限度 360万円 (10,000ドル)

イ. 賦課金

米軍及び日本政府関係を除き、車種別期間別に定められている。

従来収益状況が良好のため、1969年5月20日に料率を約60%下げている。(現在本土より低い)

ウ. 国庫負担

政府は業務執行に要する経費の一部を毎年度予算で定めることにより一般会計より繰り入れる。(本土も同じ)

(164)

③ 財務状況

1970年6月末で資産残高が59百万円ある。1969年度の賦課金引下げ(6%引下げ)により70年度以降、毎年度5百万円の赤字が見込まれるが復帰時点において、なお36百万円程度の残高がある。

10. 労働者災害補償保険特別会計

① 目的

労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業に関与する経理を明確にするため設立された(1971年度)。社会保険特別会計の旧労災保険勘定を承継して分離独立したもので、本土復帰に備えたものと思われる。労災保険法の内容は本土の労災保険法とほぼ同じであるが、船員保険に相当する部分も含んでいる。

② 業務内容

ア. 給付

給付項目及び給付水準ともほぼ本土と同じである。

イ. 保険料率

保険収支が良好なため1970年10月1日をもって料率の引下げを実行したが、なお平均では本土並で

(165)

ある。(沖縄 1,000分の2~30, 本土 1,000分の2~80)

ウ 国庫負担

国庫は、予算の範囲内で事務費を負担する。

(3) 特別会計法の主要相違点及び調整

ア 沖縄では特会と保険給付勘定と業務勘定に分けており、それぞれの歳入歳出は次のとおりである。

保険給付勘定	歳入	保険料、積立金からの受入金、 備入金、運用収入、雑収入
	歳出	保険給付費、保険施設費、還付 借入金償還金及び利子
業務勘定	歳入	一般会計からの受入金、業務勘 定の前年決算剰余、雑収入
	歳出	事務費等

本土は特会と一本で処理しているが、復帰時に給付すればいいので問題はないと思われる。

ただし本土労働福祉事業団法オ19条によれば、労災保険施設のうち療養施設、リハビリレーション施設その他政令で定める施設の設置運営は事業団で行なうことになっているので若干の施設の事業団への承継が必要であろう。

イ 労災特会の余裕金及び積立金の一部は労働金庫への預金が可能である(法オ9条)ので、復帰時において預金残高がある場合は、歳金運用部資金法の特例措置が必要である。

ウ 現在借入金はない。法オ11条により施設費のための借入が可能となっているが、本土法では保険給付費不足分のみとなっている(本土法オ4条)残高がある場合は特例措置が必要である。

エ その他支出未済額の繰越(法オ15条、70年度約1億円施設費) 明許繰越(70年度、9千万円、施設費) 年度途中で復帰する場合の繰替金の処理(法オ10条) について経過措置が必要である。

オ 船員保険相当分の資産分離とどのように行なうか問題である。

(4) 毎年利益が累積して1970年度末で剰余金は792百万円(220万ドル)に達している。料率引下げの結果今後には現在以上の累積はないと思われる。復帰時までには保費施設費として使用される部分もあろうが、それ以外の残高の処理が問題である。

11. 失業保険特別会計

(1) 目的

失業保険法による失業保険事業を運営するため設立された(1971年度より)。社会保険特別会計の旧失業保険勘定を承継して分離独立したもので本土復帰に備えたものと認められる。失業保険法は本土の失業保険法とほぼ同様の内容であるが、船員保険に相当する部分も含んでいるのが特徴である。

(2) 業務内容

ア. 給付

給付項目は、日雇労働者に対する特例支給がないほかは本土とほぼ同じである。

給付水準は本土の44年改正前とほぼ同じである。

イ. 保険料率

沖縄 1000分の10、本土 1000分の13である。日雇の場合も沖縄の方が低い。

ウ. 国庫負担

被用者の場合は、給付費の4分の1及び事務費で本土と同じであるが、日雇労働者の場合は沖縄が給付費の2分の1及び事務費であるのに対し、本土は給付費

の3分の1及び事務費である。(事務費の負担は現在行なわれていない。)

(3) 特別会計法の主要相違点及び調整

ア. 失業保険特会の余裕金及び積立金は、労働金庫へ預金することができ(現在約270百万円(約75万ドル))とされているが、本土法では通用部預託のみであるので、復帰時においてなお労働金庫預金が残っている場合は特別法による措置が必要である。

イ. その他若干の相違点はあるが経過措置で足りると思われる。

(4) 財務状況

ア. 損益状況

毎年度剰余金が累積し、現在ではその運用収入により事務費が賄われるようになっているため、事務費の一般会計よりの受入はない。

イ. 資産、負債

現在繰越剰余金は2520百万円(約700万ドル)に達しており、復帰時における処理が問題である。

船員保険相当分資産の処分などのように行なうかも問題である。

12 産業開発資金融通特別会計

(1) 目的

産業開発資金融通法による貸付に関する経理を明確にするため、1968年6月30日に設立された。産業開発資金融通法は、長期資金の供給を行なうことにより産業の開発及び経済の振興を促進するため、一般の金融機関が行なう金融を補完し、又は奨励あることを目的としている。

(2) 事業内容

貸付は輸出の振興、自給度の向上又は産業構造の改善に寄与すると認められる事業を営む者（従業員数100人以上の会社若しくは個人又は資本金が36百万円（10万円）以上の会社であって、畜産業、水産業、鉱業、製造加工業、海運業又は観光事業を営む者をいう）に対し、設備の取得、改良又は、繁殖牛等の購入に際し行なわれる。貸付条件等は次のとおりである。

業種	貸付利率	貸付期間	据置期間	貸付金額の限度
畜産業	6.5%	15年以内	2年以内	70%以内ただし3600 ^{万円} (1万円) _{以上}
水産業	7.0	10年	2年	
観光事業	7.0	10年	2年	

(170)

海運業 7.0% 15年以内 2年以内 70%以内ただし3600^{万円}(1万円)_{以上}

鉱業製造加工業 7.0 15年 2年

貸付業務は琉球銀行及び沖縄銀行に委託されているが、最終的決定は、琉政の企画、農林、国産の三局長会議で行なわれる。（委託手数料、実収利息の25%）

現在貸付規模は18億円（1970年度）に達しているが、貸付の繰越が13億円に達し非常に資金の出が悪くなっている。これは申込件数そのものは多いが、貸付基準に適合するものが少ないことが原因である。

資金源は、産業投資特別会計よりの繰入金及び借入金である。（6.5%、11年以内、うち据置期間1年以内）

(3) 財源状況

ア 歳入 歳出

歳入：貸付金償還金及び利子、産業投資特別会計よりの歳入及び借入金、前年度の決算上剰余金

歳出：貸付金、借入金の償還金及び利子、事務取扱費

イ 損益状況

産業開発資金融通法第三条に貸付利子は全コストを賄うように決定することが定められているので、長期

(171)

的には収支のバランスはとれるはずのものであるが、創業開始後、向かないため現在のところは毎年度損失を計上している。この部分は産投会計よりの繰入金により補てんされている。

ウ 資産・負債状況

貸付の繰越と反映して、資産では全資産に対し資産運用部預託金が多い。1970年度末貸付残高を業種別に分類すると総額23.8億円のうち、製造加工業約40%、木産業約25%、畜産業約10%、観光事業約5%となっている。負債は繰入金及び債券となっている。

13. 本土産米穀資金特別会計

イ) 目的

政府が本土政府から買い入れる米穀(本土産米穀)を売り渡して得た代金を積み立て、その積立金と産業の振興開発等のための資金に充てるため設置された。

ロ) 業務内容

ア) 貸付

規則で定められる特別会計又は特殊法人に対し、農産生産基礎整備開発、砂糖製造業等農産加工業企業振

産活性化、水資源開発等を目的として行なう(法第3条)

・農林漁業資金融通特別会の新設に伴う運用対象の変更は未だ正式になっていない(従前は旧糖業資金、旧パイナップル資金)が、次のように予定されている。

(単位:百万円)

貸付先	対象事業	金利	期間(返済)	復帰時の貸付計画
農林漁業資金 融通特別会	土地改良 事業特別会	無利息	18年以内(3年以内)	1,276
	土地基礎 整備事業			
	農地取得			
	畜産基礎 整備			
	糖業合理化			
合計	パイナップル 合理化	15年以内(2年以内)	3,499	
	漁業合理化	15年以内(2年以内)	1,207	
合計			1,066	8,537

4. 原 資

上記貸付8,537百万円の原資は、復帰時まで本土食

管より14万トンの米を購入して沖縄の米穀業者に売却するが、対本土支払と3年据置17年賦の返払にあることにより賄われる。

(注) 上記の米穀売却は本土では「沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律」に基づいて行なわれている。ただし沖縄に対する売渡価格が沖縄の消費者米価(トン73,600円(260円)から課徴金、経費、マージン等を差し引いて決定されているため、倉管に損失が生じる。この損失は一般会計からの繰入れによって補てんされている。(例45年度22億円)

なお倉管会計の返払債権額は本土産米穀資金特別会計に類し、本土港におけるF.O.B価格による。

14 アメリカ合衆国使用土地の借賃等に関する特別会計

(1) 目的

琉球政府が、土地をアメリカ合衆国に借賃あることにより生ずる借賃、物件補償費、復元補償費等の受払に

(72)

関する一切の業務及びこの特会設立前にアメリカ合衆国が使用した土地の借賃、物件補償費及び復元補償費等の支払に関する一切の業務に関する経理の明確化を目的として設立された。(1958年7月1日)

(2) 業務内容

米軍用地の使用は、行政主席が個々の地主と契約し、行政主席が包括的に米軍に借賃する形式で行なわれており、(布告20号)、契約及び借賃料、物件補償、復元補償費等の米軍よりの受入と地主に対する支払の業務について、業務委任契約に基づき手数料(支払手数料は1筆324円(90セント)、契約は1件当たり360円(1ドル)、地主物件費支払324円(90セント))が米軍から琉球政府に支払われている。

本特会は借賃等勘定と業務勘定に分かれ、前者は米軍より受け取る借賃、復元補償費、物件補償費の財源を歳入とし、地主に対する支払を歳出としている。後者は支払手数料等を歳入とし、業務経費を歳出としている。対象地主は5万人にのぼり、1970年度決算では、借賃勘定が約3,420百万円、業務勘定は約54百万円の規模となっている。

(73)

(3) 財務状況

借債勘定には未払残高が1970年度末で約90百円(約25万ドル)存在する。未払の理由は次のとおりである。

ア. 居所不明 1. 相続人未確定、借地料が少額であるため受け取りに来ない。

この残額は復帰時まで約36百円に減少する見込みであるが、残高を承継して支払を行なう事務などで行なうか問題である。

15 所有者不明土地管理特別会計

(1) 目的

所有者不明土地の管理のためある歳入歳出の経理を明確化するために設置された。(1952年7月1日)

(2) 業務内容

ア. 公園、公営の焼失により所有権が不明となった土地について、所有権復活の調査が市町村、部落によって行なわれ、51年4月1日に所有権を確認する布令が公布された。しかし、海外に移住した者、一家全滅した者等の土地は申告もされなかったため、所有者不明

(176)

のもめとなっており、1957年布告16号により政府が特別会計を設けて管理あることとされた。なお、社寺用地、墓地、聖地、拝所となっているものは市町村に管理が委託されている。

イ. 対象地は、1970年9月30日現在で1617筆、135,180.40坪あり、うち貸し付けているものが523筆、21,797.46坪(米軍85筆13,032.09坪)となっている。

ウ. 貸し付けている土地からは借料を徴し、管理費に充当し、残余は積立てその処分は法律で定めることとされている。(米軍関係の資料はアメリカ借債特会より入る)

(3) 財務状況

1970年度末で積立金残高は4,923千円(うち所有者が判明して支払期が来ているもの233千円)ある。この金額は個々の土地に対応して区分されたうえで管理されている。

16. 農林漁業資金融通特別会計

(1) 目的

(177)

農林漁業資金融通法による貸付に関する経理を明確にするため、1970年7月1日から設置された。従来存在した農漁業資金融通特別会計、糖業資金融通特別会計、パイナップル産業資金融通特別会計及び漁船建造資金融通特別会計と承継した農林漁業勘定と本土産米穀資金と原資とする本土産米穀資金勘定の2勘定からなる。

貸付は農林漁業の生産力の維持増進、製糖業及びパイナップル缶詰製造業の経営合理化等に必要なる長期かつ低利資金融通として行なわれる。

(2) 業務内容

ア. 本土産米穀資金勘定

この勘定の運用は、大略次のような貸付条件によっている。

事業	金利	貸付期間	うち据置期間
資産基盤整備	3.5%	18年以内	3年以内
糖業合理化	4.0	15年 "	2年 "
パイナップル企業合理化	4.0	15年 "	2年 "
漁業合理化	4.0	15年 "	2年 "

(注) 上記の条件は、主要部分のものであり例外もある。

本土産米穀資金勘定よりの借入金は無利子で行なわれ、貸付期間及び据置期間は、すべて上記事業別の貸付期間、据置期間と全く同じである。

イ. 農林漁業勘定

この勘定は原則として、利率5%、貸付期間20年うち据置期間3年で行なわれ、その主要対象事業としては、農地改良、漁船建造、農林漁業者の共同利用施設の取得、果樹園又は茶園の造成等がある。

資金源は産投会計よりの利子逆ぎや、事務費補てんを目的とする繰入と資金運用部資金よりの借入(年6.5%、貸付期間10年以内うち据置3年以内)及び産投会計よりの借入金(条件は同様と思われる)である。

ウ. 資金貸付手続等

業務は農林中金に委託されており、(手数料は貸付残高に対し農林関係年3%、漁業関係年2%、ただし本年改訂の見込)

貸付は、農業関係は農協を窓口する転貸の方式で行なわれ、漁業関係は直接行なわれている。旧々特会の貸付計画では、近年その約2割が不用となり資金が十分に消化されていない。

(3) 旧々特別会計の状況

ア. 源泉業資金融通特別会計

従来は貸付条件は利率4～5%、貸付期間4～10年（うち据置2年）である。

従来大部分の資金を産投会計よりの繰入金に依っていたが、1969年度に始めて運用部からの借入が行なつた。その結果借入金利率支出が始まり、一方対事業者貸付は据置期間中無利子とされていたため、収益状況が悪化してきている。

資産内容は、総額6億74万円に対し、繰越損失54万円、農地購入1億3千万円、土地改良1億円、農地造成8千万円、源泉関係1億6千万円が主要な項目である。

イ. 漁船建造資金融通特別会計

200トン未満（200トン以上は産業開発資金特会）の漁船建造資金を利率5%、期間10年以内（うち据置2年以内）で建造資金の8割まで貸付ける。

資金源は当初琉政一般会計資金が中心であったが、現在は産投を通じる本土一般会計資金、本土運用部資金（6.5%、10年以内、うち据置1年以内）が中心

とっており、利率の逆さや事務費等と産投よりの繰入で賄っている。

資産面では、貸付残高8億3千万円のうち、2億6400万円の不良債権をかかえており今後の処理が問題となる。

ウ. 糖業資金融通特別会計

主要貸付は、念密糖の設備資金肩替り資金、付帯施設資金（いずれも利率6.5%、貸付期間10年）であり、貸付残高3億円の9割を占めている。資金源は運用部資金（利率6.5%、貸付期間10年、うち据置2年以内）で、事務費は産投会計よりの繰入に依っている。

従来は念密糖に対する貸付のみに行なってきたが、前中金融機関は68年頃から借入金が多すぎることを理由として、精糖会社に対する融資を中止したため、68年に糖業振興法を改正して、念密糖の設備資金を肩替りすることとし、さらに、念密糖事業の付帯施設（本体は産業開発資金の対象）に対する貸付をも開始した。

今回、本土産米穀資金の導入に伴い、企業合併促進貸付等も行なう予定である。

エ パインアップル産業資金融通特別会計

パインアップルの古株更新のための資金貸付（年利5%、期間5年うち据置2年）を行っており資金源は、産投会計よりの繰入金である。

17. 海外移住振興資金融通特別会計

海外移住振興資金融通法による貸付に関する経理を明確にするために設けられた。

1966年に日米協議委員会の合意により、沖縄における海外移住業務は、本土の海外移住事業団が担当することとなり、それに伴い琉球海外移住公社法を廃止する立法により琉球海外移住公社が廃止された。この会計は公社の債権から渡航費貸付等を免除した残りの債権を承継し、その回収金等を移住現地における蓄積資金等に貸付けることを目的としているが、海外移住団体に對する債権譲与に関する立法により債権は、ブラジル等の沖縄海外移住団体に譲渡されることとなったため、この会計は1971年度限りで廃止される予定である。

18. 肉用牛振興特別会計

1) 目的

肉用牛振興特別措置法による肉用牛生産振興計画の実施に関する経理を明確にするため設けられた。

2) 業務内容

肉用牛生産振興計画に基づき、外国（本土を除く）から輸入する肉用牛及び牛肉に課徴金を課し、その収入を財源として繁殖牛の購入、仔牛の生産、肉用牛の飼育施設等の経費を補助する。

$$\text{課徴金額 (Kgあたり)} = \frac{\text{肉用牛振興計画による補助金必要額見込}}{\text{予想輸入 Kg 数}}$$

1969. 9. 17 ~ 1970. 6. 30

Kgあたり39円60銭（11セント）（課徴金）

繁殖牛の補助頭数 65/頭・/頭約72,000円
(約200円)

19. 中小企業近代化資金融通特別会計

1) 目的

中小企業近代化資金融通法による貸付に関する経理を明確にするため設置された。

融通法は中小企業構造の高度化又は中小企業者の設備近代化に必要な資金の貸付を行なうことを目的としている。

ロ) 業務内容

資金貸付の対象は協同組合のほか、通常、預本金36百万円(10万ドル)未満の会社並びに従業員数100人未満の会社及び個人である。(融通法オス条)

ア) 中小企業設備近代化資金

貸付は無利子、貸付期間5年うち据置期間1年で設備資金の2分の1を限度として行なわれる。

この貸付は本土の中小企業近代化資金助成法に基づき、県が特別会計を設け、国の補助(県の負担額以下)を受け行なう中小企業設備近代化資金貸付と比較すると、中小企業者の範囲が狭くなっている点を除いてほとんど同じ内容をもっている。

資金源は1971年度において琉球一般会計資金1億円、日政援助金1億円となっている。

イ) 中小企業高度化資金

1972年度より実施の予定であり、内容は確定していないが、本土の制度にならって貸付対象事業及び事業別貸付条件が決定されると思われる。

年利 2.7% 貸付期間 12年以内～15年以内(うち据置期間3年以内) 貸付限度 6.5%以内

本土では上記事業は、中小企業振興事業団が貸付限度6.5%のうち、42%を都道府県に対して貸付し、県がそれに自己資金を23%を加えて各事業者に貸付ける方式で行なわれている。

ウ) 業務委託

大衆公庫に業務を委託する予定である。

20. 運搬船建造資金融通特別会計

ロ) 目的

運搬船建造資金融通法による貸付に関する経理を明確にするため、1959年7月1日に設置された、運搬船建造資金融通法は離島航路の維持改善を図るため、総トン数300トン未満(300トン以上は産業開発資金で行なう)の船舶の建造、改造、取得資金を融資することと目的とする。

ハ) 業務内容

貸付条件は次のとおりである。

	身利	期	間	据置期間	融資限度
総とん数300以上の船				船舶10年以内	
定期船の建造、改造又は取得に必要な資金	5%			船舶5年以内	原則として80%
		2年		定期	
				定期	

本工では内航船舶整備を行なうものとして、船舶整備公団が設けられているが同公団は船舶と運航業者と異なる形態をとるのに対し、この特会では融資であること等に差がある。

なお船舶整備公団の条件と比較すると利率は低く、期間は若干短くなっている。

上記貸付の原資は、従来は一般会計から資本繰入を受けていたが、現在は運用部よりの借入（年利6.5%、期間15年以内のうち据置2年以内）によっている。資金の運用は大衆公庫に委託しており、手数料は貸付残高につき年利2.5%である。（大衆公庫は100%の保障責任をもつ）

③ 財務状況

ア 損益

産投会計からの繰入が不足して、利子逆さや分事務費が十分に補てんされていない。

1. 資産負債

資本金は大部分琉球資金である。

貸付金債権には若干の不良債権があるが、離島航路補助と差押えて補てんしている。しかし全体的に業者の営業状況は不振であり問題である。

2. 住宅建設資金融通特別会計

① 目的

住宅建設資金融通法による貸付に関する経理を明確にするため、1966年7月2日に設置された。従来から存在した災害復興住宅建設資金融通特別会計の資産を承継している。住宅建設資金融通法は住宅困窮者に住宅建設資金を長期かつ低利で融通することを目的としており、その内容は大部分を本土の住宅金融公庫法にならっている。なおこのほか住宅建設資金融通の特例に関する立法によって、財団法人郵便貯金住宅専業協会に対して貸付を行なっている。

なお、従来住宅建設資金の融通はこれまで主として琉球開発金融公社によって行なわれてきた。

(2) 業務内容

貸付の条件は次のとおりである。

資金用途	利率	期間	据置期間	融通率
個人住宅				
木造	5.5%	18年以内 (災害の場合のみ3年延長)	災害の場合のみ3年以内	80%
簡易耐火造	"	25年以内 (")	"	85%
耐火造	"	35年以内 (")	"	85%
賃貸住宅	"	70年以内	なし	100%

上記のうち賃貸住宅は戦前の封鎖郵便貯金問題を解決するため、本土郵政省が30億円を融資し、財団法人郵便貯金住宅等事業協会がそれによって建設した賃貸住宅を運営して得た収益をもつて封鎖預金者に補償を行なうこととされている。

なお上記以外の貸付条件は、本土住宅金融公庫の条件とほぼ等しいが、本土住宅金融公庫の業務は本持会よりもかなり広くなっている。

上記貸付の原資は産投会計よりの借入であり、条件は個人住宅分が年利6.5%、期間20年以内、うち据置期間

1年以内、賃貸住宅が年利6.5%、期間50年以内、うち据置期間1年以内となっている。1971年度には融資規模31億円に達しているが、創設以来毎年計画の半額以上を繰越している。

(3) 財務状況

ア 損益状況

利息逆ざや分、事務費は産投会計よりの繰入により賄っている。

イ 資産・負債状況

資本金には琉政資金と日政援助が含まれている。

22 母子福祉資金特別会計

1) 目的

母子福祉法による貸付に関する経理を明確にするために設けられた。(1970年度より開始)母子福祉法は本土の母子福祉法と比較すると本土法が13条(県の特別会計設置義務)が14条(国の貸付け……財源補助)以外の規定は全く同じである。

(2) 業務内容

配偶者のない女子で現に児童を扶養している者に対する貸付（法第9条）、母子福祉団体に對する貸付（法第10条）、父母のない児童に對する貸付（法第19条）等がありその貸付限度（施行規則第7条）貸付条件（施行規則第8条）は、貸付限度がドルで定められて若干異なるほか、本土法施行令第6条、第7条に定めるものと同じである。

上記の財源は、琉政一般会計よりの受入によるが、本土においては、本土法第13条に基づいて、国は都道府県が貸付金の財源として特別会計に繰入れた金額の2倍に相当する金額を無条件で都道府県に貸付けることとなっている。

23. 災害救助基金特別会計

(1) 目的

災害救助法による救助に關する経理を明確にするため設けられた。災害救助法は、基本的には昭和37年改正前の本土災害救助法と同じ内容をもっている。

(注) 沖縄には本土の災害対策基本法に当たるものはない。

(2) 業務内容

災害救助法に定められた救助の費用は政府が支弁することとされている（法第21条）が、政府は費用支出財源として常時最小限度72百万円2万ドルを災害救助基金として積み立てておかなければならない。（法第22条）基金は銀行預金等への運用が可能である（法第24条）運用収入はすべて基金へ繰り入れなければならない。（法第23条）また基金の管理費用は基金から支出することができる。（法第25条）

なお本土法では基金の最小積立限度額が前3年間の普通税収入決算平均の1,000分の5と500万円のうちの高い方の金額となっている。

(3) 財務状況

ア 歳入歳出（特会法第4条）

歳入；基金からの受入金、救助費から生ずる諸収入
歳出；救助費、事務取扱費

イ. 基金 (特会法第3条)

基金は利子、一般会計からの繰入金及び決算剰余金をもって充て入歳出外現金とする。

ウ. 資産残

1970年6月30日現在 13,213千円

第8節 政府関係機関

1. 琉球電々公社

(1) 目的

琉球では戦後しばらく政府が電気通信事業を行なってきたが、企業的方法により外部資金を導入して公衆電気施設の整備及び拡充を促進する目的をもって1959年に発足した。本土の電々公社と国際電々の業務をあわせ行なっている。

(2) 業務内容

1961年度以来2次にわたる5箇年計画を終了し、電話のダイヤル化、市外通話の即時化を促進し、1971年度より第3次5箇年計画を開始し、加入電話需要の充足、公衆電話の普及、離島通信の整備強化、復帰記念事業の一環であるカラーテレビ中継回線の開設のための基礎設備建設などを実施している。本土と沖縄の状況を比較してみると次のとおりである。

	全国	九州	沖縄
加入電話普及率 (人口100人当たり)	13.6箇	8.3箇	6.4箇
市内ダイヤル化率	95.0%	90.4%	97.5%
市外ダイヤル化率	89.1%	83.8%	93.3%
公衆電話普及率 (人口1000人当たり)	3.9箇	3.5箇	0.95箇
	1970年3月末		1970年6月末

本土に比し、普及率及び公衆電話普及率の低い点が目立っており、第3次計画では特にこの点で本土との格差をなくすことに重点をおいている。

1971年度資金計画の主要な内容は次のとおりである。
資本及び建設勘定 単位:百万円

収入合計	3,208	支出合計	3,208
減価償却引当金	1,317	電信電話施設費	2,397
退職給与引当金	290	局舎建設費	404
損益勘定より受入	567	債券及び借入金償還金	266
借入金	910	総係費	112
設備負担金	124	諸施設費	29

上記借入金のうち、190百万円は本土簡保資金で年利20%、10年以内うち据置1年以内である。残り100百

万円は従来の資金調達の流れから琉球銀行借入になると思われる。沖縄にはいわゆる本土の加入者債券に当たるものではなく、従来琉球銀行引受の電信電話債券(年利2.5%、2年据置5箇年元金均等払)のみである。

なお設備負担金は、1箇所当たり2,000円(25ドル)である。

(3) 財務状況

ア. 損益

毎年多額の利益を計上しており、最近3箇年では額にして468百万円(130万ドル)以上に達している。本土電々公社と比較すると売上利益率は12.9%(本土23.9%)と大幅に良好な状態である。原因は本土と比較して、全体的に人数が少ないこと、特に交換要員が少なくかつ電話架設も下請に行なわせている点にある。

イ. 資産負債

収益好調なため総資産残高10,523百万円(2,923万ドル)の内、資本金、利益剰余金を含む資本勘定が2,189百万円(1,997万ドル)を占め、この比率はや

はり本土公社と比較してかなり高くなっている。

1970年度末債券及び借入金合計は2,527百万円702万ドルとなっており内訳は次のとおりである。

1970年度借入金及び債券残高 (単位百万円)

	借入先	金額
電信電話債券 借入金	琉球銀行	828
	琉球開発金	356
	琉球銀行 資金運用部	52
	本土簡保資金	111
合計		180
		2,527

2. 琉球土地住宅公社

(1) 目的

従来、住宅建設促進は琉球開発金融公社による住宅融資と公営住宅法による公営住宅建設により行なわれてき

(176)

たが、産業資金の旺盛な需要により琉球開発金の住宅融資が皆無となり、また、都市への人口集中化に伴い都市地域における住宅難が一層深刻となった。このため一方では、住宅建設資金融通特会の融資が開始されるとともに他方住宅問題が所得の比較的高い階層にまでおよんできたことから主として所得階層に見合う住宅の供給を目的として琉球土地住宅公社が設立された。(1966年7月8日)

(2) 業務内容

ア. 圃地形式のものを主とする貸家住宅、一般分譲住宅、一般分譲宅地及び併存施設建設経営と、他に店舗や事務所等の上部に賃貸住宅あるいは分譲住宅をのせる市街地住宅等を行なっている。これらの内容は本土の住宅公団及び地方住宅供給公社の業務に一致しているが、これ以外に住宅公団は土地区画整理事業、流通業務圃地造成事業、市街地再開発事業等を行なっており、また地方住宅供給公社はその主たる業務として、積立分譲住宅を行なっている。以上のことから琉球土地住宅公社はその業務においてむしろ本土の住宅公団に類似しているといえよう。

(177)

イ、上記の業務以外に公共用地の先行取得、工業用地の取得造成を行なっている。

ウ、資金源

標準建設費の約77%（以下）は資金運用部資金の借入であり、条件は年利6.5%、3年据置、27年元利均等償還である。

他の23%以上相当額は琉政財源による産投出資となっている。

家賃は年利4.5%、耐用年数70年で計算されている。

（本上の住宅供給公社では標準建設費の25%を住宅金融公庫から借入れ、条件は年利5.5%、期間50年、他の25%は県からの融資で、無利息で50年後55年目までに償還することとなっている。）

エ、事業計画

琉球政府は1969年6月に住宅建設長期計画を策定し、その中で1980年度までに15万戸の住宅を建設することとし、うち公営住宅11,400戸、融資住宅28,800戸、公社住宅2,200戸、改良住宅2,400戸、

厚生年金、その他住宅10,200戸、民間自力建設90,000戸となっている。

公社は、設立以来用地取得、埋立工事、造成工事を中心とし、住宅建設はあまり行なわなかったが、今後上記計画にしたがい住宅建設が増加すると思われる。現時点までの事業実績は次のとおりである。

1967～1970年度（単位百万円）

住宅建築	1,350
造成工事	337
埋立工事	458
用地取得	1,088
公共用地取得	272
計	3,505

(3) 財務状況

ア、損益状況

現在のところ収益は好調である。

イ、資産負債状況

1970年度末で資金運用部よりの借入（用地取得、

用地造成、埋立事業、住宅建設、公共用地取得)が
2,615千円ある。

資本金は米政援助金と琉政資金からなり、1970年度
末で812千円である。

3. 沖縄放送協会

(1) 目的

放送法によりNHKと同様の目的をもって設立された。
(1967年10月2日設立)

(2) 業務内容

沖縄では戦後1954年に最初の商業放送(それまでは
米軍、米民政府の放送のみ)が開始されて以来1967年
まで16年間は商業放送制度のみが電波法に基づいて実
施されてきた。その間、上記の琉球放送のほか、沖縄テ
レビ(O.T.V)、RBCテレビ、ラジオ沖縄が開局さ
れた。1967年に沖縄放送協会(O.H.K)が放送法に基
つき全額政府出資の公共企業体として設立され、現在那
覇、宮古、八重山の3放送局をもち、マイクロ回線によ

り伝達されたNHKテレビ番組を中心として、テレビ業
務のみを行なっている。放送法の内容は、おおむね本土
放送法と同様であるが、政府出資により設立されたこと
(法第15条)、本土の受信契約制に対して放送受信料
支払い義務制となっていること(法第17条、本土法第
32条)及び財務会計に関する条項等が相違している。

1967年10月2日設立されたが、当初は日政援助に
よる先島テレビ施設(琉政経由で現物出資されている)
のみで業務を行ない、1968年12月より沖縄本島にお
ける業務を開始し受信料徴収も1969年1月より開始さ
れた。受信機設置届数は107,472件(1970年6月末)
あるが、沖縄では受信料を徴収しない民放が先行してい
ること等により徴収が進まず、現在収納率は約5割にと
どまっている。(注)受信料 2箇月で576円(ノドル
60セント)

(3) 財務状況

ア 損益

当初受信料を徴収開始する前に先島で放送事業を行
なってきたこと及び現在受信料の収納状況が悪いこと

により業務開始以来連続損失を計上しており、1971年度末には欠損金は684百万円(190万ドル)にのぼる見込みである。

イ、資産、負債

資本金 747百万円(2.63万ドル)のうち 71百万円(1.97万ドル)は日政援助費で建設された先島放送設備を琉球政府へ譲渡し、琉球政府がOHKへ現物出資したものである。

借入金は資金運用部資金、産業投資特別会計借入金(琉政自己資金)と沖縄銀行よりの借入金であるが、このうちには、放送費、運営費等のいわば赤字借入が含まれている点に問題がある。

ウ、沖縄下水道公社

(1) 目的

沖縄中南部都市区域の発展に伴い各市単独でなく、広域の下水道を設置してより経済的効率的に処理することを目的として1964年に民政府が沖縄中部統合下水道計画を策定した。これに基づき建設された統合下水道、処

理場の管理運営を目的として、1967年に沖縄下水道公社に基づき設立された。

(2) 業務内容

ア、統合下水道

本土のいわゆる流域下水道(すなわち府県が事業主体で広域根幹下水管渠と終末処理場をもち、関係市町村がそれぞれ公共下水道をこれに接続することにより広域的な処理を行なうもの)と同様の内容のものである。

統合下水道は沖縄中南部の4市5村を対象区域とし(面積約5,000ヘクタール、計画人口約61万人、当該地域の基地も含む)、下水処理場2箇所、ポンプ所21箇所を含んでいる。

1966年から工事に着手し、1971年度で終了の予定であり完成時には総延長約40 Kmにおよぶ見込みである。なお接続する各市における公共下水道は那覇市が1965年から、コザ市が1969年から工事を開始しすでに供用開始し、その他の市町村は71年度より工事を開始する予定であり、また米軍関係は既に大半

が統合下水道を利用している。

イ、工費及び資金源

統合下水道施設は全額米国民資金であり、その用地費のみ琉球政府で負担することとなっており、現物出資が一部あるほか他は大部分資金運用部よりの借入によっている。

琉政は産投出資も行っているが、これは事務費補てんを目的としている。

施設の設計、施工、監督は全部米民政府が担当しており、工費終了後琉球政府に対し無償で譲渡し、琉政は下水道公社に対し施設を現物出資している。

(3) 財務状況

まだ各市町村の公共下水道が大部分ないため、料金収入が少なくその結果毎年欠損を計上している。

(204)

5. 沖縄観光開発事業団

(1) 目的

沖縄観光開発事業団法に基づき、政府の観光政策に即応して観光資源の開発、観光施設の整備を図るとともに、観光旅客の来訪を促進することを目的として、1968年1月4日に発足した。

(2) 業務内容

ア、海中公園

名護町に1969年度から1972年度までの予定で、総工費約220百万円をかけて建設中である。海中展望塔、水族館等が中心である。

イ、沖縄文化村

本土でみることのできない沖縄古来の有形無形の文化を一地域に集約し、沖縄観光の魅力を増大させる目的をもって、1970年度より1972年度までの予定で建設中である。(工費約432百万円)琉球料理館、民芸館等。

ウ、旧海軍司令部壕

那覇南方の太平洋戦争中沖縄方面根拠地隊司令部の

(205)

あった場所で、当時の司令官大田突少将ほか 4千余名
が玉砕した場所を一部復興したものである。

工、その他、屋敷地釣センター、免税売店、ユースホス
テル等。

オ、資金源

産投出資金、借入金、資金運用部借入金等によっ
ており、従来産投出資金により事務費ほてんを行なっ
ていたが、琉政の財源難で出資金が不足し、運営費を借
入金で賄っている。

(3) 財務状況

ア、損益

未だ創業期で、建設が急速に行なわれているが、幸
業収入が不足しており毎年欠損を計して、70年度末で
は144百万円(40万ドル)の繰越欠損となる予定で
ある。(注:70年度末出資金は119百万円(33万ドル)
にすぎず、赤字借入を行っていることが明らかである)

イ、資産、負債

資本負債合計 684百万円(190万ドル)のうち 518
百万円(144万ドル)が借入金である。(1970年度

末見込)

6. 大衆金融公庫

(1) 目的

大衆金融公庫法に基づき、1955年に設立された全額
政府出資の中小企業向け政策融資機関である。

なお、本来の業務のほかに、政府の住宅建設資金融通
特別会計及び運搬船建造資金融通特別会計の貸付業務を
受託している。

(2) 業務内容

ア、貸付の種類と条件は次のとおりである。

種別	貸付対象	利率	貸付限度	期限(措置)	資金使途
第一種貸付	従業員50人(商業の場合10人)以下の個人	2.3%	2,500千円 (5,000ドル)	5年(6月)以内	設備、運転
第二種貸付	(i)従業員50人超100人未満(商業では10人超20人未満)の個人 (ii)資本36000千円(10万ドル)商業2,200千円(2万ドル)以下又は従業員100人(商業20人)以下の会社 (iii)事業協同組合、同連合会	2.3%	2,500千円 (5,000ドル)	7年(1年)以内	設備、運転
近代化貸付	(i)資本36000千円(10万ドル)(商業、サービス業2,200千円(2万ドル)未満の会社並びに従業員100人(商業、サービス業20人)未満の会社又は個人 (ii)事業協同組合(並代化促進法の指定業種に属するもの)	2.2%	36,000千円 (90,000ドル) ただし、合併、協業化、団地などの場合で政府の幹葉あるものは、108,000千円(300,000ドル)	7年(2年)以内	(1)設備 (2)事業転換資金(実際には行っていない)
電気・ガス貸付	資本36000千円(10万ドル)以下の会社並びに従業員100人以下の会社又は個人(電気事業法ガス事業法の免許を受けている者)	2.3%	72,000千円 (200,000ドル) ただし、政府の幹葉するものは、108,000千円(300,000ドル)	10年(2年)以内	設備 長期運転
記名国債貸付	引揚者国債等(日本政府発行)の交付を受けた者又は国債記名者	6%	144,000千円 (400ドル) 144千円	国債償還日まで(0)	事業資金
恩給貸付	恩給等(本土からのもののみ)の交付を受けた者	6%	支給金の3年以内。ただし、288千円(800ドル)を限度	4年(0)以内	事業資金 消費資金等

(2) 業務内容

イ、各種類の貸付高及び残高の状況は次のとおりである。

(単位:百万円)

	貸付高			貸付残高		
	1969		1970	1969		1970
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
第一種貸付	2731	1383	2872	1701	103	123
第二種貸付	103	365	90	322	89	88
近代化貸付	23	247	16	256	70	103
電気ガス貸付	3	69	4	183	133	265
災害貸付	81	51	52	20	64	51
恩給貸付			567	134	-	-
国債貸付			32	3	-	-
計	2941	2115	3573	2625	122	124
					6760	2956
					7389	3856
					109	130

1970年度末の貸付残高は3,856百万円(10,710千ドル)であり、

ウ 大塚公庫の貸付とこれに相当する業務を行なう本土の機関を対比すると次のようになる。

第一種貸付	—	国民公庫、環衛公庫
第二種貸付	—	国民公庫、中小公庫(約30%程度) 医療公庫(若干)
		環衛公庫
近代化貸付	—	中小公庫、国民公庫
電気ガス貸付	—	中小公庫
国債貸付	}	国民公庫
恩給貸付		

(3) 資本金及び借入金

ア、法律上、公庫の資本金は2700百万円(7500千ドル)と規定されており、全額政府出資である。これに対して、1970年度末の払込済額は1845百万円(5,124,888ドル)で、法定資本金に対して68.3%になっている。

また、1967年度から日本政府援助金が入っている。

1970年度末の内訳は次のとおりである。

琉球政府分	1,475百万円(79.9%)
日本政府援助分	370百万円(20.1%)
計	1,845百万円(100.0%)

イ、公庫は政府から借入をすることができる。

現在、資金運用部及び産業投資特別会計から借入をしており、1970年度末の残高は次のとおりである。

産投会計	583百万円(29.4%)
資金運用部	1,397百万円(70.6%)
計	1,980百万円(100.0%)

(4) 損益の状況

ア、公庫は毎事業年度の損益上利益金を生じたときは、その2分の1を積立金とし、残りを国庫に納付するこ

ととされている。

イ、1960～67年度には国庫納付金があったが、最近
は貸倒引当金の繰入後には利益を計上していない。

なお、貸倒引当金への繰入限度は、毎年分は、3分
類資産の2分の1と期末残高の1%以内の合計、累結
分は残高の5%以内とされている。

ウ、公庫の資金構成は、資本金11,845百万円(5,125千ド
ル)借入金1,980百万円(5,499千ドル)、その他86
百万円(240千ドル)、合計3,911百万円(10,865千ド
ル)で無利子資金が半分近くあるので、資金コストは
さわめて低い。にもかかわらず、収支状況が良好とは
いえないのは、職員1人当たり融資量が32,474千円
(90,760ドル)と低いためである。(国民公庫の場
合は137百万円)

2. 農林漁業中央金庫

(1) 目的

「農林漁業中央金庫法に基づいて1952年12月に設
立された。存続期間は50年とされている。

(214)

なお本年の業務のほか農林漁業資金特会の貸付業務を受
託している。

(2) 出資金

金庫の出資者は政府並びに協同組合法による協同組合
(農漁業)、同連合会、信用協同組合(農漁業)である。

1970年度末出資金は次のとおりである。

琉政資金	1,839	百万円(5,107,223)ドル
日政援助金	2130	(5,916,666)
米政資金	131	(365,000)
政府出資計	4,100	(11,388,889)
組合出資	233	(647,782)
出資金合計	4,333	(12,036,671)

1968年度までの政府出資は琉政一般会計からのもの
であるが、1969年度からは産業投資特別会計から行な
われている。

(3) 業務内容

出資組合及びその構成員に対する貸出を行なっている。
現行の貸付利率期間は次のとおりである。(主要なもの
のみ)

(215)

ア、信用事業資金（金庫→組合→構成員と転貸される）

資金名	利率	期間	組合→構成員への貸出利率
設備資金	4.0%	10年	5.5%
肥料購入資金	4.75%	2年	組合により異なる
家畜購入資金	4.75%	15年	
その他営農資金	2.0%	3年	

イ、経済事業資金（組合の経済事業に要する資金）

資金名	利率	期間
設備資金	4.0%	10年
運転資金	2.3%	5年
組合再整備資金	2.3%	5年

ウ、協調融資（組合の構成員に対し、金庫と組合が4:1の割合で融資する。金庫は構成員に直接貸付）

設備資金	5.5%	10年
------	------	-----

1970年度における貸出計画の内訳は次のとおりである。

（単位百万円）

信用事業資金（転貸分、協調資金を含む）	3,894
うち 設備資金	1,054
営農漁資金	1,632
その他資金	1,208
経済事業資金	3,621
設備資金	257
運転資金	2,650
その他資金	714
合計	7,515

上記貸出の原資は、出資金、政府又は金融機関からの借入及び出資組合の預金であるが、金融機関借入は11月～2月の資金逼迫期のみである。

1970年度原資内訳

出資金	260 百万円
産投借入金（本土運用部）	270
貸付金回収金等	6,985
合計	7,515

(4) 財務状況

ア 損益状況

毎年利益を計上し、配当(6%)を行なっている。

イ 資産負債状況

1970年度負債内訳

出資組合貯金	9,284	百万円	(25,788)	千ドル
資金運用部	112		(312)	
産投借入(本土運用部)	406		(1,129)	
政府受託資金	2,062		(5,727)	
その他	413		(1,146)	
合計	12,277		(34,102)	

第9節 類似県との財政構造の比較

1. 機能分析

(1) 分析の基準

琉球政府の事務は、本土におけるいわゆる国政事務、県政事務及び市町村事務が混合しているが、本土の類似県との財政規模等の比較並びに分析等に必要であるので、これをそれぞれの事務にかかるものに分類したうえで調査を行なった。

調査に際して、琉球政府は、次のような基準によって一般会計歳入歳出決算(予算)総額を、国政相当事務にかかるもの、県政相当事務にかかるもの及び市町村政相当事務にかかるものに分類している。

ア 歳入

琉球政府の機関を機関運営費の性格により、国政相当機関及び県政相当機関に分類し、国政相当機関に所属する歳入を国政相当事務にかかる歳入、県政相当機関に所属する歳入を県政相当事務にかかる歳入としたほか、予算科目上、明確に国政相当事務、県政相当事

務及び市町村政相当事務にかかる歳入に分類できるものは、それによることとした。

機関分類の基準としては、機関運営費が次に該当する場合、当該機関は国政相当機関とし、それ以外のもはすべて県政相当機関とした。

- ア、予算科目上、明確に国政相当機関にかかるもの。
イ、機能の混合している経費のうち、国政相当機能の占める割合の多いもの。

イ、歳出

歳出については歳入と同様に、国政相当機関にかかる経費は、国政相当事務にかかる歳出、県政相当機関にかかる経費は、県政相当事務にかかる歳出としたほか、明確に区分できる経費は、機関に關係なくそれぞれに分類することとした。

(2) 分析結果

上記(1)に基づく分類によると、一部について本土の実態と相容れないものがあるが複雑多岐にわたる琉球政府の行政の実態上、予算あるいは職員等を実態に即して完全に分類することは困難であり、また、調査の過程で

琉球政府の原案を修正すれば、一連の調査についてすべて修正を要することとなり、調査そのものの進捗が危ぶまれたため、分類については、琉球政府の原案によることとした。したがって歳入歳出決算(予算)規模の類似県との比較等においては、これらの争点を考慮して行なう必要がある。

なお、今回の分類について妥当性を欠くと思われるものの一例を挙げれば、次のとおりである。

- ア、歳入のうち借入金を全額県相当事務にかかる歳入としたこと。したがって、歳出における公債費についても、全額県相当事務にかかる歳出となっていること。
イ、主税関係については、すべて国政相当事務としたため、県相当事務にかかる歳出には、資産評価にかかる経費のうち、明らかに県政相当分と認められるものについてのみしか計上されていないこと。
ウ、通商産業本局については、すべて県政相当事務としたため、歳入は全額県政相当事務にかかる歳入とされているが、歳出においては、国政相当事務にかかる経費についても計上されていること。このことについて

は、他の一部の部局においても、同様のケースがみられる。

2. 類似県の選定

前述のように、琉球政府にかかる事務を国政相当事務、県政相当事務及び市町村政相当事務に分類したが、これは、県政相当事務にかかる部分の財政状況と本土における類似県の財政状況との比較を行なううえでの参考とするためである。

比較の対象となる類似県には、日本政府沖縄財政援助金制度が発足した当時から一般に類似県といわれている島根県、徳島県、高知県、佐賀県及び宮崎県を選定することとした。

ところで、第1表にみられるように人口類型及び産業構造の比較においては、沖縄と当該5県は必ずしも類似しているとはいえない。昭和35年国調人口と昭和40年国調人口との比較においても、沖縄は人口増加団体であるのに対して、類似5県はいずれも人口減少団体であること、昭和40年の県民所得は、類似5県の県民ノ人当たり平均

179,037円に対して、沖縄は、県民ノ人当たり131,760円と低いこと等、類似団体として選定するには妥当性を欠く要素がある。しかし、完全に類似しているとはいえずとも人口類型及び産業構造の面で当該5県以外の団体よりはより類似しているため当該5県を沖縄の類似県として選定することは、一応適当であると考えられる。

第1表 人口及び産業構造の状況

区 分	沖 縄	類 似 5 県					
		島根県	徳島県	高知県	佐賀県	宮崎県	
人 口	昭和40年国調	934,176	821,620	815,115	812,714	871,888	1,080,672
	昭44.3.31現在 (沖縄44.10.1現在)	977,000	803,638	823,535	837,269	878,678	1,112,326
産業構造 (%) (40年 国調)	1 次	38.9	44.7	39.0	40.7	38.9	44.3
	2 次	14.6	18.4	23.6	19.5	21.9	18.4
	3 次	46.5	36.8	37.3	39.8	39.1	37.3

(注) 沖縄の数値は、琉球政府統計庁調による。

3. 調査年度等

歳入の内訳及び目的別歳出の性質別歳出内訳については、1969年度決算額、1970年度決算見込額及び1971年度当初予算額(注)について、それぞれ調査を行なった。これ

らの調査結果をもとにして、各種の分析を行なったが、1971年度については、次に掲げる理由により、分析結果の説明は一部省略し、参考として関連の各表を掲げるにとどめることとした。

(1) 財政規模の経年推移を見る場合に、予算額と決算額の比較は妥当でないこと。

(2) 予算の調製の方法は、琉球政府と類似県あるいは各類似県相互間においても異なっており、当初予算規模、内容等に相当の差異がみられるため、琉球政府の予算と類似県の予算との比較は妥当でないと考えられること。

(注) 琉球政府の予算は、前年度あるいは前々年度からの繰越事業にかかる歳入歳出は一切計上しない仕組みとなっているが、1971年度の目的別歳出の性質別歳出内訳表については、繰越事業にかかる歳出を含めたものが予算額として調製されている。

4. 歳入歳出決算(予算)規模

(1) 歳入決算(予算)規模

(224)

各年度別の歳入決算(予算)規模は、第2表に掲げるとおりである。

租税収入については、税体系が本土と異なっており、国税相当額及び県税相当額に分類することは困難である。したがって、歳入総額を国政相当事務にかかる歳入、県政相当事務にかかる歳入及び市町村政相当事務にかかる歳入にそれぞれ分類することができないため、租税以外の歳入についてのみ参考のため分類することとした。第2表によつて租税以外の歳入について国政相当事務にかかる歳入と県政相当事務及び市町村政相当事務にかかる歳入との割合を見ると、1967年度はそれぞれ15.7%、84.3%、1970年度はそれぞれ24.1%、75.9%であり、いずれも県政相当事務及び市町村政相当事務にかかる歳入の方がかなり高い比率を示しているが、これはこの表においては、借入金の全額が県政相当事務にかかる歳入に整理されていることに留意する必要がある。

なお、1970年度における国政相当事務にかかる歳入の割合が前年度よりも相当高まっているのは、国政相当事務にかかる日本政府援助金が大幅に増加しているため

(225)

である。

第2表 歳入の国政、県政、市町村政別内訳 (単位千円 %)

区 介	1969年度		1970年度		1971年度		
	決算額	構成比	決算見込額	構成比	予算額	構成比	
租税収入 A	25,405,586	53.2	28,861,181	50.4	32,608,074	45.1	
その他の収入	国政相当	3,507,569	7.4	6,840,448	11.7	13,431,363	18.6
	県政相当	18,536,739	38.8	21,228,139	37.1	26,769,580	36.6
	市町村政相当	2,775,544	0.6	3,772,276	0.6	4,817,447	0.7
小計 B	22,321,862	46.8	28,445,863	49.6	39,672,870	54.7	
合計(A+B)	47,727,447	100.0	57,307,044	100.0	72,280,944	100.0	

(2) 歳出決算(予算)規模

国政相当事務、県政相当事務及び市町村政相当事務にかかる歳出の年度別決算(予算)規模は、第3表のとおりである。国政相当事務と県政相当事務及び市町村政相当事務にかかる歳出の割合をみると、1969年度はそれぞれ27.5%、72.5%、1970年度はそれぞれ32.4%、67.6%となっている。

なお、1970年度における国政相当事務にかかる歳出の割合は、国政相当事務にかかる日本政府援助金の増に伴っ

て、援助事業が増加したため、前年度より高まっているが、その増加が歳入ほどでないのは、機能分析で述べたように、歳入歳出をそれぞれ国政、県政相当に分類する場合、歳入の所属とそれに関連する歳出の所属とが必ずしも一致しないことも一因であると思われる。

第3表 歳出の国政、県政、市町村政別内訳 (単位千円 %)

区 介	1969年度		1970年度		1971年度	
	決算額	構成比	決算見込額	構成比	予算額	構成比
国政相当	13,137,362	27.5	18,422,759	32.4	24,485,684	30.1
県政相当	33,020,232	69.3	37,064,649	65.1	53,033,073	68.1
市町村政相当	1,521,306	3.2	1,451,117	2.5	3,969,216	4.8
合計	47,678,900	100.0	56,938,525	100.0	81,477,973	100.0

5. 歳入内訳

(1) 租税収入並びに国政相当事務、県政相当事務及び市町村政相当事務にかかる租税収入以外の収入の年度別内訳は、第4表から第7表までに掲げるとおりである。

(2) 類似県との比較

琉球政府の歳入構成比と類似県の歳入構成比とを比較

してみると第8表から第10表までに掲げるとわりである。なお、琉球政府の歳入科目の分類は、本土のそれと比較してみると、大まかであり、本土の歳入科目にそつた分類が困難であるうえに、同じ科目でありながら、その内容が異なっているため(注)比較しやすいように科目の整理を行なった。

(注)ア、琉球政府の財産収入には、本土の使用料に相当するものが一部含まれている。

1、琉球政府の雑収入には、本土の使用料、手数料、分損金負担金、繰入金等に相当するものが含まれている。

租税等の収入と援助金(又は国庫補助、負担金)との構成を比較すると、1970年度においては琉球政府における租税等の構成比は類似県を相当下廻っており逆に援助金の構成比は、類似県よりも高い比率を示している。また、最近における租税等の構成比の推移をみると、類似県は増加する傾向にあるのに対して、琉球政府は逆に減少の傾向を示している、さらに、琉球政府の借入金の構成比は類似県に比較して、極めて高い比率を示しており琉球政府の財政の不健全性がうかがわれる。

第4表 租税収入の状況

(単位千円、%)

区分	1969年度		1970年度		1971年度	
	決算額	構成比 対前年度	決算額	構成比 対前年度	予算額	構成比 対前年度
所得税	6,913,527	27.2	7,601,088	24.3	8,899,560	27.3
法人税	3,823,481	15.0	4,235,776	14.7	4,450,608	13.6
酒	1,921,364	7.6	2,176,630	7.6	2,307,384	7.1
酒類消費税	868,325	3.4	1,154,389	4.0	1,257,802	3.9
煙草消費税	1,460,60	4.5	1,505,923	5.2	1,573,020	4.8
葉たばこ輸入税	301,688	1.2	295,495	1.0	305,640	0.9
通行税	190,321	0.7	108,404	0.4	117,648	0.4
娯楽税	194,075	0.8	217,852	0.8	237,240	0.7
物品税	4,998,623	18.9	5,850,154	20.3	6,650,136	20.4
汽味飲料税	574,158	2.3	614,610	2.1	749,720	2.3
砂糖消費税	543,333	2.1	702,221	2.4	724,032	2.2
石油	2953,536	11.6	3,659,011	12.7	4,463,064	13.7
とん	11,909	0.1	21,991	0.1	18,116	0.1
登録						
印紙			76	-		
自動車税	827,498	3.3	865,580	3.0	239,839	0.7
遊藝飲食税	337,687	1.3	412,365	1.4	507,384	1.6
その他			19,576	0.1	98,901	0.3
合計	25,405,585	100.0	28,861,161	100.0	32,608,094	100.0

第5表 国政相当の歳入状況

(単位千円・%)

区 分	1969年度		1970年度		1971年度	
	決算額	対前年度 増減比	決算見込額	対前年度 増減比	予算額	対前年度 増減比
財産収入	15,307	0.4	17,639	0.3	15,452	0.1
雑収入	523,300	14.9	559,753	8.2	631,741	4.7
印紙収入	872,543	24.9	1,338,384	19.6	2,627,359	19.6
振助金	2,087,780	59.5	4,914,357	71.8	10,144,913	75.5
日本政府介	1,458,412	41.6	4,586,510	67.0	10,058,513	74.7
地方自治体介	629,368	17.9	327,847	4.8	86,400	0.6
官業収入	8639	0.2	10,315	0.1	11,900	0.1
納付金						
前年度剰余金受入						
借入金						
その他						
合 計	3,507,569		6,840,448	100.0	13,431,363	100.0
				143.7		266.5

第6表 県政相当の歳入状況

(単位千円・%)

区分	1969年度		1970年度		1971年度	
	決算額	対前年度 構成比	決算見込額	対前年度 構成比	予算額	対前年度 構成比
財産収入	1,287,733	100	2,537,464	192	3,727,984	289
雑収入	315,570	117	375,440	118	304,334	81
印紙収入						
援助金	12,479,597	673	15,227,334	717	18,712,422	226
日本政府介	7,949,535	429	9,729,637	468	14,034,222	545
アメリカ政府介	4,530,062	244	5,297,697	249	4,678,200	183
官業収入	28,550	0.2	31,653	0.1	33,840	0.1
鋼片金	1,800	-				
前年度剰余金収入	168,989	0.9	48,548	0.2	36,000	0.1
借入金	5,364,000	289	5,252,000	249	6,300,000	245
その他						
合計	18,536,739	1000	21,228,139	1000	25,759,580	1000

(注) 第5表及び第6表の主な科目の内訳は、次のとおりである。

ア、財産収入 — 政府有財産利用収入、政府有財産処分収入、国有財産利用収入、国有財産処分収入

イ、雑収入 — 物産等売私収入、懲罰金及び没収金、牛欄及び違約金、雑収入、配当金利息収入、特別会計受入金、免許手数料、刑務所作業収入、委託金受入、学校実習等収入、授業料及び入学金

ウ、官業収入 — 保健所等収入、衛生研究所収入、検疫所収入

第7表 市町村政相当の歳入状況

(単位千円・%)

区分	1969年度		1970年度		1971年度	
	決算額	対前年度 構成比	決算見込額	対前年度 構成比	予算額	対前年度 構成比
援助金	277,554	1000	377,276	1359	481,947	1000
日本政府介	277,554	1000	377,276	1359	481,947	1000
アメリカ政府介						
合計	277,554	1000	377,276	1359	481,947	1000

第8表 歳入内訳の状況

(単位千円・%)

区 分	琉球政府		類似5県平均		島根県		徳島県		高知県		佐賀県		宮崎県	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
租 税 等	21,518,516	57.7	27,793,587	59.7	18,283,908	43.1	25,321,143	61.3	28,021,711	57.8	25,441,370	57.6	31,175,102	57.4
援 助 金	14,844,931	31.1	17,223,753	37.1	15,191,730	33.7	15,091,095	35.3	17,472,454	37.3	17,366,847	39.0	21,226,663	39.0
借 入 金	5,261,000	11.2	1,458,000	3.1	1,317,000	2.7	1,190,000	2.8	1,342,000	2.7	1,457,000	3.3	1,782,000	3.6
計	47,724,447	100.0	46,525,245	100.0	44,792,638	100.0	42,102,238	100.0	46,866,365	100.0	44,487,217	100.0	54,387,765	100.0
借入金を控除した歳入合計	42,363,447	100.0	45,067,245	100.0	43,475,638	100.0	40,712,238	100.0	45,514,365	100.0	43,028,217	100.0	52,405,765	100.0

(注) 租税等は援助金(類似県は国庫支出金)、借入金(類似県は地方債)以外の全ての収入である。したがって、類似県の租税等には地方譲与税、地方交付税も含まれている。以下第9表及び第10表において同じである。

第9表 歳入内訳の状況

(単位千円・%)

区 分	琉球政府		類似5県平均		島根県		徳島県		高知県		佐賀県		宮崎県	
	決算見込額	構成比	決算見込額	構成比	決算見込額	構成比	決算見込額	構成比	決算見込額	構成比	決算見込額	構成比	決算見込額	構成比
租 税 等	31,476,057	55.0	33,765,985	62.0	34,927,835	65.1	31,907,210	64.0	34,516,305	62.7	31,264,936	60.2	37,213,636	58.8
援 助 金	20,518,967	35.8	19,346,855	35.3	17,412,600	32.5	16,811,084	33.7	19,368,113	35.1	19,293,456	37.1	23,843,024	39.1
借 入 金	5,292,000	7.2	1,436,303	2.6	1,246,000	2.3	1,122,000	2.3	1,220,511	2.2	1,379,000	2.7	1,214,000	3.5
計	57,307,024	100.0	54,449,143	100.0	53,572,435	100.0	49,840,294	100.0	55,104,933	100.0	51,737,392	100.0	63,270,660	100.0
借入金を控除した歳入合計	52,015,024	100.0	53,012,840	100.0	52,346,435	100.0	48,718,294	100.0	53,884,418	100.0	50,358,392	100.0	61,056,660	100.0

第10表 歳入内訳の状況

(単位千円・%)

区 分	琉球政府		類似5県平均		島根県		徳島県		高知県		佐賀県		宮崎県								
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比							
租 税 等	36,641,701	50.6	55.5	34,712,000	42.7	64.1	35,987,407	43.8	64.9	31,767,974	42.5	64.7	34,205,723	43.8	64.7	32,072,931	42.6	64.0	39,525,970	60.7	62.5
振 明 金	29,339,283	40.6	44.6	19,452,650	25.1	35.9	19,500,129	24.6	35.1	17,321,024	24.1	33.3	18,626,996	24.8	35.3	18,060,069	25.2	36.0	23,751,030	36.5	37.5
借 入 金	2,300,000	3.1		1,254,600	2.3		907,000	1.6		1,776,000	3.5		703,000	1.3		1,137,000	2.2		1,760,000	2.7	
計	72,280,984	100.0		55,419,250	100.0		56,394,531	100.0		50,864,998	100.0		53,535,719	100.0		51,270,000	100.0		65,031,000	100.0	
借入金を控除した歳入合計	69,980,984	100.0		54,164,650	100.0		55,487,531	100.0		49,088,998	100.0		52,832,719	100.0		50,133,000	100.0		63,271,000	100.0	

6. 目的別歳出の性質別歳出内訳

(1) 各年度における国政相当事務、県政相当事務及び市町村相当事務にかかるそれぞれの目的別歳出の性質別歳出内訳は、別途調査資料に記載されているところである。この資料はかなりの表数にのぼるため、その全部をここに添付することは省略するが目的別歳出の性質別歳出内訳表の作成要領のうち、主なものについて述べれば次のとおりである。

ア. 目的別

(ア) 司法及び警察費並びに教育費にかかるもの以外の職員の退職手当並びに恩給及び退職年金は、総務費に計上している。

(イ) 諸支出金には直接の事業目的を有しない普通財産の取得に要する経費と交通事業、ガス事業、電気事業及び収益事業への繰出金または貸付金等を計上している。

(ウ) 上記(イ)に掲げた各事業以外の事業に対する繰出金は、各行政目的に応じて当該目的別に分割して計上している。

イ、性質別

(ア) 人件費には事業費支弁にかかるものを除いた一切の人件費を計上している。

ただし、常勤的非常勤職員以外の者にかかる賃金は物件費に計上している。

(イ) 物件費には、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費にかかる物件費は除いている。

(ウ) 維持補修費には、施設の効用を維持するため支弁された経費を計上している。ただし、維持補修費に含まれている人件費は、維持補修費に計上せず、人件費に計上している。

(エ) 扶助費には、その団体から現金または物品の別を問わず、被扶助者に対して支給されたものの決算(予算)額を計上している。

(オ) 当該団体が直接には実施しないが、その最終用途が資本形成のための支出である場合には、その事業費は補助費等でなく、普通建設事業、災害復旧事業及び失業対策事業の当該事業に計上している。

(2) 概要

各年度の経費支出の内容は、一部の臨時的な経費を除けばほとんど共通しているため、1971年度について、その主な経費の内容を述べることにし、1979年度及び1980年度については省略することとする。

ア、国政相当事務にかかる歳出

(ア) 繰出金の各目的別の繰出先別内訳は、次のとおりである。

- a. 総務費……市町村交付税及び特別とん譲与税配付金特別会計
- b. 農林水産業費……農林漁業中央金庫、農林漁業資金融通特別会計
- c. 通商産業費……大衆金融公庫、産業同業資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、沖縄観光開発事業団
- d. 土木費……沖縄下水道公社、琉球土地住宅公社
- e. 社会保険関係費……社会保険特別会計(厚生年金、国民年金、福祉年金業務の各勘定)、失業保険関係、労災保険関係

- (イ) 民生費の補助費等は、国民健康保険の療養給付費及び財政調整交付金である。なお、国民健康保険制度は、昭和44年4月発足の予定である。
- (ウ) 衛生費の普通建設事業費は、主に新那覇病院の建設事業費である。
- (エ) 労働費の補助費等は、軍関係離職者に対する特別給付金である。
- (オ) 土木費の普通建設事業費は、空港の拡張費である。
- (カ) 教育費の補助費等は、主に琉球育英会に対する補助である。

イ、県政相当事務にかかる歳出

- (ア) 繰出金の各目的別の繰出先別内訳は、次のとおりである。
 - a. 民生費 母子福祉資金特別会計、災害救助基金特別会計
 - b. 衛生費 政府立病院特別会計
 - c. 農林水産業費 土地改良事業特別会計
 - d. 通商産業費 中小企業近代化資金融通特別会計
- (イ) 総務費の普通建設事業金は、主に建設工事調査費である。

- (ウ) 民生費の補助費等は、老人福祉団体への補助金、健康診断負担金等である。
- (エ) 民生費の扶助費は、町村分にかかるものである。
- (オ) 衛生費の普通建設事業費は、主に精神病院建設費、清掃施設補助等である。
- (カ) 農林水産業費の普通建設事業費は、農業基本施設の新設事業費、山地用路農道新設事業費等農業施設事業費である。
- (キ) 通商産業費の投資及び出資金は、信用保証協会への出資金である。
- (ク) 教育費の人件費は、政府立の幼稚園並びに小、中、高校の教職員にかかる人件費のほか、教育区立の小、中学校教職員のうち琉球政府支弁の教職員にかかる人件費を含んでいる。

ウ、市町村政相当事務にかかる歳出

- (ア) 民生費の扶助費は、市分にかかるものである。

なお、扶助費の市分と県政相当事務にかかる歳出に計上している町村分とのあん分比率は、本土の昭和43年度の市分と町村分の比率に準じて、市分を

32%、町村分を68%としている。

(イ) 教育費の普通建設事業費は、教育区立小、中学校の建設事業費である。

(3) 類似県との比較

各年度における歳出の財政構造を類似県との比較においてみると次のとおりである。

ア. 目的別

目的別歳出の比較の状況は、第12表から第14表までに掲げるとおりであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 歳出規模

a. 類似県の歳出規模の平均を100とした場合の指数をみると、1969年度 72.3、1970年度は、68.8にとどまっている。

b. 次に、経費を各目的別にみると、1967年度、1970年度とも議会費、衛生費、警察費及び教育費の規模が大きく、反面、災害復旧費及び諸支出金の規模が極端に小さくなっている。

(イ) 各目的別構成比

(24)

各目的別の構成比をみると、歳出規模でみた場合と同様に、1967年度、1970年度とも、議会費、衛生費、警察費及び教育費の割合が高い比率を示している。

イ. 性質別

性質別歳出の比較の状況は第15表及び第16表に掲げるとおりである。なお、1971年度における類似県の性質別歳出の状況は、都合により準備できなかったため、第17表に琉球政府にかかるもののみを掲げることとした。

(ア) 各性質別歳出規模の状況

一時的経費(注)のうち、人件費及び物件費の歳出規模が類似県のそれよりも大きく、中でも物件費の規模の大きいことがとくに目だっている。これは、結核患者の収容治療費、中でも本土送り出し患者にかかる治療費が多額におよび、これら治療費を物件費に計上しているからである。類似県においては、医療扶助費が衛生費の扶助費に計上されているが、琉球政府においては、これら治療費を一般分、生活

(25)

被扶助者分に分離することが困難であり、全額を物件費に計上している。一方、同じ経常的経費の中でも維持補修費、扶助費及び公債費はかなり少なく、貸付金は皆無である。扶助費が少ないのは、一部物件費との関連によるものであり、貸付金については琉球政府では貸付金の事務をすべて特別会計で行なっていることと、都道府県で行なっている市町村に対する市町村振興資金貸付金の制度がないためである。以上の経常的経費の規模の総額を比較してみると、第11表に示すとおり、類似県の歳出現模を100とした場合、その指数は、1969年度は92.4、1970年度は91.4と低いが、貸付金を控除した場合には、1969年度は98.0、1970年度は98.4と類似県に近い指数を示している。

(注) 経常的経費とは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費及び貸付金をいう。

(イ) 各性質別歳出の構成比

各性質別歳出の構成をみると歳出現模でみた場合と同様に、経常的経費である人件費及び物件費の割

合が高く、特に人件費の割合が高い比率を示している。経常的経費総額の構成比を類似県のそれと比較してみると、第11表に示すとおり、1969年度は46.5%、1970年度は42.8%と高い比率を示しており、対前年度比較において、類似県の構成比は低下しているのに対して、琉球政府の構成比は逆に増加している。一方、普通建設事業費の割合をみると1969年度は12.2%（補助事業13.5%、単独事業2.3%）、1970年度は18.2%（補助事業16.1%、単独事業2.1%）であり、類似県の割合よりも大幅に低く、中でも単独事業の割合がより低い比率を示している。

第11表 経常的経費の状況 (単位千円・%)

区 分	1969年度				1970年度					
	琉球政府		類似県平均		琉球政府		類似県平均			
	決算額	構成指数	決算額	構成指数	決算額	構成指数	決算額	構成指数		
経常的経費総額 A	25,237,770	76.6	92.4	27,310,173	57.9	28,866,730	72.8	71.4	31,587,872	58.7
うち貸付金 B				1,561,876	3.6				2,238,778	4.2
差引(A-B)	25,237,770	76.6	98.0	25,748,277	54.4	28,866,730	72.8	71.4	29,351,094	54.5

(注) a. 構成比は、歳出総額を100とした場合のものである。
 b. 指数は、類似5県平均を100とした場合のものである。

第 12 表 目的別歳出の類似県との比較 (1967年度)

(単位千円)

区 介	琉球政府			類似5県平均		島根県		徳島県		高知県		佐賀県		徳島県	
	決算額	構成比	指数	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	305,620	0.9	145.6	174,034	0.4	171,875	0.4	145,210	0.4	160,981	0.3	176,021	0.5	196,064	0.4
総務費	1,579,076	4.8	35.2	2,451,408	5.4	2,640,996	6.0	2,289,457	5.6	2,415,391	5.2	2,072,205	4.8	2,838,788	5.2
民生費	1,809,517	5.5	61.2	2,733,967	6.0	2,182,045	5.0	2,611,990	6.4	3,867,896	8.4	2,219,090	5.1	2,787,816	5.1
衛生費	3,632,811	11.0	175.4	2,071,393	4.5	1,773,490	4.1	2,220,976	5.4	2,390,868	5.2	1,515,969	3.6	2,403,675	4.4
労働費	275,302	0.8	46.3	595,182	1.3	411,061	0.9	460,072	1.1	601,135	1.3	784,375	1.8	719,269	1.3
農林水産業費	2741,044	8.3	36.7	7,473,287	16.4	7,022,782	16.1	5,996,998	14.1	7,386,512	16.0	7,170,806	16.5	9,989,038	18.1
商工費	1038,469	3.1	34.4	1,230,493	2.7	1,723,119	3.9	1,143,139	2.8	988,824	2.1	1,042,911	3.3	854,424	1.8
土木費	5,049,059	15.3	54.0	9,345,829	20.5	9,261,639	21.2	9,186,301	22.5	9,297,471	10.2	7,253,183	16.7	11,730,553	21.7
警察費	1,347,315	7.1	113.5	2,067,353	4.5	1,963,255	4.5	1,917,216	4.7	2,069,954	4.5	1,796,058	4.6	2,400,280	4.4
消防費															
教育費	13,922,368	42.2	107.7	17,899,331	28.3	12,555,869	28.7	11,815,271	28.9	12,382,093	26.9	11,430,433	25.6	16,312,987	28.3
災害復旧費	40,291	0.1	1.7	2,318,886	5.1	1,641,970	3.8	1,079,160	2.6	1,776,786	4.3	4,414,134	10.2	2,481,581	4.6
公債費	256,923	0.8	13.0	1,773,647	4.3	1,813,045	4.2	1,750,855	4.3	2,355,272	5.0	1,669,556	3.8	2,274,505	4.2
諸支出金	2,077	-	2.0	103,918	0.2	346,554	0.8	61,372	0.1			21,008	-	70,654	0.2
前年度繰上充用金															
自動取得税交付金				199,452	0.4	163,148	0.4	168,655	0.4	190,878	0.4	163,298	0.4	291,259	0.5
娯楽施設利用税交付金				4,049	-	1,354		3,582	-	3,127	-	1,571	-	5,610	-
予備費															
歳出合計	33,020,232	100.0	72.3	45,442,929	100.0	43,667,212	100.0	40,550,905	100.0	46,087,715	100.0	43,425,610	100.0	54,178,505	100.0

(注) 指数は、類似5県平均を100とした場合のものである。

第13表 目的別歳出の類似5県との比較 (1970年度)

(単位千円)

区 分	琉球政府			類似5県平均		島根県		徳島県		商知県		佐賀県		宮崎県	
	決算額	構成比	指数	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	337,632	0.9	1887	178,743	0.3	186,047	0.4	159,308	0.3	174,197	0.3	173,104	0.3	202,057	0.3
総務費	2,471,737	6.7	923	3,420,218	6.3	3,934,456	7.1	3,559,400	7.3	3,803,246	7.0	2,605,463	5.2	3,358,883	5.3
民生費	2,248,064	6.1	75.0	2,996,884	5.6	2,538,763	4.8	3,026,060	6.2	3,833,466	7.0	1,413,993	4.8	3,172,138	5.0
衛生費	3,403,306	9.2	1441	2,361,974	4.4	1,972,103	3.8	2,728,882	5.6	2,980,833	5.1	1,712,497	3.4	2,615,557	4.2
労働費	364,807	1.0	474	769,312	1.4	569,102	1.0	612,214	1.3	802,324	1.6	1,102,019	2.2	820,902	1.3
農林水産費	2,674,724	7.2	79.6	9,058,657	16.8	9,649,024	18.4	7,206,369	14.3	9,036,502	18.6	8,436,372	16.6	10,745,020	17.4
商工費	711,171	1.9	414	1,716,251	3.2	2,107,442	4.0	1,460,560	3.0	1,657,318	3.0	2,199,673	4.3	1,155,714	1.8
土木費	5,471,401	14.8	48.6	11,271,758	20.9	11,267,974	21.4	10,761,843	22.1	11,528,697	21.2	9,567,258	18.8	13,233,215	21.0
警察費	2,919,389	7.9	1239	2,356,125	4.4	2,257,017	4.3	2,216,046	4.6	2,256,507	4.1	2,354,396	4.6	2,616,658	4.3
消防費															
教育費	15,439,129	41.2	1044	14,993,203	27.4	14,324,788	27.3	13,367,104	27.5	14,376,572	28.4	14,477,445	28.5	17,397,905	27.7
災害復旧費	65,595	0.2	7.8	2,303,747	4.3	1,508,342	2.9	731,960	1.9	1,750,626	3.2	3,876,771	7.6	3,451,034	5.5
公債費	741,242	2.5	49.0	1,722,030	3.6	1,579,141	3.0	2,223,980	4.6	1,900,741	3.5	1,504,871	3.0	2,401,218	3.8
諸支出金	1,452	0.4	3.9	424,331	0.8	638,472	1.2	153,469	0.3	272,308	0.5	54,976	0.1	1,002,609	1.6
前年度繰上充用金															
自動車取得税交付金				313,934	0.6	278,414	0.5	259,932	0.5	321,223	0.6	268,146	0.5	436,755	0.7
娯楽施設利用税交付金				4,250	-	1,150	-	3,386	-	3,886	-	7,203	-	5,325	-
予備費															
歳出合計	37,064,647	100.0	288	33,871,677	100.0	52,552,335	100.0	48,670,513	100.0	54,304,178	100.0	50,836,147	100.0	42,895,193	100.0

(注) 指数は類似5県平均を100とした場合のものである。

第14表 目的別歳出の類似県との比較 (1971年度)

(単位 千円)

区 分	琉球政府			類似5県平均		島根県		徳島県		高知県		佐賀県		宮崎県	
	予算額	構成比	指数	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
議会費	399,472	0.8	215.3	185,543	0.3	185,954	0.3	183,677	0.4	186,487	0.3	172,314	0.3	199,281	0.3
総務費	3,250,466	6.1	107.5	3,024,961	5.5	3,331,472	5.9	2,313,298	4.5	3,836,799	7.2	2,659,577	5.2	2,983,658	4.6
民生費	2,800,123	5.3	84.8	3,303,129	6.0	1,667,528	4.7	3,230,948	6.4	4,221,907	7.9	2,803,240	5.5	3,592,023	5.5
衛生費	4,786,923	9.0	196.2	2,439,674	4.4	2,015,629	3.6	2,593,283	5.1	2,628,974	4.9	1,954,662	3.8	3,005,863	4.6
労働費	469,546	0.9	67.0	701,236	1.3	453,111	0.8	570,311	1.1	615,975	1.2	1,119,407	2.2	747,374	1.1
農林水産業費	4,156,813	7.8	44.1	9,431,037	17.0	10,879,670	19.3	7,589,556	14.9	9,553,446	17.8	7,795,493	15.2	11,337,621	17.4
商工費	876,616	1.7	46.0	1,907,451	3.4	2,636,641	4.7	1,744,612	3.4	1,324,194	2.6	2,277,214	4.4	1,554,593	2.4
土木費	13,232,160	25.0	111.1	11,715,086	21.5	12,230,290	21.7	11,535,973	22.7	11,507,683	21.5	9,901,733	19.3	14,399,750	22.1
警備費	3,018,707	5.7	119.1	2,535,035	4.6	2,489,236	4.4	2,433,591	4.8	2,231,670	4.2	2,600,437	5.1	2,920,269	4.5
消防費															
教育費	17,861,656	33.7	112.3	15,903,665	28.9	15,329,193	27.2	15,206,570	29.7	13,814,884	25.8	15,583,446	30.4	19,584,235	30.1
災害復旧費	268,289	0.5	21.2	1,262,964	2.3	999,315	1.8	643,077	1.3	884,937	1.7	1,911,278	3.7	1,876,211	2.9
公債費	1,822,342	3.4	93.8	1,942,140	3.5	1,789,630	3.2	2,058,859	4.0	1,930,172	3.6	1,637,587	3.2	2,294,453	3.5
諸支出金				497,937	0.9	1,059,392	1.9	412,727	0.8	421,902	0.8	533,513	1.0	62,150	0.1
前年度繰上充用金															
自動車取得税交付金				335,945	0.6	295,959	0.5	294,581	0.6	353,111	0.7	282,356	0.6	433,919	0.7
娯楽施設利用税交付金				4,435	-	1,511	-	3,935	-	3,588	-	4,743	-	5,400	-
予備費	90,000	0.2	310.3	29,000	0.1	30,000	0.1	50,000	0.1	20,000	-	30,000	0.1	15,000	0.1
歳出合計	53,033,073	100.0	95.7	55,119,250	100.0	56,394,531	100.0	50,864,998	100.0	53,535,719	100.0	51,270,000	100.0	65,031,000	100.0

(注) 指数は類似5県平均を100とした場合のものである。

表15 性質別歳出の類似県との比較 (1969年度)

(単位千円)

区 分	琉球政府			類似5県平均		高根県		徳島県		高知県		佐賀県		宮崎県	
	決算額	構成比	指数	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	18,140,128	54.9	1050	16,626,561	36.5	16,460,322	37.7	15,222,574	37.3	16,180,367	35.1	16,086,566	37.0	19,232,776	35.5
物件費	3,293,091	10.0	1229	1,904,460	4.2	2,012,898	4.6	1,800,043	4.4	2,021,639	4.4	1,383,256	3.2	2,301,464	4.2
維持補修費	321,239	1.0	693	463,342	1.0	538,738	1.3	423,214	1.0	297,700	0.6	266,297	0.6	740,163	1.4
扶助費	1,070,823	3.3	363	2,962,270	6.5	2,171,598	5.0	2,956,085	7.2	3,992,652	8.9	2,351,173	5.4	3,339,842	6.2
補助費等	2,152,966	6.5	1170	1,809,452	4.0	1,657,174	3.8	1,386,947	3.4	1,758,087	3.8	1,721,860	4.0	2,524,194	4.6
普通建設事業費	5,686,573	17.2	377	15,089,081	33.0	14,710,457	32.8	14,020,858	34.3	14,960,665	32.5	13,065,943	30.1	19,057,186	34.2
補助	4,676,657	13.9	384	11,761,233	26.2	10,799,084	24.7	11,419,254	27.9	11,865,366	25.7	9,792,828	22.6	15,729,636	29.4
単独	1,009,916	3.3	381	2,855,540	6.3	3,399,141	7.8	2,489,663	6.1	3,068,518	6.7	2,279,814	5.2	3,076,344	5.6
受託				266,308	0.5	112,232	0.3	111,941	0.3	26,782	0.1	999,301	0.3	81,285	0.2
災害復旧事業費	40,271	0.1	1.7	2,335,322	5.1	1,641,936	3.8	1,171,056	2.9	1,567,986	4.3	4,014,051	10.2	2,481,581	4.6
補助				2,160,558	4.9	1,535,238	3.3	1,091,589	2.7	1,748,353	3.8	4,001,991	9.2	2,425,620	4.5
単独	40,271	0.1	4.2	95,474	0.2	103,519	0.2	79,467	0.2	219,633	0.5	18,790	0.1	55,761	0.1
受託				77,290	0.2	3,179	0.1					393,270	0.9		
災害対策事業費	134,468	0.4	374	359,440	0.8	50,451	0.1	254,362	0.6	434,641	0.9	554,478	1.3	501,247	1.0
公債費	256,723	0.8	130	1,972,172	4.3	1,816,271	4.2	1,748,918	4.3	2,363,468	5.1	1,668,890	3.8	2,293,411	4.2
積立金				112,608	0.2	146,760	0.3	280,545	0.7	58,804	0.1	2593	-	74,336	0.1
投資及び出資金	294,400	0.8	334.2	82,101	0.2	75,679	0.2	35,229	0.1	78,625	0.2	91,415	0.2	109,533	0.2
貸付金				1,561,896	3.4	2,437,528	5.6	1,248,024	3.1	1,665,158	3.6	1,173,421	2.7	1,285,347	2.4
繰出金	1,647,531	5.0	458.6	359,304	0.8	297,400	0.6	303,050	0.7	318,121	0.7	643,647	1.5	254,302	0.5
前年度繰上充用金															
歳出合計	33,020,232	100.0	72.3	45,642,027	100.0	43,667,212	100.0	40,550,705	100.0	46,087,915	100.0	43,025,610	100.0	54,178,505	100.0

(注) 指数は類似5県平均を100とした場合のものである。

第16表 性質別歳出の類似県との比較 (1970年度)

(単位千円)

区 分	琉球政府			類似5県平均		島根県		徳島県		高知県		佐賀県		宮崎県	
	決算額	構成比	指数	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	20,526,761	55.4	107.3	17,128,889	35.5	18,777,444	35.7	17,426,889	33.8	18,717,791	34.7	18,402,520	36.2	22,117,600	35.2
物件費	3,495,174	9.4	114.0	2,131,471	3.9	1,348,926	4.6	2,064,088	9.2	2,137,017	3.9	1,568,297	3.1	2,539,148	4.0
維持補修費	314,227	0.8	58.5	537,494	1.0	655,970	1.3	514,526	1.1	359,513	0.7	292,331	0.7	835,131	1.3
扶助費	1,341,397	3.6	124	3,165,166	5.9	2,501,929	4.8	3,193,554	6.6	3,763,438	7.3	2,568,004	5.1	3,598,904	5.9
補助費等	2,247,927	6.1	71.1	2,467,753	4.6	2,451,261	4.7	2,109,388	4.3	2,225,948	4.1	2,692,204	5.3	2,859,971	4.6
交通建設事業費	6,753,562	18.2	38.9	17,462,223	32.3	16,528,017	31.5	16,551,507	34.0	17,735,819	32.5	15,339,513	30.2	21,156,268	33.6
補助	5,974,057	16.1	43.1	13,869,610	25.7	12,928,433	23.5	12,988,374	24.7	13,553,389	25.4	12,570,817	24.8	17,587,038	27.9
単独	779,505	2.1	22.1	3,527,008	6.5	4,097,203	7.8	3,566,022	7.2	3,877,930	7.1	2,628,569	5.2	3,515,313	5.6
受託				65,607	0.1	102,381	0.2	47,111	0.1	4,600	-	120,121	0.2	53,917	0.1
災害復旧事業費	65,596	0.2	28	2,312,587	4.3	1,504,820	2.9	987,533	2.0	1,742,785	3.2	3,876,762	7.6	3,451,034	5.5
補助				2,128,163	4.0	1,419,885	2.7	917,095	1.9	1,498,389	2.9	3,578,017	7.0	3,227,439	5.1
単組	65,596	0.2	59.3	110,599	0.2	82,369	0.2	67,000	0.1	244,396	0.5	41,317	0.1	117,813	0.2
受託				73,843	0.1	2,566	-	3,440	-			257,428	0.5	105,782	0.2
災害対策事業費	196,464	0.5	45.3	433,897	0.8	46,275	0.1	283,525	0.6	463,439	0.9	808,843	1.6	567,404	0.9
公債費	741,242	2.5	49.0	1,920,299	3.6	1,576,324	3.0	2,221,748	4.6	1,899,634	3.5	1,503,695	2.9	2,400,091	3.8
積立金				395,650	0.7	861,194	1.6	204,320	0.4	319,718	0.6	2,556	-	590,460	0.9
投資及び出資金	74,580	0.2	36.2	206,973	0.4	76,943	0.1	145,452	0.3	613,021	0.9	155,311	0.3	144,241	0.2
貸付金				2,238,778	4.2	3,870,903	7.4	1,659,413	3.4	2,539,829	4.9	1,755,753	3.4	1,347,990	2.2
繰出金	1,107,418	3.0	74.3	1,470,453	2.8	1,322,327	2.5	1,308,568	2.7	1,666,043	3.1	1,870,378	3.7	1,284,951	2.0
前年度繰上充用金															
歳出合計	37,684,647	100.0	28.8	53,891,697	100.0	52,352,335	100.0	48,670,513	100.0	54,504,195	100.0	50,836,147	100.0	62,895,193	100.0

(注) 指数は類似5県平均を100とした場合のものである。

第19表 性質別歳出の類似県との比較 (1971年度)

(単位千円)

区 分	琉 球 政 府			類似5県平均		高 根 県		徳 島 県		高 知 県		佐 賀 県		宮 崎 県	
	予 算 額	構 成 比	指 数	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比
八 件 費	23,806,433	44.9													
物 件 費	4,168,862	7.9													
維持補修費	339,449	0.6													
扶 助 費	1,440,718	2.7													
補助費等	2,376,402	4.5													
普通建設事業費	17,030,203	32.1													
補 助	15,866,052	29.8													
単 独	1,224,151	2.3													
受 託															
災害復旧事業費	268,289	0.5													
備 助	69,831	0.1													
単 独	178,458	0.4													
受 託															
失業対策事業費	223,524	0.4													
公 債 費	1,822,342	3.4													
積 立 金															
投資及び出資金	84,042	0.2													
貸 付 金	18,000	0.1													
繰 出 金	1,454,609	2.7													
前年度繰上充用金															
歳 出 合 計	53,033,073	100.0	75.7	55,419,250	100.0	56,374,531	100.0	50,864,798	100.0	53,533,719	100.0	51,270,000	100.0	65,031,000	100.0

(注) 指数は類似5県平均を100とした場合のものである。

オ 2 章 那覇市及び王城村の財政

オ 1 節 那覇市の財政状況

1. 那覇市の 1966 年度以降の一般会計歳入歳出決算状況は次のとおりである。

年 度	1966 (決算)	1967 (決算)	1968 (決算)	1969 (決算)	1970 (予算)	1971 (予算)
歳入総額 A	2,520	3,663	3,723	4,644	7,492	7,279
歳出総額 B	2,265	3,173	3,554	4,410	7,492	7,879
差引 A-B=C	255	491	367	254	-	-
翌年度へ繰越すべき財源 D	103	327	251	212	-	-
実質収支 C-D	152	163	116	43	-	-
昨年度収支	132	△ 48	32	△ 54	-	-

財政規模は、かなりのペースで拡大しているが、このうち 67 年度が歳出規模で 40% 伸びているのは、教育税が廃止されて、それに代る財源が交付税で措置され一般会計を通るようになったからである。また、70 年度が 69 年度対比で 70% (70 年度は予算額であるから若干の異動がある。) と伸びているのは、港湾、埋立、公会堂その他政府補助金や

起債による大規模な建設事業がいくつか計上されているからである。しかし、特段の制度改正のなかった67~69年度の歳出規模の伸び率は39%と高く、本市市町村の昭和41~43年度決算の伸び率35%を上回っている。

収支はおおむね整調で赤字が続いているが、累積赤字は減り気味であり、積立金の余裕はない。

繰越事業の財源は決算額の5~10%であってやや多いがこれは琉球政府からの補助指令が年度末になるものが多いことなどによるものである。

2 那覇教育区の1968年度以降の歳入歳出決算状況は、次のとおりである。

(単位 百万円)

年 度	1966 (決算)	1967 (決算)	1968 (決算)	1969 (決算)	1970 (予算)	1971 (予算)
歳入総額 A	1,610	2,080	2,299	2,999	3,221	4,064
歳出総額 B	1,589	2,059	2,278	2,968	3,221	4,064
差引 A-B=C	21	21	21	31	-	-
翌年度へ繰越すべき財源 D	5	0	17	23	-	-
実収収支 C-D	16	21	4	8	-	-
単年度収支	10	5	17	4	-	-

教育区財政は、教育税が交付税措置に代った67年度以降おおむね政府支出金が70%、交付税措置分に上積みをした市負担金が23%、起債、使用料等の自己負担が7%という負担割合となっており、その歳出は、82%が人件費、16%が投資的経費で、その他は物件費、公債費等となっている。

現在那覇市には、幼稚園22、小学校11、中学校22があるが、人口の都市集中に伴う児童の増加があり、また中心部におけるドーナツ現象の発生もあって地域的に学校の配置を換える必要も生じているので、今後はおかほりの建設投資が必要となる見込である。

3 1969年度決算、1970、71両年度当初予算の歳入構成は次のとおりである。(教育区分を除く。)

(単位 十円、%)

区 分	那 覇 市			1969年度決算			
	1969年度決算	1970年度予算	1971年度予算				
市 税	1,718,881	36.9	1,963,382	26.2	2,297,774	29.2	27.9
交 付 税	629,573	13.5	852,940	11.4	960,462	12.2	35.4
政 府 支 出 金	746,051	16.0	1,929,890	25.8	1,774,859	22.5	13.9
市 債	580,884	12.5	1,628,950	21.7	1,885,959	23.9	8.2
そ の 他	989,063	21.2	1,117,242	14.9	959,926	12.2	19.6
合 計	4,664,432	100.0	7,492,404	100.0	7,878,980	100.0	100.0

これによると、1969年度決算においては、沖縄の市町村平均に比して税収のウェイトが高く、逆に交付税のウェイトの低いことが特徴的である。また、税と交付税の合算額の歳入に占める比率では、沖縄の市町村平均より低い。地方債が他の市町村に比して格段に多く、実額では全市町村債の48%を占めている。

70、71年度は予算額であるが、政府支出金と市債を中心に規模が大きくふくらんでいる。その理由は、先に述べたように港湾、埋立、公会堂などの巨額な事業が増加したためである。港湾整備事業の一部、埋立事業等は一般会計になじまないものであるから、仮に港湾、埋立、市場にかかると政府支出金及び市債を控除し、さらに1970年度の特殊事情としての借換債（公営住宅用地購入のため琉球銀行から借入れていたものを資金運用部資金に借換えた。）312,300千円を除いて構成比をみると、次のようになり、極端な変化はみられなくなるが、政府支出金及び交付税の構成比が徐々に増加していることがわかる。

(単位 千円、%)

区 分	1969年度		1970年度		1971年度	
市 税	1718,881	40.6	1963,382	36.1	2297,774	39.8
交 付 税	629,573	14.9	852,940	15.7	960,462	16.7
政 府 支 出 金	586,424	13.8	824,182	15.2	1,075,922	18.7
市 債	312,653	7.4	677,506	12.5	472,955	8.2
そ の 他	989,063	23.3	1,117,242	20.6	959,926	16.6
合 計	4,236,594	100.0	5,435,252	100.0	5,767,043	100.0

4. 一般会計で支弁する人件費は、1969年度は1,057百万円であったが、1970年度1,230百万円、1971年度(予算)1,511百万円と、年率20%以上の増となっている。これは毎年度の給与改定のほか、人口増等に伴う行政水準の向上のため年20人程度のペースで取員の定数増が行なわれているためである。なお、1971年の取員数は臨雇を含め約1,400人である。

給与制度の特徴は次のとおりである。

ア、すべての取種について同じ給料表を用い、通し号俸である。

イ. 給与改定は年度当初から実施し、年度途中での改定は行なわない。本年7月1日現在の初任給は高校卒は

29,952円(83ドル.20セント)、大学卒は39,492円(109ドル.70セント)と琉球政府の初任給(高校卒27,360円(76ドル)、大学卒37,440円(104ドル.10セント)より高い。

ウ. 給与改定的方式は、一律定額アップである。したがって1971年度の改定率は最下位号俸は約18%であるのに対し、上位号俸は約5%となっている。

エ. 期末手当支給率が年々上昇し、1971年度は年間5.1月分プラス30ドルとかなり高率になっている。

オ. 退職手当については、定年退職者には通常の勤続年数による支給額に本俸×6箇月分が加算される。

5. 歳入中市債のウエイトが高いことは3で述べたとおりであるが、1969~71年度における単独事業についても次のように市債を財源とした大規模な事業が増加している。

(単位:百万円)

事業名	1969年度	1970年度	1971年度
住宅建設(第2若松)	43 (42)	— —	— —
公営住宅用地購入	94 (94)	189 (189)	120 (120)
公設市場建設(3件)	290 (268)	— —	424 (423)
教育費負担金(教育区債)	170 (116)	— —	— —
(識名)納骨堂建設	— —	30 (30)	32 (31)
公有水面埋立(泊・安謝間)	— —	645 (689)	995 (990)
計	597 (520)	864 (858)	1,571 (1,584)

(注) カッコ内は市債額である。

1970年度末における市債の状況は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	1969年度末	1970年度末	1970年度元利償還額				Eの借入先別内訳		
	現在高A	借入額B	元金C	利子D	計C+D	A+B-C-E			
借入金額	2,251	1,053	189	165	354	3,115	1,327	1,028	710

償還計画によれば、償還額のピークは1973年度で、その元利償還額963百万円は、1971年予算額の12%に相当しており、後年度における公債費負担はかなり重くなるよ

うに思われる。しかし、那覇市の起債運用は原則として採算性のあるものに限り、公営住宅、市場、納骨堂、公有水面埋立等にかかる起債はいずれも使用料ないし埋立地処分収入を償還財源に充てている。

ただ、これらの特定財源のうち、埋立地処分については最近多少ペースが遅くなり、1970年度においては第3次埋立事業の起債償還予定額176百万円に対し半分の65百万円しか償還できなかった。さらに第4次埋立事業については1,800百万円(5百万ドル)の起債が予定されているので、造成地処分の円滑な進捗が望まれる。また牧志公設市場については市場使用料の収入状況が悪く、現在収支は42百万円程度の赤字の見込みであることも多少問題である。

6. 事業繰越の方法としては、市町村自治法の定める継続費、繰越金と予算繰越(明許繰越、事故繰越の区分はない。)があるが、本土の旧財務会計制度によっているため、いずれも当該年度分の予算は不用額とし、翌年度の予算において、既収入財源は繰越金として、未収入特定財源は各々該当する項目において再計上されることとなる。特に補助事

業については、琉球政府の補助指令が年度末に出されるものがほとんどであるため、通常契約するまでにいたらぬから事業繰越として扱われるが、当該年度内に契約を行なうて未だ支出の時期が到来しなかったものについては、支出の履行を担保するため、予算の翌年度再計上を義務づける予算外義務負担の議決をすることとしている。したがって予算外義務負担は、いずれも期間は2年となっており、1970年度事業のうち4件115百万円(うち白米援助金未収分62百万円)が、この議決を受けている。

継続費の設定がなされている事業は次の4件であるが、1969、70の両年度においていずれも適次繰越を行なっている。これらはほとんどが着手の遅れによるものである。また、事業繰越のうち当該年度内に支出を予定していたにもかかわらず、雨期にかかったことなどにより完成が遅延したもののについては事故繰越として分別しており、その額は次の表のとおりである。事業繰越額が大きいのは、道路や住宅の用地買収費が含まれているためであり、その他琉政からの補助指令の遅れによるものの多いことが財源内訳からはっきり知られる。

なお、教育区会計においては、2年度以上にわたる事業について年度末近くになって継続費の設定をし、進次繰越という形で明許繰越と同様の効果をもたらせる運用を行っている。

(単位 百万円)

区 分	1969年					1970年度				
	繰越額	日政	疏政	起債	一般財源	繰越額	日政	疏政	起債	一般財源
公会堂建設	96	90	-	-	6	91	-	-	-	91
第4次泊安樹岡 公有水面埋立	171	-	-	171	-	108	-	-	108	-
那覇新港建設	63	63	-	-	-	896	895	-	-	21
公営住宅建設	160	78	-	82	-	185	77	-	108	-
継続費進次繰越額	490	231	-	253	6	1,220	952	-	216	52
事故繰越額	129	74	5	-	110	84	-	-	-	84
事業繰越額	536	-	270	189	77	773	117	158	490	48
繰越事業費計	1,155	245	275	442	193	2,077	1,069	158	706	184

7 市有財産の現況は次のとおりである。

区 分	土 地		建 物		其 他 地		合 計
	数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	
行政財産	238,310.93	25,712,204	346	2648,794	109	3,550,658	277,165.8
普通財産	176,511.76	1,904,443	-	-	-	-	1,904,443
計	414,822.69	27,616,647	346	2,648,794	109	3,550,658	280,677.09

(270)

(注) その他は、奨学基金、有価証券、港湾施設、簡易水道施設、構築物、美術品、電機類、ごみ処理施設である。有価証券は琉銀ほか12社の株式 62,200株、50,298千円である。

軍用地貸付面積は 23,215坪(78筆)で、賃貸料は 20,541千円である。市町村非細分土地は 125,566.17坪(17筆)で、収入額は 70,772千円である。

8 教育区の所有する財産は次のとおりである。

区 分	土 地		建 物		合 計
	数量	価 格	数量	価 格	
行政財産	15,929.97	2,195,244	48,263.89	2,236,847	2,556,371
普通財産	908.13	82,661	-	-	82,661
計	25,016.06	4,071,855	48,263.89	2,236,847	2,637,032

(注) 普通財産の大半は市教委が埋立て、高技の敷地として政府に貸与している土地である。

教育区の資料によれば、学校用地面積 163,811.70坪のうち、着地面積は 147,763.48坪で、その内訳は次のとおりである。

(271)

個人有地	66,392.90 坪
市有地(無償)	61,737.40
民政府財産管理局	18,835.18
政府有地(無償)	798.00

すなわち、有償の借地面積合計は、85,228.08坪で、全地面積の52%を占めており、その借料は年間約43,200千円となっている。

人口稠密な沖縄のうちでも、とくに那覇市は、人口の都市集中化、児童生徒の増加により、いくつかの学校を建設し、運動場を拡張する等の必要に迫られているが、用地の取得は困難な状況である。この問題は借用校地の買収とともに今後の大きな課題である。

9. 那覇市の経営する企業は、上水道(法適用)と下水道(法非適用)があるが、そのうち上水道の概況は次のとおりである。(下水道は特別会計で経理している。)

那覇市上水道は、事業創設認可が1929年と沿革は古い。ほぼ全面的に戦災を受け、本格的な復興にとりかかったのは1953年である。1970年度末(6月30日)現在に

おいては、給水人口261,940人(57年度75,390人)、普及率88.4%(57年度40.8%)、年間総配水量20,713千t(57年度2,932千t)、1日平均配水量56,747t(57年度8,034t)と驚異的な拡充をみせている。

このうち自己取水量は現在1日平均10,255tにすぎず、これは1日平均需要量の2割にも満たないため、1日平均46,500tを琉球水道公社から購入している。沖縄中南部は山岳がなく、また地下水もほとんどないため、北部の山岳地帯を水源とし、米國陸軍が維持・管理・運営にあつてゐる全島統合上水道が、沖縄本島の主要給水源となっている。これを米民政府の補助機関である琉球水道公社が卸売りしているのであるが、水源開発等新規施設の建設をも米軍が行なっているため、市町村の建設資金はさして多額ではない。

那覇市の人口はかなり稠密であるが、水道局が1980年度を目標として作成中の長期計画によれば、人口の都市集中、生活水準向上、工業用水需要増大などから水需要は今後ますます拡大するものとし、年々13000人程度の給水人口の伸びを想定して、計画給水人口405,800人、普及率95

%、1人/日最大給水量 285リットル、1日最大配水量 149,500トンと、現在の2倍以上に当たる規模になっている。その場合、自己取水量は、浄水場の処理能力を 22000 トンにとどめ、これに見合う水源開発を行なうものとし、それ以外はすべて琉球水道公社に依存するものとし、22年度完成を目途に建設される福地ダム(容量26,700千トン)に大きく期待をしている。

したがって、那覇市上水道の今後の建設経費は、小規模な水源開発のほか、配管の延長など基本施設の造成と配水系統の改良であつて、それほど多額を要するとは思われない。これまで建設経費は、政府補助金(建設費の15%程度)と内部留保資金で2分の2、残るほぼ2分の1を年利6.5%の政府資金による企業債でまかなつてきたが、このまま推移すれば1972年度末の未償還金は約1,200百万円になると推計される。

料金は3立方メートル(基本料金)260円(1ドル)で、本土に比較すればやや高いが、1967年6月まで396円(1ドル10セント)であつたのを値下げしたものである。

結局、これまでは毎年約2万メートルの配管延長増加があるものの、水源開発費がほとんど不要なため、建設費が料金にはぬかえないこととなっている。したがって、本土復帰に際して統合上水道が移管されるとすれば、ダム建

設費等の負担をいかにするかが一つの課題となる。

オス節 那覇市の特別会計

1 概観

那覇市においては、公社その他これに類する機関はなく、次のような2種類の4特別会計が置かれている。

(1) 下水道事業 ----- 下水道事業特別会計

(2) 土地区画整理事業

那覇市土地区画整理事業特別会計
 那覇市土地区画整理事業山下地区特別会計
 那覇市土地区画整理事業小緑地区特別会計

土地区画整理事業については、まず、1953年に都市計画法及び那覇市土地区画整理事業特別会計ができて美濃橋地区及びオノ地区の区画整理事業を実施してきたが、その後山下地区及び小緑地区の事業を実施するにあたり、別の特別会計を設けて整理することとしたものである。

これらの特別会計の最近の決算及び予算の状況は次のとおりである。

特別会計名	1969年度決算額			1970年度決算(見込)額			1971年度予算額		
	歳入	歳出	差引	歳入	歳出	差引	歳入	歳出	差引
下水道事業特別会計	169,220	169,220	0	383,893	383,893	0	616,216	616,216	0
土地区画整理特別会計	27,688	16,150	11,538	26,326	15,463	10,863	18,424	18,424	0
山下地区特別会計	21,145	21,145	0	12,865	12,865	0	90,868	90,868	0
小塚地区特別会計	1,809	1,809	0	18,235	17,235	1,000	55,539	55,539	0
合 計	219,862	208,324	11,538	442,319	431,456	10,863	781,047	781,047	0

2. 下水道事業特別会計

(1) 経緯

那覇市においては、1965年までは下水道事業を実施していなかったが、1965年から73年までの下水道整備計画が樹てられ、同時に特別会計が設置された。当時は都市計画法に基づき1966年6月事業認可がなされたが、下水道法がそのあと、1967年11月に施行され、事業は同法に基づくものとなった。

(2) 下水道整備計画

ア 原計画 計画期間 1965年～73年まで9箇年計画

(276)

計画排水面積 1780ヘクタール

計画人口 36万人

総工費 3812百万円

方式 分流式(雨水と汚水を別々に流す方式)

(注) 特別会計では汚水の処理のみを行ない、雨水の処理は一般会計で実施している。

イ 改定計画 市街地拡大等に伴い、計画の変更が必要となり、改定計画が樹てられて、現在これに基づき事業を実施中である。

(琉政の内諾は得ているが形式的には申請中である。)

計画期間 1965年～1978年まで

14箇年計画

計画排水面積 2,300ヘクタール

計画人口 40万人

総工費 6318百万円

(3) 事業内容

(277)

ア 統合下水との関係

下水道公社が統合下水事業として本島を縦断する幹線及び処理場の設置を実施しており、72年度に終了の予定であるが、現在の処理場は簡易処理しかできないので、これを高度化するため事業が残っている。このように統合下水はほぼ完成しているのに対し、那覇市をはじめ各市町村の公共下水は遅れている。現在は那覇市のほかコザ市が実施しているが、浦添市、宜野湾市などが予定しているといわれる。

イ 事業進捗状況

45年5月現在において、那覇市の一部地域が完成して供用開始しており処理可能人口は42,413人となっているが、現実と処理をしているのは4400人にすぎない。これは、戸口の下水につなぐには便所の水洗化など1戸当たり、7~8万円くらいの個人負担をしなければならぬことのほか、下水を利用すると使用料を支払わねばならぬためである。このため、賞付制度が設けられているが、未だほとんど利用されていない。

(注) くみとりのし尿のうち約7割強は海洋投棄がなさ

れ、約3割は農村へ還元されている。

(4) 歳入及び歳出

(単位 千円)

科 目	1969年度 (決算)	1970年度 (決算見込)	1971年度 (予算)	
歳 入	琉球政府補助金	114,949	241,240	432,272
	一般会計繰入金	43,763	61,892	78,582
	営業収益	-	1,152	17,231
	営業外収益	68	1,897	10,825
	市 債	10,440	77,712	77,256
	歳入合計	169,220	383,893	616,216
歳 出	職員費	30,134	45,899	59,144
	下水道維持管理費	7,111	344	1,771
	排水設備奨励費	-	1,868	52,966
	下水道建設費	131,975	334,899	492,470
	公債元利償還	-	883	2,655
	予備費	-	-	180
歳出合計	169,220	383,893	616,216	

ア 琉球政府の補助金

琉球政府の建設局所管補助金交付規程により工事費の91%を補助することとされており、那覇市の対応費は9%である。

イ 営業収益

利用者より使用した水道の水に比例して料金を徴収している。基本料金として、浄水1立方メートルにつき22円(6セント)、8立方メートル以上は超過料金として、1立方メートル25円(7セント)を徴収することになっている。(浴場用は別途規定)

(注) 5人家族で、1箇月使用量は平均23立方メートルくらいといわれる。

ウ 営業外収益

預金利子、工事延滞金、排水主任技師の試験手数料

エ 市債

建設費の対応費、排水設備の貸付金等に充てるため、政府資金運用部より借り入れている。

オ 職買費

入件費、物件費のほか退職年金等の市負担金である。

カ 排水設備奨励費

那覇市の排水設備貸付金条例による貸付制度で最高64,800円(180ドル)、20箇月月賦で日歩1.8銭となっている。

3. 那覇市土地区画整理事業特別会計

(1) 経緯

1953年までは市の条例により一般会計で実施していたが、1953年に都市計画法ができて特別会計が設置された。同会計は1954年より美栄橋地区(11.8ヘクタール)について、1955年より第一地区(2,855ヘクタール)について事業を実施している。

(2) 事業内容

この特別会計は全額地主負担(減歩率30%)で実施され、ほとんど事業は完了しあとは清算の段階に入っている。ただし、この地区には米民政府が管理する旧国庫有

地があり、換地によりこの部分が多少移動することにつき米民政府の承認を受けなければ事業は完結しないという状況となっている。

(3) 歳入歳出

(単位 千円)

科 目	1969年度 (決算)	1970年度 (決算見込)	1971年度 (予算)
歳 入			
替償地処分収入	2,741	2,794	0
使用料及び手数料	31	39	27
清算金	14,157	11,663	6,408
繰越金	10,171	11,538	11,880
雑収入	648	292	109
歳入合計	27,688	26,326	18,424
歳 出			
職員費	2,878	4,331	6,648
事業費	0	3,976	3,140
清算金	13,272	7,158	7,914
部訟費	0	0	2
予備費	0	0	720
歳出合計	16,150	15,465	18,424

ア、替償地処分収入 保留地の処分収入である。

イ、清算金 仮清算となっていたものの清算金である。

4. 那覇市土地区画整理事業山下地区特別会計

(1) 経緯及び事業内容

この地区は大半軍用地であったが、1964年7月1日に解放され、区画整理事業を実施することとなった。事業認可は1968年12月、事業開始は1969年、対象面積は2.61ヘクタールである。1969年度から71年度までの3箇年計画により実施しており、事業費の負担率は、琉球40%、那覇市40%、地主20%となっているが、1969、70年度について琉球政府の補助が予定額どおり来なかったため、事業は遅延している。

(2) 歳入歳出

(単位 千円)

科 目	1969年度 (決算)	1970年度 (決算見込)	1971年度 (予算)
歳 入			
琉球政府補助金	9,318	3,041	56,578
一般会計繰入金	11,827	7,824	27,090

(単位 千円)

科 目	1969年度 (決算)	1970年度 (決算見込)	1971年度 (予算)
歳 入			
替費地処分収入	0	0	2200
歳入合計	21,145	12,865	90,868
歳 出			
職 員 費	8032	6,248	7,149
事 業 費	13,113	6,578	83,651
土地評価委員会費	0	0	32
予 備 費	0	0	36
歳出合計	21,145	12,865	90,868

ア 琉球政府補助金 1970年度には決算見込の3041千円のほか18百万円が予定されていたが、琉政よりの指令が6月30日に来たためこの分は繰り越された。71年度の事業の進捗についても乗額は許されないが、地主の経済的負担(家の建築費の高騰等)を無視できないので採留地分(売却して収入に充てる部分)を担保として起債することも考慮しているとのことである。

イ 事業費 1971年度予算の83百万円のうち5百万円は、69年度の事業分であり、30百万円は70年度の事

業分である。また、83百万円のうち、約半分は、物件修葺補償費、約2割が排水工事、その他が道路工事、宅地造成等となっている。

5. 那覇市土地区画整理事業小浜地区特別会計

(1) 経緯及び事業内容

この地区は湿地帯で人家は一部分を除きまばらであるが、政府道7号線の整備と併行し排水路等を整備して住宅地としようとするものである。事業認可は1969年4月で当初は、1969年度から72年度の4箇年計画であったが、1973年度までの5箇年に変更された。当初は1970年度から琉球政府の補助がつく予定であったが、70年度の琉球予算には計上されず、71年度に36百万円(10万ドル)が計上された。現在は一部分につき整地工事を行なっているが、一定の高さ以上のかさ上げは各人が実施することとしている。

(2) 歳入歳出

(単位 千円)

科 目	1969年度 (決算)	1970年度 (決算見込)	1971年度 (予算)
歳入			
政府補助金	0	0	36,000
一般会計繰入金	1,809	19,235	19,539
歳入合計	1,809	19,235	55,539
歳出			
職員費	1,276	5,036	7,444
事業費	533	14,124	47,956
土地評価委員会費	0	25	63
予備費	0	0	36
歳出合計	1,809	19,235	55,539

事業費 1971年度の事業費のうち、整地費が2.16百万円、道路工事費が10.3百万円、物件移転費が16百万円となっている。

オ3節 玉城村の財政状況

1. 玉城村の1966年以降の一般会計歳入歳出決算状況は次のとおりである。

(単位 千円)

年 度	1966 (決算)	1967 (決算)	1968 (決算)	1969 (決算)	1970 (決算見込)	1971 予算
(最終予算額)	(不明)	(不明)	109,065	127,161	112,502	-
歳入総額 A	45,301	71,676	92,531	120,854	145,067	168,655
歳出総額 B	42,184	64,490	87,738	108,063	122,088	-
差引 A-B=C	3,117	7,186	10,193	12,791	22,979	-
翌年度へ繰越たき財源 D	1,442	1,290	756	1,503	2,812	-
実収支 C-D	1,669	5,896	9,437	11,288	20,167	-
単年度収支 Δ	3,976	4,227	3,541	1,851	2,879	-

これによると、決算規模は毎年2割以上伸びており、急速な規模拡大が見られるか。単年度収支は67年度以降毎年度黒字で、収支は整調である。

2. 最終予算額と歳入決算額に年々約1割程度の差が見られるか。これは琉球政府の補助指令がほとんど年度末になされ、しかも補助申請には予算化が条件となっておりながら、かなりの補助金が年度内には不交付となるためである。補助の見直しにも若干の問題があるが、琉政の財政におけ

る政府債務負担行為が増加するにつれてこの傾向は一種激しくなり、歳入における政府支出金、歳出における普通建設事業費が不安定なものとなっている。1969年度の最終予算と決算の差額で主なものは次のとおりである。

歳入 $\Delta 6,307$ 千円 うち政府支出金 $\Delta 5,999$ 千円

歳出 $\Delta 19,098$ 千円 うち事業費 $\Delta 9,867$ 千円

予備費 $\Delta 2,064$ 千円

3. 決算において、歳入歳出の差額、つまり形式収支が約1割あるのは、琉政における特別交付税の額の決定が遅れるため、これを予備費に計上したうえ不用額として落としていること、また、5月に交付されるべき特別交付税が琉政の財政事情により往々にして出納閉鎖期にずれ込むこと等が大きな理由である。したがって、特別交付税は法定されているとおり5月に決定、交付するよう琉球政府の努力が望まれる。

4. 歳入の構成は、税収入は6~7%にすぎず、反面交付税が60~70%でウェイトが高い。なお、政府支出金は10~20%を占めるが不安定である。また起債のないこと及び毎年

歳入総額の8%程度の繰越金があることは財政の堅実さを表わしているが、他面、財政運営にいま一段の積極性がのぞまれる。歳出では人件費が4分の1程度で、教育費負担金が主体である補助費等が人件費を上回っているのが目だっている。普通建設事業は、政府支出金との関連で不安定であり、内容としては道路と農業関連の事業が多い。

5. 人件費及び給与制度の特徴としては、次の点が挙げられる。まず給料は取務上の地位別に定められており、定期昇給制度はない。給与の給与改定は年1回、7月1日に行なわれる。改定は、軍産業者の改定率との均衡及び周辺(南部地区)類似町村との均衡を考慮して行なわれるが、組合との交渉で決められ、個人ごとに「一定率プラス一定額」の昇給が行なわれる。また給与の採用は各部署からの推薦者について選考することとされている。なお、給与額の実態は、高校卒で21,600円(80ドル)、課長級は54,000円(150ドル)で、期末手当は5.1月分を支給している。

6. 繰越については、継続費は例がなく、明許と事故繰越の区分別のない事業繰越のみである。繰越事業は、おおむね年

度末に補助指令のあった事業であるが、「見直す決算」はしていないから、事業費はすべて翌年度予算に再計上される。

7. 教育区は、沖縄全土から6つの連合教育区に編成され、教育委員会は各市町村教育区にあるが、教育長は連合区の教育長が各教育区の教育長を兼ねている。したがって、予算の具体案は、連合教育区から示された補助単価等に基いて各教育区が積算し、参考意見として、予算提案権者である各市町村長に通知される。実際の子算額は、交付税で措置された額に多少の上積みかなされるのが通常で、連合教育区が起債を許可する場合、この上積み額が一定の条件となっている。これらの結果、教育区決算歳入の70～75%は政府支出金、15～20%が村負担金となっている。建設費の一部として認められる教育区債は、予算総額の5%程度を占めている。起債借入先は、市中銀行3、農協1程度の比率で、いずれも日歩2%、10年償還となっている。

8. 村有財産は、土地 11,568坪、建物 252.5坪で、そのうち 10,210坪が軍用地となっている。

有価証券は琉銀ほか7社 9,264株、3,257ト田を保有している。教育区財産は土地 28,420.42坪、建物 3,742.18坪であり、借地は 1,378.00坪である。

2. 以上を総括すれば、収支の均衡は保たれているが、産業基盤、生活基盤については本土との比較において立ち遅れがみられるので、財政の運営に当たっては積極的な態度が望まれる。旧財務会計制度によっていることも、年度を越えて財源使用を手控えさせる一因のように考えられるから、制度の切りかえを円滑かつ速やかに行なうべきであり、また公共施設の整備計画などをはじめとする各市町村振興計画を樹立して、計画的効率的な行財政運営に努める必要があると思われる。

第4節 類似団体との財政構造の比較

1. 類似団体の選定

琉球政府についての類似団体の選定と同様の趣旨により、那覇市の類似団体として宮城県宮崎市及び愛媛県松山市を、玉城村の類似団体として高知県物部村及び熊本県不知火町をそれぞれ選定した。

選定に当たっては、本土において、標準的な財政運営を行なっている市町村のうち、「類似団体別市町村財政指致表」作成のための選定団体として選定されている市町村の中から、人口類型及び産業構造に基づく類型が同一である市町村を対象とし、さらに、その中から那覇市の類似団体としては、県都に該当する団体として、上記の2市を、また、玉城村の類似団体としては、玉城村と同様に県都に比較的近く、海岸線を有している上記の2町村を選定した。なお、村の類似団体に町を選定したのは、2団体選定するに当たり、物部村のほかは適当な村を選定することが困難であったためである。

なお、那覇市及び玉城村並びにこれらの類似選定団体の人口及び産業構造の概要は、表ノ表のとおりである。

第1表 人口及び産業構造の状況

区 分		那覇市	類似団体		玉城村	類似団体	
			富山市	松山市		物部村	不知火町
人 口	40年国調人	257,177	255,732	290,662	9,532	8,779	10,148
	45.3.3現在人		267,433	324,745		7,440	10,076
産業構造(40国調)	1次 %	5.9	16.6	17.7	67.6	67.5	56.6
	2次 %	17.3	37.4	24.0	5.2	10.7	11.9
	3次 %	76.8	51.0	58.3	27.2	21.8	31.5

(注) 40年国調の人口、産業構造中、那覇市及び玉城村は、1965年臨時国勢調査による。

2. 調査年度等

那覇市、那覇教育区、玉城村及び玉城教育区の目的別歳出の性質別歳出内訳については、1969年度決算額、1970年度決算見込額(ただし、那覇市は最終予算額)及び1971年度当初予算額について、それぞれ調査を行った。

1971年度は、琉球政府の説明の3に述べた趣旨により分析結果の説明は一部省略し、参考として関連の各表を掲げることとした。なお、那覇市の1970年

度は前述のとおり予算額であるため、同趣旨によれば分析の結果に妥当性欠くものがあるが、那覇市の場合、当初予算額と最終予算額とは、その規模において大きな差異がみられないため例外的に分析の説明を加えることとした。

3. 市町村決算(予算)額と教育区決算(予算)額等との概況

沖縄においては、教育委員会法に基づき、教育区及び連合教育区(以上を「地方教育区」という。)を設置し、政府立以外のすべての公立学校を設置運営しているため、本土の教育行政と当然に異なっている部分がある。

教育区の簡単な概要を述べれば、次のとおりである。

(1) 教育区の区域は、市町村の区域である。

(2) 予算

ア. 教育区の予算は、区委員会が見積りを調製し、市町村長に送付し、市町村議会の議決を経て成立する。

イ. 会計年度は、政府の会計年度(毎年7月1日から翌年の6月30日まで)と同様である。

ウ. 出納整理期間は、8月31日までである。(政府は10月31日まで、市町村は9月30日までである。)

エ. 市町村同様に、繰越制度、一時借入金制度及び起債

制度がある。

オ 財源としては政府支出金、市町村教育費負担金、教育区債及び財産収入等のその他の特定財源がある。政府支出金は、市町村予算と通さず直接収入される仕組みになっている。

カ 教育区の教職員給与金は、教育区単独にかかるものを除けば、全額政府支出金で賄われる。当該人件費は、本土と異なり、すべて教育区予算にも計上されている。

以上述べた教育区の概要から、市町村の決算(予算)額と教育区の決算(予算)額あるいは、琉球政府の県政事務にかかる歳出決算(予算)額が相互に重複している。また、本土でいえば本県市町村の事務にかかるものを、琉球政府が琉球政府の事務として処理している場合がある。

沖縄の市町村の財政規模等を本土の類似団体と比較するに当たっては、沖縄の市町村の財政の仕組みを本土の市町村の財政の仕組みに準じたものに、組み替えなければならない。そのために、那覇市と那覇教育区及び玉城村と玉城教育区相互の調整、並びに那覇市及び玉城村と琉球政府との調整を行なう必要があり、第4表から第7表までにみら

れるとおりの調整を行なった。

4. 歳入の内訳

各年度における那覇市、那覇教育区、玉城村及び玉城教育区の純計前の歳入内訳は、第2表及び第3表に掲げられておりである。

ウ) 那覇市、玉城村

那覇市の歳入内訳をみると、各年度とも市税が一番高い割合を示しており、政府支出金、市町村交付税がこれに次いでいる。また、玉城村は各年度とも市町村交付税の割合が一番高い比率を示しており、政府支出金、村税がこれに次いでいる。

市税、村税の対前年度増加率を1970年度対1969年度で見ると、那覇市の場合、14.2%であり、類似団体の同年度における増加率16.4%よりも下回っている。これは1970年度の予算額と比較しているためであり、別途調査による決算見込額と比較すると、18.4%となり、逆に類似団体の増加率を上回ることになる。玉城村の場合、21.4%であり、類似団体の5.3%よりかなり高く、同年度における本土の市町村の増加率平均15.0%より、

も高い増加率を示している。このように那覇市及び玉城村の決算見込における増加率が類似団体の増加率を上回る理由は、税法改正により、1969年度に住民税が大幅に減収になったこと及び1970年度は、固定資産の地積の調査、再評価等の結果により、固定資産税の増収が図られたこと等によるものである。

(2) 那覇教育区、玉城教育区

両教育区とも歳出決算(予算)額の大ききなものは、教職員の手当であるため、その財源である政府支出金の割合が一番高く、市町村負担金がこれに次いでいる。

教職員にかかる人件費の増加に伴って、政府支出金の増加率は、年々高まっているが、玉城教育区において1970年度に増加率が減少しているのは、1969年度に教職員の退職に伴う退職手当の充当財源が多額におよんだのに対して、1970年度は退職者が少なかったためである。

第2表 那覇市、那覇教育区の歳入の状況 (単位千円・%)

区 分	1969年度			1970年度			1971年度		
	決算額	構成比	対前年度比	予算額	構成比	対前年度比	予算額	構成比	対前年度比
那 覇 市	市 税	1,718,881	36.7	1,963,382	26.2	114.2	2,297,774	29.2	117.0
	譲与税						31,341	0.4	増
	市町村交付税	629,573	13.5	852,740	11.4	135.5	960,462	12.2	112.6
	財産収入	221,741	4.8	547,374	7.3	246.6	282,675	3.6	51.6
	使用料	223,600	4.8	324,028	4.3	144.9	371,620	4.7	114.7
	手数料	26,881	0.6	28,977	0.4	107.8	33,483	0.4	115.6
	政府支出金	746,051	16.0	1,929,890	25.7	258.7	1,774,859	22.5	92.0
	寄附金	1,025	-	57,600	0.8	5565.2	52,200	0.7	90.6
	繰入金	14,657	0.3	14,400	0.2	98.2	14,400	0.2	100.0
	繰越金	387,231	8.3	36,000	0.5	9.3	48,816	0.6	135.6
	市 債	580,864	12.5	1,628,950	21.7	280.4	1,885,959	23.7	115.8
雑収入	113,718	2.4	108,863	1.5	95.7	125,391	1.6	115.2	
分担金及び負担金									
小 計	4,664,432	100.0	7,492,404	100.0	160.6	7,878,980	100.0	105.2	
那 覇 教 育 区	政府支出金	2,077,468	69.3	2,325,182	72.2	111.9	2,970,185	73.1	122.5
	市町村負担金	694,756	23.2	830,771	25.8	119.6	930,222	22.9	112.0
	教育区債	116,064	3.9				114,622	2.8	増
	財産収入			3,600	0.1	増			減
	使用料	44,747	1.5	45,418	1.4	101.0	43,963	1.1	96.8
	手数料	114	-	77	-	85.1			減
	その他	65,612	2.2	15,675	0.5	23.9	4,747	0.1	30.2
	小 計	2,998,961	100.0	3,220,763	100.0	107.4	4,063,739	100.0	126.2
合 計	7,663,393		10,713,167	100.0	139.8	11,942,719		111.5	

第3表 玉城村 玉城教育区

(単位 千円・%)

区 分	1969年度			1970年度			1971年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算見込額	構成比	対前年度比	予算額	構成比	対前年度比
村 税	7,259	6.4		7,417	6.5	121.4	7,672	6.7	102.7
譲与税									
市町村交付税	74,097	61.3		104,919	72.3	141.6	108,180	69.4	103.1
財産収入	369	0.3		1,851	1.3	501.6	1,935	1.2	104.5
使用料	20	-		132	0.1	660.0	374	0.2	283.3
手数料	802	0.7		945	0.7	117.8	785	0.5	83.1
政府支出金	19,637	16.2		8,186	5.6	41.7	24,226	15.5	295.9
寄付金	4,666	3.9		3,355	2.3	71.9	5,366	3.4	159.3
繰入金	528	0.4		380	0.3	22.0			皆減
繰越金	10,193	8.4		12,791	8.8	125.5	4,320	2.8	33.8
村 債									
雑収入	2,783	2.3		3,091	2.1	111.1	1,039	0.7	34.9
分損金及び 分負担金									皆増
小 計	120,834	100.0		145,067	100.0	120.0	155,918	100.0	107.5
玉城教育区									
政府支出金	129,362	77.6		116,872	69.9	90.3	125,769	76.9	150.4
市町村負担金	25,363	15.2		36,844	22.0	145.3	38,247	16.7	103.8
教育区債	2,920	4.7		7,200	4.3	90.9	9,720	4.2	135.0
財産収入									
使用料									
手数料									
その他	4,107	2.5		6,394	3.8	155.7	5,004	2.2	78.3
小 計	166,752	100.0		167,310	100.0	100.3	228,740	100.0	136.7
合 計	287,606			312,377		108.6	384,658		122.1

(300)

第4表 那覇市と那覇教育区及び琉球政府との純計(歳入)

(単位 千円)

区 分	1969年度					1970年度					1971年度								
	那覇市		那覇教育区		琉政分	純計	那覇市		那覇教育区		琉政分	純計	那覇市		那覇教育区		琉政分	純計	
	決算額A	調整額B	決算額C	調整額D	E	A+B+C-D+E	予算額A	調整額B	予算額C	調整額D	E	A+B+C-D+E	予算額A	調整額B	予算額C	調整額D	E	A+B+C-D+E	
市 税	1718,881	22,754				1,741,635	1,963,382	16,769				1,980,151	2,297,774	900					2,298,674
譲与税													31,341						31,341
市町村交付税	629,573					629,573	852,940					852,940	960,462						960,462
財産収入	221,941					221,941	547,374		3,600			550,974	282,675						282,675
使用料	223,600		44,947			268,547	324,028		45,418			369,446	371,620		43,983				415,583
手数料	26,881		114			26,995	28,977		97			29,074	33,483						33,483
政府支出金	746,051		2,077,468		1876,642	1,161,617	1,929,890		2,325,782		1989,786	2,559,641	1,774,839		9,700,185			2,369,006	2,686,876
市(教育区)債	580,864		116,064			696,928	1,628,950					1,628,950	1,885,959		114,622				2,000,581
市町村負担金			674,756	674,756					830,771	830,771					930,222	930,222			
その他	516,641		65,612			582,253	216,863		15,695			232,558	249,807		4,747				245,554
歳入合計	4664,432	22,754	2998,961	674,756	1876,642	5,329,489	7492,404	16,769	3220,763	830,771	1,695,431	8,203,734	7878,980	900	4,063,739	930,222	2,058,168	8,955,229	

(注) ア 各年度における市税のB欄の額は、1969年度に廃止された旧教育税の過年度収入分である。旧教育税の過年度分については、市町村予算と通さず直接教育区の歳入となっており、その歳入科目は、市町村負担金となっている。市と教育区の純計に当たっては、重複を避けるため、教育区の歳入である市町村負担金をD欄で控除したが、旧教育税の過年度分については、市税への振替えを行った。

イ 各年度における政府支出金のE欄の額は、第6表において、調整を行なっている果敢支弁の教職員にかかる人件費と琉球政府が行なっている生活保護にかかる経費の財源について調整をしたものであり、上段は前者にかかるものであり、下段は後者にかかるものである。

ウ 琉球政府が行なっている小中学校の建設費については、歳出において調整を行っていないため、財源についての調整も行わない。

(301-302)

第5表 玉城村と玉城教育区及び琉球政府との純計(歳入)

(単位 千円)

区 分	1969年度						1970年度						1971年度					
	玉 城 村		玉 城 教 育 区		琉 球 政 府	純 計 A+B+C -D-E	玉 城 村		玉 城 教 育 区		琉 球 政 府	純 計 A+B+C -D-E	玉 城 村		玉 城 教 育 区		琉 球 政 府	純 計 A+B+C -D-E
	決算額 A	調整額 B	決算額 C	調整額 D	E		決算額 A	調整額 B	決算額 C	調整額 D	E		決算額 A	調整額 B	決算額 C	調整額 D	E	
村 税	2,759	19				2,778	2,417	2				2,419	2,672					2,674
譲 与 税	0																	
市町村交付税	74,097					74,097	104,919					104,919	108,180					108,180
財産 収 入	369					369	1,851					1,851	1,935					1,935
使 用 料	20					20	132					132	374					374
手 数 料	802					802	945					945	785					785
政府支出金	19,637		129,362		101,460	47,539	8,186		116,872		100,949	24,109	24,226		175,769		119,660	80,335
村(教育区)債	0		2,220			2,220			2,200			2,200			2,220			2,220
市町村負担金	-		25,363	25,363					36,844	36,844				38,247				
そ の 他	18,170		4,107			22,277	12,617		6,394			26,011	10,746		5,004	38,247		16,750
歳入合計	120,854	19	166,752	25,363	101,460	160,802	145,067	2	167,310	36,844	100,949	174,586	155,918	2	228,740	38,247	119,660	226,753

(注) ア. 各年度における村税のB欄の額は、1967年度に廃止された旧教育税の過年度収入分である。旧教育税の過年度分については、市町村予算を通さず直接教育区の歳入となっており、その歳入科目は、市町村負担金となっている。村と教育区との純計に当たっては、重複を避けるため、教育区の歳入である市町村負担金とD欄で控除したが、旧教育税の過年度分については、村税への振替えを行なった。

イ. 各年度における政府支出金のE欄の額は、第7表において調整を行なっている累費支弁の教職員にかかる人件費の財源を調整したものである。

ウ. 琉球政府の行なっている小中学校の建設費については、歳出において調整を行なっていないため、財源についての調整も行なわない。

第6表 那覇市と那覇教育区及び琉球政府との純計(載出)

(単位 千円)

区 分	1969年度					1970年度					1971年度							
	那覇市		那覇教育区		琉政分 E	純計 A-B+C -D+E	那覇市		那覇教育区		琉政分 E	純計 A-B+C -D+E	那覇市		那覇教育区		琉政分 E	純計 A-B+C -D+E
	予算額A	調整額B	予算額C	調整額D			予算額A	調整額B	予算額C	調整額D			予算額A	調整額B	予算額C	調整額D		
人件費	2,319		2,207,479	1,876,642		333,156	2,700		2,392,738	1,989,786		411,152	3,042		2,922,306	2,369,006		563,422
物件費	1,545		294,180			295,225	1,004		323,932			324,936	1,057		384,172			385,229
維持費	630		66,565			64,195	550		30,883			31,433			55,529			55,529
扶助費			5,662	226,042		231,704			10,553	309,847		320,400			22,543		327,198	349,741
補助費等	674,517	672,002	3,983			6,498	816,897	814,002	3,468			6,343	933,091	929,322	3,682			7,451
普通建設事業費	1,034		366,137			367,191	1,441		413,257			414,698	1,516		624,410			625,926
補助			196,220			196,220			413,257			413,257			624,410			624,410
単独	1,034		169,417			170,471	1,441					1,441	1,516					1,516
公債費			23,540			23,540			40,433			40,433			41,097			41,097
歳出合計	680,065	672,002	2,975,546	1,876,642	226,042	1,225,009	822,572	814,002	3,270,764	1,989,786	309,847	1,549,395	938,706	929,322	4,063,739	2,369,006	327,198	2,031,315

- (注) ア 各年度における補助費等のB欄の額は、教育費負担金として、教育区に交付する額であり、教育区の歳出と重複するため、控除するものである。補助費等のB欄の額と、第4表の市町村負担金のD欄の額との差は、1967年度に廃止された、旧教育税の過年度収入である。
- イ 各年度における人件費のD欄の額は、本上でいう果實支弁の教職員にかかる人件費相当額であり、本上の類似団体と比較する都合上、控除するものである。
- ウ 各年度における扶助費のE欄の額は、琉球政府の市町村政当経費から那覇市分を抽出したものである。本上では、町村の生活保護行政は、果が行なっているが、沖縄では市の生活保護行政についても琉球政府が行なっており、本上の類似団体と比較する都合上、琉球政府から移し替えとあるものである。
- エ 琉球政府が行なっている小中学校の建設費については、調整していない。
- オ 各年度における那覇市分は、教育費の歳出総額である。

第7表 玉城村と玉城教育区との純計 (歳出)

(単位 千円)

区 分	1969年度					1970年度					1971年度				
	玉城村		玉城教育区		純 計 A-B+C-D	玉城村		玉城教育区		純 計 A-B+C-D	玉城村		玉城教育区		純 計 A-B+C-D
	決算額A	調整額B	決算額C	調整額D		決算額A	調整額B	決算額C	調整額D		決算額A	調整額B	決算額C	調整額D	
人 件 費			106,571	101,460	5,111			106,875	100,949	5,926			128,088	119,660	8,428
物 件 費			18,963		18,963			21,919		21,919			22,037		22,037
維持補修費															
扶 助 費			173		173			420		420			882		882
補助費等	25,344	25,344	912		912	36,846	36,846	2,101		2,101	38,245	38,245	2,442		2,442
普通建設事業費			32,349		32,349			27,509		27,509			66,138		66,138
補 助			23,791		23,791			21,145		21,145			52,218		52,218
単 独			8,558		8,558			6,364		6,364			13,920		13,920
災害復旧事業費													1,643		1,643
補 助													1,643		1,643
単 独															
公 債 費			3,978		3,978			3,806		3,806			4,960		4,960
積 立 金			242		242			260		260			274		274
繰 上 金													2,276		2,276
歳 出 合 計	25,344	25,344	163,189	101,460	61,728	36,846	36,846	167,890	100,949	61,941	38,245	38,245	228,740	119,660	109,080

(注) ア. 各年度における補助費等のB欄の額は、教育費負担金として教育区に交付する額であり、教育区の重複があるため、控除あるものである。

補助費等のB欄の額と第5表の市町村負担金のD欄の額との差は、1969年度に廃止された旧教育税の翌年度収入分である。

イ. 各年度における人件費のD欄の額は、本土でいう県費支分の教職員にかかる人件費相当額であり、本土の類似回許と比較する都合上、控除あるものである。

ウ. 琉球政府が行なっている小中学校の建設費については、調査していない。

エ. 各年度における玉城村分は、教育費総額である。

(2074308)

(3) 類似団体との比較

純計後の歳入の財政構造を類似団体と比較してみると次のとおりである。

ア. 那覇市

各年度における歳入規模は、第8表から第10表までに掲げるとおりであり、類似団体の歳入規模の平均を100とした場合の指数は、1967年度は74.4にとどまっている。1970年12月は94.6と大きくなっている。

歳入の構成をみると、1969年度、1970年度とも市町村交付税の割合が高く、反面、市税の割合が低い比率を示している。

イ. 玉城村

各年度における歳入規模は、第11表から第13表までに掲げるとおりであり、類似団体の歳入規模の平均を100とした場合の指数は、1969年度は69.9、1970年度は67.8であり、いずれも70%にも満たない規模である。

歳入の構成をみると、1969年度、1970年度とも市町村交付税の割合が高く、反面、村税の割合が低い比率を示している。

第8表 歳入の類似団体との比較 (1969年度)

区 分	那 覇 市		
	決算額	構成比	指数
市 町 村 税	1,741,635	32.7	50.6
地 方 譲 与 税			
娯楽施設利用税交付金			
自動車取得税交付金			
国庫提供施設に市町村助成交付金			
地 方 交 付 税	629,573	11.8	288.9
交通安全対策特別交付金			
使 用 料	268,547	5.0	133.5
手 数 料	26,995	0.5	56.2
国 庫 支 出 金			
都 道 府 県 支 出 金	1,161,617	21.8	92.0
財 産 収 入	221,941	4.2	
地 方 債	696,928	13.1	139.4
と の 他	582,253	10.9	49.1
合 計	5,327,489	100.0	74.4

(注) 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(10)

(単位 千円・%)

類似団体平均		富 山 市		秋 山 市	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
3,443,424	48.9	3,545,440	51.4	3,341,409	46.5
20,655	0.3	19,235	0.3	22,074	0.3
1,928	-	3,423	-	434	-
51,139	0.7	58,557	0.8	43,720	0.6
284	-			568	-
217,968	3.1	225,121	3.3	210,795	2.9
9,839	0.1	10,440	0.2	9,238	0.1
201,111	2.9	322,323	4.7	59,899	1.1
48,028	0.7	26,293	0.4	69,763	1.0
1,077,619	14.6	776,608	11.3	1,278,631	17.8
234,550	3.3	211,741	3.1	257,358	3.6
97,021	1.4	107,340	1.5	86,703	1.2
500,000	7.0	626,100	9.1	378,900	5.2
1,186,868	16.9	967,097	14.0	1,406,638	19.6
7040,424	100.0	6899,718	100.0	7,181,130	100.0

ある。

(11)

第9表 歳入の類似団体との比較 (1970年度)

区 分	郡 市		
	予 算 額	備 成 比	指 数
市 町 村 税	1,980,151	24.1	49.4
地 方 譲 与 税			
娯楽施設利用税交付金			
自動車取得税交付金			
国有提供施設市町村助成交付金			
地 方 交 付 税	852,940	10.4	146.1
交通安全対策特別交付金			
使 用 料	349,446	4.5	174.3
手 数 料	29,074	0.4	50.1
国 庫 支 出 金			
都 道 府 県 支 出 金	2,559,641	31.2	162.7
財 産 収 入	550,974	6.7	374.3
地 方 債	1,628,950	19.9	284.3
そ の 他	232,558	2.8	16.8
合 計	8,203,734	100.0	94.6

(注) 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位:千円%)

類似団体平均		富 山 市		松 山 市	
決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
4,008,461	46.2	4,189,666	50.7	3,827,256	42.1
23,392	0.3	21,868	0.3	24,916	0.3
2,376	-	3,478	-	1,274	-
89,692	1.0	104,280	1.3	75,105	0.8
381	-			762	-
583,975	6.7	417,087	5.1	750,862	8.3
11,837	0.1	12,624	0.2	11,049	0.1
211,985	2.4	324,950	3.9	99,021	1.1
58,038	0.7	35,391	0.4	80,684	0.9
1,228,732	14.2	963,615	11.7	1,493,850	16.4
344,027	4.0	442,429	5.4	245,625	2.7
147,199	1.7	88,967	1.1	205,430	2.3
572,900	6.6	424,700	5.6	521,100	5.7
1,387,291	16.0	1,026,414	12.4	1,748,169	17.2
8,670,286	100.0	8,255,469	100.0	9,085,103	100.0

第10表 歳入の類似団体との比較 (1971年度)

区 分	郡 市		
	予算額	構成比	指数
市 町 村 税	2,298,674	25.7	57.8
地 方 課 与 税	31,341	0.3	149.4
娯楽施設利用税交付金			
自動車取得税交付金			
国有提供施設市町村助成交付金			
地 方 交 付 税	960,462	10.7	276.8
交通安全対策特別交付金			
使 用 料	415,583	4.6	258.4
手 数 料	33,483	0.4	32.1
国庫支出金			
都道府県支出金	2,686,876	30.0	197.5
財 産 収 入	282,675	3.2	193.6
地 方 債	2,000,581	22.3	268.2
其 他	245,554	2.7	17.4
合 計	8,955,229	100.0	109.2

(注) 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位:千円・%)

類似団体平均		富 山 市		松 山 市	
予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
3,975,000	48.5	4,150,000	48.5	3,800,000	48.4
18,500	0.2	17,000	0.2	20,000	0.3
2,000	-	3,000	-	1,000	-
63,500	0.8	70,000	0.8	57,000	0.7
300	-			600	-
347,000	4.2	458,000	5.4	236,000	3.0
11,750	0.1	10,000	0.1	13,500	0.2
160,848	2.0	218,428	2.6	103,268	1.3
704,184	1.3	134,077	1.6	74,291	0.9
1,188,987	14.5	933,350	10.9	1,444,624	18.4
171,630	2.1	178,951	2.1	164,309	2.1
146,039	1.8	215,995	2.5	76,084	1.0
746,000	9.1	1,083,300	12.7	408,700	5.2
1,264,144	15.4	1,077,663	12.6	1,450,624	18.5
8,197,882	100.0	8,549,764	100.0	7,850,000	100.0

第11表 歳入の類似団体との比較 (1969年度)

区 分	玉 城 村		
	決算額	構成比	指数
市 町 村 税	2,778	4.8	15.9
地 方 譲 与 税			
娯楽施設利用税交付金			
自動車取得税交付金			
軽油取引税交付金			
地 方 交 付 税	74,097	46.1	87.1
交通安全対策特別交付金			
使 用 料	20	-	0.7
手 数 料	802	0.5	32.3
国 庫 支 出 金			
都 道 府 県 支 出 金	47,539	29.6	
財 産 収 入	369	0.2	3.1
地 方 債	7,920	4.9	37.8
そ の 他	22,277	13.9	134.6
合 計	160,802	100.0	66.4

(注) 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位 千円・%)

類似団体平均		不 知 火 町		物 部 村	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
48,821	20.2	35,111	17.5	62,531	22.1
2,275	0.9	1,452	0.7	3,098	1.1
85,083	35.1	82,063	40.8	88,104	31.1
55		109			
2,708	1.1	2,807	1.4	2,609	0.9
2,482	1.0	1,180	0.6	3,784	1.3
25,380	10.5	24,228	12.0	26,533	9.4
26,000	10.7	14,692	7.3	37,307	13.2
11,973	4.9	29	-	23,977	8.4
20,950	8.6	20,200	10.0	21,700	7.7
16,546	6.8	19,313	9.6	13,778	4.9
242,273	100.0	201,184	100.0	283,361	100.0

第12表 歳入の類似団体との比較 (1970年度)

区 分	市 町 村		
	決算額	構成比	指数
市 町 村 税	7,419	3.4	18.3
地 方 譲 与 税			
娯楽施設利用税交付金			
自動車取得税交付金			
軽油引取税交付金			
地 方 交 付 税	104,919	60.1	89.7
交通安全対策特別交付金			
使 用 料	132	0.1	4.3
手 数 料	945	0.5	38.0
国 庫 支 出 金			
都 道 府 県 支 出 金	24,109	13.8	52.0
財 産 収 入	1,851	1.1	154.3
地 方 債	7,200	4.1	35.4
其 の 他	26,011	14.9	165.3
合 計	174,586	100.0	66.8

(注) 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位 千円・%)

類似団体平均		不 知 火 町		物 部 村	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
51,402	19.7	40,267	17.3	62,538	21.6
3,910	1.5	2,140	0.9	5,680	2.0
116,919	44.7	110,649	47.5	123,188	42.5
65	-	131	-		
3,081	1.2	3,505	1.5	2,656	0.9
2,486	1.0	1,227	0.5	3,745	1.3
18,076	6.9	18,168	7.8	17,984	6.2
28,302	10.8	19,137	8.2	37,467	12.9
1,200	0.5	48	-	2,352	0.8
20,350	7.8	26,600	11.4	14,100	4.9
15,734	6.0	11,110	4.8	20,358	7.0
261,525	100.0	232,982	100.0	290,068	100.0

第13表 歳入の類似団体との比較 (1971年度)

区 分	玉 城 村		
	予算額	構成比	指数
市 町 村 税	9,674	4.3	19.6
地 方 譲 与 税			
娯楽施設利用税交付金			
自動車取得税交付金			
軽油引取税交付金			
地 方 交 付 税	108,180	47.7	85.3
交通安全対策特別交付金			
使 用 料	374	0.2	16.7
手 数 料	785	0.3	46.9
国 庫 支 出 金			
都 道 府 県 支 出 金	80,335	35.4	
財 産 収 入	1,935	0.9	364.4
地 方 債	9,720	4.3	32.5
そ の 他	15,750	6.9	96.4
合 計	226,753	100.0	81.6

(註) 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位 千円・%)

類似団体平均		不 知 火 町		物 部 村	
予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
49,348	17.8	39,465	13.8	52,530	21.9
2,900	1.0	2,000	0.7	3,800	1.4
126,780	45.6	123,200	43.2	130,359	48.1
50		100	-	1	-
2,238	0.8	4,264	1.5	212	0.1
1,674	0.6	1,095	0.4	2,253	0.8
22,991	8.6	35,903	12.6	12,079	4.5
24,108	8.7	23,055	8.1	25,161	9.3
531	0.2	13	-	1,050	0.4
29,900	10.8	26,500	9.3	33,300	12.3
16,336	5.9	29,379	10.3	3,293	1.2
277,856	100.0	284,974	100.0	270,738	100.0

5. 目的別歳出の性質別歳出内訳

(1) 各年度における那覇市及び玉城村にかかる目的別歳出の性質別歳出内訳は、別途調査資料に記載されているところである。この資料はかなりの表数にのぼるため、その全部をここに添付することは省略するが目的別歳出の性質別歳出内訳表の作成要領は、琉球政府の説明の6の(1)に準じているので参照されたい。

(2) 類似団体との比較

歳出の財政構造と類似団体との比較においてみると、次のとおりである。

ア 目的別

目的別歳出の比較の状況は、第15表から第20表に掲げるとおりであり、その概要は次のとおりである。

(イ) 那覇市

a 歳出規模

類似団体の歳出規模の平均を100とした場合の指数とみると、1969年度は73.1にとどまっている。1970年度は97.6と大きくなっている。

b 次に歳出規模の各目的別内訳とみると、1969

年度、1970年度とも土木費及び公債費の規模が大きくなり、そのほか、1969年度において教育費の規模が大きくなっている。土木費の規模が大きいのには、一般会計になじまない港湾整備事業及び埋立事業を一般会計で行なっていることも大きく影響している。

なお、1970年度の各目的別経費のうち主な増減理由を参考までに述べると次のとおりである。

増加理由 (a) 総務費は、公会堂の建設が行なわれたためである。

(b) 土木費は、港湾建設及び埋立事業が行なわれたためである。

(c) 公債費は、公営住宅用地購入のため琉球銀行借入れを行っていたものを、資金運用部資金に借換えて一括償還を行なうためである。

減少理由 (d) 商工費は、券2牧志公設市場の建設が1969年度で完成したためである。

C. 構成比

類似団体の歳出規模より大きい土木費、教育費及び公債費等は、構成比においてもおおむね高くなっている。反面、農林水産業費がかなり低い比率を示していることが目だっている。

(1) 玉城村

a. 歳出規模

類似団体の歳出規模の平均を100とした場合指数とみると、1969年度は64.4、1970年度は63.2でありいずれも類似団体の70%にも満たぬ規模である。

b. 各目的別内訳とみると、1969年度、1970年度とも議会費及び教育費の規模が大きくなっている。反面消防費、民生費は規模が極端に小さく、消防費は類似団体の10%、また民生費は同じく30%にも満たない状況であり、土木費が50%弱でこれに次いでいる。

c. 構成比

各目的別の歳出規模と同様の傾向を示しているが、中でも教育費の割合は、類似団体の倍以上の高い比率を示している。

4. 性質別

各年度における性質別歳出の比較の状況は、第21表から第26表までに掲げるとおりである。

(2) 那覇市

1969年度、1970年度とも維持補修費、普通建設事業費及び公債費の規模が類似団体のそれより大きい。反面補助費等の規模はかなり小さく、類似団体の10分の1にも満たない状況である。

経常的経費(注)の割合は、第14表にみられるとおり、1969年度、1970年度とも類似団体のそれより低く、反面、普通建設事業費の割合が高い比率を示している。これは、目的別歳出規模の項で述べたとおり、那覇市においては、一般会計に占められない港湾整備事業、埋立事業及び市場建設事業を一般会計で行なっていることも影響していると考えられる。

(注) 経常的経費とは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費をいう。

第14表 経常的経費及び普通建設事業の状況

区 分	1969年度			
	那 覇 市		類似団体平均	
	決算額	構成比	決算額	構成比
経常的経費総額	2,923,382	57.8	4,214,811	61.0
普通建設事業費総額	2,031,885	40.2	2,151,043	31.1
歳 出 総 額	5,055,266	100.0	6,913,720	100.0

(1) 玉城村:

玉城村において類似団体の歳出規模を上回っているのは、1969年度の物件費、積立金並びに投資及び出資金、1971年度の普通建設事業費の補助事業である。反面、人件費、扶助費、補助費等及び公債費の規模は1969年度、1970年度とも小さく、維持補修費は年度によってかなりの差がある。次に、構成比をみると、1969年度、1970年度とも物件費及び普通建設事業費の割合が高く、反面人件費の割合の低いことが目だっている。経常的経費については、物件費以外はすべて低く、総額

1970年度				1971年度			
那 覇 市		類似団体平均		那 覇 市		類似団体平均	
予算額	構成比	決算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
3,647,472	44.4	4,986,531	59.2	3,972,290	44.3	5,477,270	66.8
4,417,323	53.7	2,512,567	29.8	4,811,586	53.6	2,046,935	25.0
8,219,227	100.0	8,418,615	100.0	8,971,566	100.0	8,199,882	100.0

においても、大巾に低くなっている。このことは、

人件費の割合によるところが大きい。

第15表 目的別歳出の類似団体との比較 (1969年度)

区 分	那 覇 市			類似団体
	決算額	構成比	指数	決算額
議 会 費	66,265	1.3	72.5	91,344
総 務 費	622,622	12.3	63.0	987,624
民 生 費	449,909	8.9	35.9	1,252,162
衛 生 費	360,343	7.1	59.7	603,225
学 校 費	32,358	0.6	24.7	130,797
農 林 水 産 費	44,095	0.9	10.5	420,462
商 工 費	324,242	6.4	84.0	386,032
土 木 費	1,521,698	30.1	114.1	1,333,118
消 防 費	120,438	2.4	45.3	265,954
教 育 費	1,098,967	21.7	102.5	1,071,797
災 害 復 旧 費	4,960	0.1	88.6	5,600
公 債 費	409,309	8.1	112.6	363,660
話 支 出 金				1,945
前年度繰上充用金				
歳 出 合 計	5,055,206	100.0	73.1	6,913,720

(注) 1. 那覇市は、教育区との純計後の数値である。
 1. 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位 千円)

平均	松 山 市		富 山 市	
構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1.3	98,808	1.4	83,880	1.2
14.3	1,014,522	14.5	960,726	14.1
18.1	1,243,237	24.9	761,088	11.2
8.7	482,984	6.9	723,466	10.6
1.9	157,405	2.2	104,188	1.5
6.1	595,896	8.5	245,028	3.6
5.6	197,575	2.8	574,490	8.4
19.3	1,252,978	17.9	1,413,258	20.7
3.8	185,597	2.6	346,310	5.1
15.5	935,356	13.3	1,208,237	17.7
0.1	11,200	0.2		
5.3	334,765	4.8	392,555	5.8
-	3,890	0.1		
100.0	7,014,213	100.0	6,813,228	100.0

第16表 目的別歳出の類似団体との比較(1970年度)

区 分	那 覇 市			類似団体 決算額
	予算額	構成比	指数	
議 会 費	72,947	0.9	70.5	103,444
総 務 費	1,779,989	14.4	93.4	1,262,997
民 生 費	608,322	7.4	41.4	1,470,786
衛 生 費	194,288	2.4	32.1	604,355
労 働 費	35,531	0.4	22.1	160,821
農 林 水 産 費	51,415	0.6	10.5	488,351
商 工 費	42,541	0.5	7.2	460,368
土 水 費	3,910,974	47.6	227.5	1,719,054
消 防 費	150,618	1.8	53.1	288,547
教 育 費	1,239,548	15.1	93.9	1,319,440
災 害 復 旧 費	12,887	0.2	39.2	32,718
公 債 費	717,343	8.7	173.3	478,953
諸 支 出 金				98,583
前年度繰上充用金				
予 備 費	2,824	-	-	
歳 出 合 計	8,219,227	100.0	97.6	8,418,615

(注)ア. 那覇市は、教育区との純計帳の数値である。
1. 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位 千円)

平均	松 山 市		富 山 市	
	構成比	決算額	構成比	決算額
1.2	705,894	1.2	100,994	1.2
15.0	1,423,468	16.5	1,102,592	13.4
17.5	1,964,084	22.8	977,487	11.9
2.1	559,095	6.5	649,615	2.9
1.9	182,987	2.1	138,655	1.7
5.8	614,745	7.1	361,958	4.4
5.5	216,042	2.5	704,693	4.6
20.4	1,474,289	17.1	1,963,820	23.9
3.4	237,034	2.8	330,061	4.0
15.7	1,261,294	14.6	1,377,586	16.4
0.4	23,478	0.3	42,354	0.5
4.9	357,493	4.1	470,412	5.7
1.2	197,185	2.3		
100.0	8,617,003	100.0	8,220,227	100.0

第17表 目的別歳出の類似団体との比較(1971年度)

区 分	那 霸 市			類似団体
	予算額	構成比	指数	予算額
議 会 費	78,900	0.9	72.7	108,454
総 務 費	1,038,471	11.6	85.9	1,209,207
民 生 費	760,144	8.5	48.9	1,553,795
衛 生 費	270,764	3.0	41.3	655,034
学 校 費	41,061	0.5	28.8	142,521
農 林 水 産 費	55,071	0.6	13.4	411,219
商 工 費	480,558	5.4	131.8	364,743
土 木 費	3,925,178	44.5	285.7	1,578,554
消 防 費	173,957	2.0	55.3	317,950
教 育 費	1,704,117	19.0	139.3	1,223,752
災 害 復 旧 費	14,818	0.2	124.2	1,191
公 債 費	352,927	3.9	58.0	608,121
諸 支 出 金				137,841
前年度繰上充用金				
予 備 費	3,600	-	5.3	67,500
歳 出 合 計	8,971,566	100.0	109.4	8,199,882

(注)ア. 那覇市は、教育区との純計後の数値である。
 1. 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位 千円)

平均	松 山 市		富 山 市	
	構成比	予算額	構成比	予算額
1.3	114,133	1.5	102,776	1.2
14.7	1,191,908	15.2	1,226,505	14.3
18.9	2,064,506	26.3	1,043,084	12.2
8.0	586,487	7.5	723,582	8.5
1.7	159,720	2.1	125,322	1.5
5.0	508,290	6.5	314,147	3.7
4.4	241,862	3.1	487,624	5.7
17.1	734,557	11.9	1,862,550	21.8
3.9	260,710	3.3	375,190	4.4
14.9	1,096,892	14.0	1,350,613	15.8
-	2,383	-		
7.4	407,870	5.2	808,371	9.5
1.7	275,682	3.5		
0.8	5,000	0.1	130,000	1.5
100.0	7,850,000	100.0	8,549,764	100.0

第18表 目的別歳出の類似団体との比較(1969年度)

区 分	玉 城 村			類似団体 決算額
	決算額	構成比	指数	
議会費	5,667	3.7	109.1	5,195
総務費	28,643	19.8	71.4	40,107
民生費	3,649	2.5	18.5	19,696
衛生費	9,669	6.7	146.2	6,615
労働費				
農林水産費	24,669	17.1	80.3	30,737
商工費				1,906
土木費	9,975	6.9	24.4	40,885
消防費	427	0.3	5.2	8,286
教育費	61,728	42.7	132.4	46,607
災害復旧費				11,797
公債費				11,091
諸支出金				1,208
前年度繰上充用金				
歳出合計	144,447	100.0	84.4	224,130

(注)ア 玉城村は、教育区との純計帳の数値である。
 1. 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位千円)

平均	不知火町		物部村	
	構成比	決算額	構成比	決算額
2.3	5,338	2.7	5,052	2.0
17.9	40,893	20.5	39,321	15.8
9.8	20,533	10.3	18,860	7.6
3.0	6,137	3.1	7,073	2.9
13.7	8,432	4.2	53,041	21.3
0.9	1,440	0.7	2,372	1.0
18.2	42,534	21.3	39,235	15.8
3.7	4,177	2.1	12,395	5.0
20.8	58,128	29.1	35,087	14.1
5.3	3,084	1.5	20,509	8.2
4.9	8,709	4.4	13,475	5.4
0.5	62		2,354	0.9
100.0	224,466	100.0	248,794	100.0

第19表 目的別支出の類似団体との比較(1970年度)

区 分	玉 城 村			類似団体
	決算額	構成比	指数	決算額
議 会 費	7,133	4.8	113.8	6,276
総 務 費	32,289	21.9	69.5	46,444
民 生 費	6,835	4.6	27.8	24,543
衛 生 費	1,420	1.0	16.6	8,534
労 働 費	155	0.1	-	-
農 林 水 産 費	12,065	11.6	49.0	34,814
商 工 費	18	-	1.3	1,378
土 木 費	19,960	13.6	40.7	49,079
消 防 費	367	0.2	5.1	2,171
教 育 費	61,941	42.1	159.1	38,931
災 害 復 旧 費				4,970
公 債 費				10,527
諸 支 出 金				242
前年度繰上充用金				
歳 出 合 計	147,183	100.0	53.2	233,019

(注) 1. 玉城村は、教育区との純計後の数値である。
 2. 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。

(単位千円)

平均	不 知 火 町		物 部 村	
	構成比	決算額	構成比	決算額
2.7	6,475	3.1	6,076	2.4
19.9	54,794	26.3	38,093	14.8
10.5	27,776	13.3	21,309	8.3
3.7	7,186	3.5	9,883	3.8
14.9	13,588	6.5	56,039	21.7
0.6	581	0.3	2,176	0.8
21.1	51,699	24.4	46,459	18.0
3.1	4,971	2.4	9,371	3.6
16.7	30,828	14.8	47,034	18.2
2.1	534	0.3	9,406	3.6
4.5	9,821	4.7	11,253	4.4
0.1	26	-	659	0.3
100.0	208,279	100.0	257,758	100.0

第20表 目的別歳出の類似団体との比較(1971年度)

区 分	玉 城 村			類似団体 予 算 額
	予 算 額	構 成 比	指 数	
議 会 費	8,200	3.6	109.4	7,494
総 務 費	36,365	16.0	78.5	46,302
民 生 費	5,239	2.3	19.4	26,973
衛 生 費	5,069	2.2	60.5	8,384
学 校 費				
農 林 水 産 費	34,293	15.1	69.2	49,562
商 工 費				1,226
土 木 費	26,741	11.8	46.0	58,149
消 防 費	685	0.3	10.0	6,818
教 育 費	209,080	48.1	205.7	52,989
災 害 復 旧 費	1,080	0.5	28.6	3,778
公 債 費				14,220
諸 支 出 金				26
前年度繰上充用金				
予 備 費				1,431
歳 出 合 計	226,753	100.0	81.6	277,832

(注) 1. 那覇市は、教育区との純計後の数値である。
 2. 指数は、類似団体平均と100とした場合のものである。

(単位 千円)

平均	不 知 火 町		物 部 村	
	構 成 比	予 算 額	構 成 比	予 算 額
	2.7	7,431	2.6	7,557
	16.7	43,576	15.3	49,029
	9.7	29,363	10.3	24,583
	3.0	9,622	3.4	7,145
	17.8	55,088	19.3	44,036
	0.6	738	0.3	2,715
	20.9	70,073	24.6	46,226
	2.5	4,490	1.6	7,145
	17.1	46,526	16.3	59,451
	1.4	3,096	1.1	4,459
	5.1	13,049	4.6	15,392
		51		
	0.5	1,871	0.7	1,000
100.0	284,974	100.0	270,738	100.0

第21表 性質別歳出の類似団体との比較(1969年度)

区 分	那 覇 市			類似団体 決算額
	決算額	構成比	指数	
人物	1,402,064	27.7	71.2	1,970,257
物件	547,874	10.8	83.4	656,528
維持	249,712	4.9	253.3	97,818
補助	253,651	5.0	35.9	707,433
補助	37,232	0.7	8.7	426,149
普通	2,031,885	40.2	94.5	2,151,043
建設	1,174,759	23.2	143.0	821,332
単	857,126	17.0	72.5	1,182,412
県				100,751
国				20,713
受				25,835
災	4,960	0.1	88.6	5,598
復				5,598
単	4,960	0.1		
県				
国				
受				
災				
復				
単	18,259	0.4	22.6	80,824
県				
国				
受				
災				
復				
単	432,849	8.6	121.4	356,606
県				
国				
受				
災				
復				
単	14,473	0.3	93.9	15,419
県				
国				
受				
災				
復				
単				21,628
県				
国				
受				
災				
復				
単				239,075
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				
単				
県				
国				
受				
災				
復				

第23表 性願列歳出の類似国体との比較(1971年度)

区 分	那 覇 市			類似国体 予 算 額
	予 算 額	構 成 比	指 数	
人 物 賃 料	2,090,299	23.3	83.6	2,501,659
持 修 費	810,515	9.0	76.9	1,053,405
扶 助 費	242,731	2.7	358.8	67,649
補 助 費	391,510	4.4	48.2	811,679
普 通 運 設 費	43,211	0.5	9.9	434,758
補 単 営 業 費	4,811,586	53.6	235.1	2,046,935
受 託 費	2,905,630	32.4	283.7	1,024,339
復 旧 費	1,905,956	21.2	192.9	988,079
貸 付 金				9214
貸 付 金				303
貸 付 金				25,000
貸 付 金	14,818	0.2	1243.1	1192
貸 付 金	14,818	0.2		1192
貸 付 金				
貸 付 金				
貸 付 金	23,134	0.3	21.5	107,595
貸 付 金	394,024	4.3	64.8	608,120
貸 付 金	14,400	0.2	521.4	2,762
貸 付 金				27,392
貸 付 金				263,808
貸 付 金	1,353,338	1.5	49.6	272,928
歳 出 合 計	8,971,566	100.0	107.4	8,199,882

(注) 1 那覇市は、教育区との純計後の数値である。

1. 指数は、類似国体平均と100とした場合のものである。

(24)

(単位 千円)

平均	松 山 市		富 山 市	
	構 成 比	予 算 額	構 成 比	予 算 額
30.5	2,482,902	31.6	2,520,417	29.5
12.9	1,333,327	17.0	773,483	9.0
0.8	69,670	0.9	65,628	0.8
9.9	1,223,690	15.6	397,668	4.7
5.3	341,698	4.4	527,819	6.2
25.0	1,462,964	18.6	2,630,906	30.8
12.5	815,401	10.4	1,233,278	14.5
12.0	597,563	7.6	1,378,594	16.1
0.2			18,428	0.2
			606	-
0.3	50,000	0.6		
	2,383			
	2,383			
1.3	99,620	1.3	115,570	1.3
7.4	497,870	5.2	808,371	9.5
			5,523	0.1
0.3	9,420	0.1	45,363	0.5
5.2	170,046	2.2	357,570	4.2
3.3	246,410	3.1	297,446	3.5
100.0	7,850,000	100.0	8,549,764	100.0

(34)

第 26 表 性質別歳出の類似団体との比較 (1971年度)

(単位 千円)

区 分	玉 城 村			類似 団体 予 算 額
	予 算 額	備 成 比	指 数	
人 件 費	46,272	20.2	59.0	78,428
物 件 費	39,955	17.6	91.1	43,871
維持 補 修 費	815	0.4	13.7	5,954
技 助 費	882	0.4	73.4	1,195
補 助 費	2,243	4.1	34.2	26,994
普 通 運 設 事 業 費	117,654	51.9	113.8	103,362
酒 類 販 売 助 成 費	80,118	35.3	104.5	26,671
単 独 営 業 助 成 費	37,533	16.6	161.4	23,257
国 庫 直 営 業 務 託 成 費				3,434
災 害 復 旧 事 業 費	2,723	1.2	72.1	3,777
補 助 費				3,777
単 独 営 業 助 成 費	2,723	1.2		
国 庫 直 営 業 務 託 成 費				
受 託 費				
公 債 借 入 費	4,961	2.2	34.9	14,220
積 立 金	1,922	0.9		
貸 付 金				
貸 出 金	2,276	1.0	446.7	51
繰 上 充 用 金				
歳 出 合 計	226,753	100.0	81.6	277,852

平均 備 成 比	不 知 火 町		物 部 付	
	予 算 額	備 成 比	予 算 額	備 成 比
28.2	82,616	29.0	74,243	27.4
15.8	43,640	15.3	44,102	16.3
2.1	2,700	0.8	2,709	3.6
0.4	1,141	0.4	1,250	0.5
9.7	17,204	6.0	36,785	12.6
37.2	122,028	42.8	84,676	31.3
37.6	105,704	37.1	47,635	17.6
8.4	13,277	4.7	32,238	12.3
1.2	3,047	1.0	3,830	1.4
1.4	3,096	1.1	4,459	1.6
1.4	3,096	1.1	4,457	1.6
5.1	13,049	4.6	15,392	5.7
			102	-
100.0	284,974	100.0	270,738	100.0

(注) ア. 玉城村は教育区との統計後の数値である。

イ. 指数は、類似団体平均を100とした場合のものである。